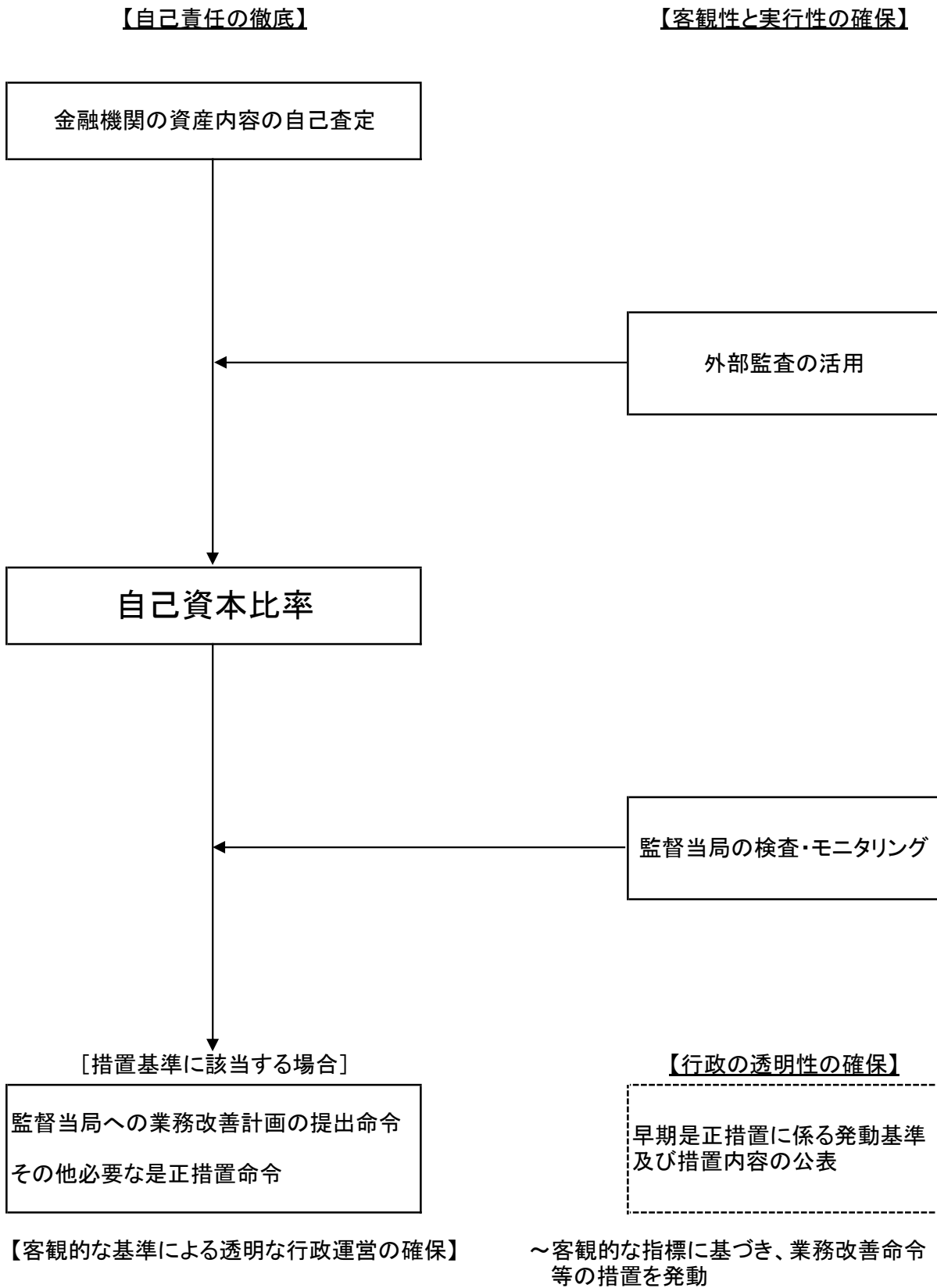


# 早期是正措置の概念図



## 早期警戒制度について

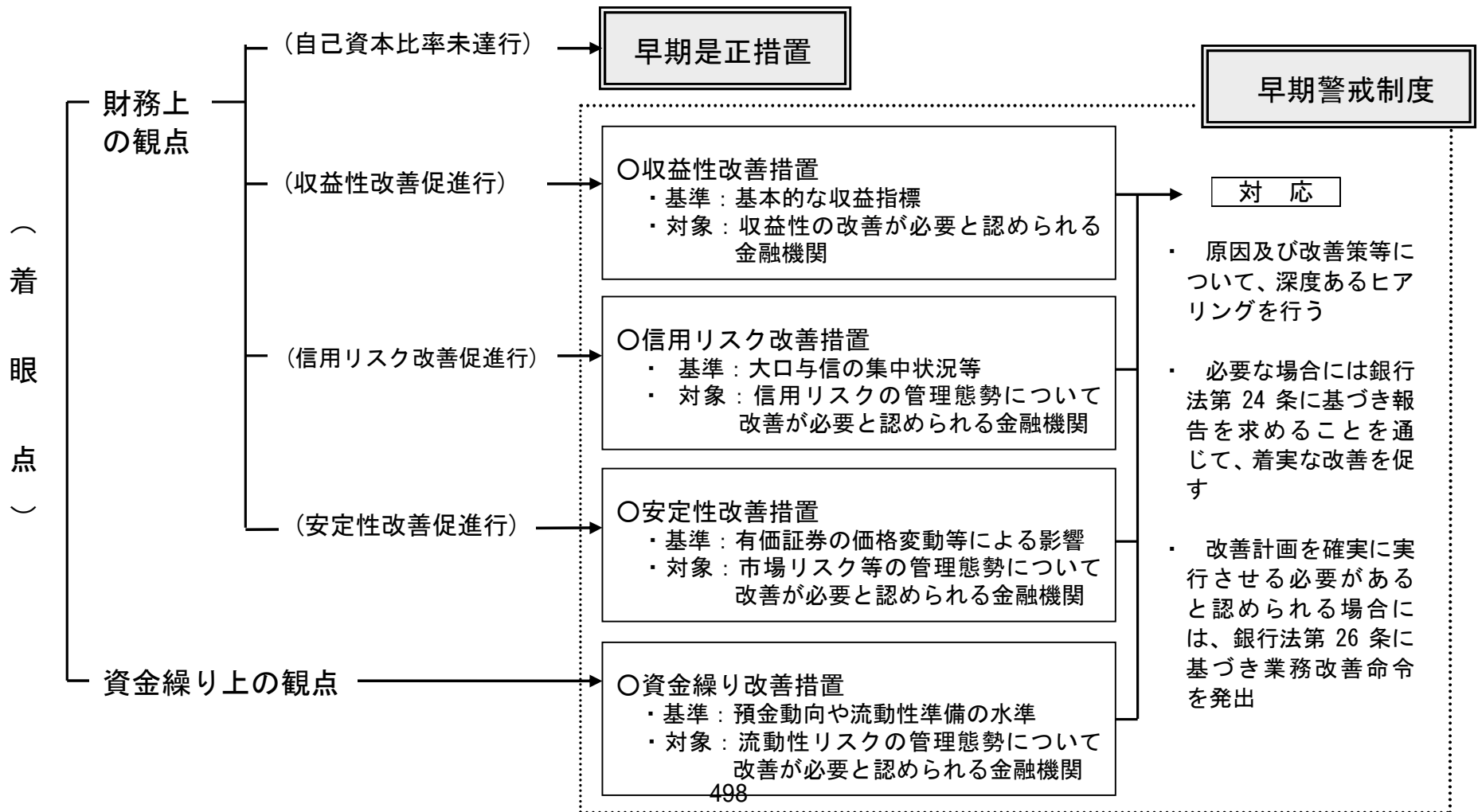
○ 金融再生プログラム（抄）

（オ）「早期警戒制度」の活用

自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

○ 意義

金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。



## 早期警戒制度の導入について

### 1. 経緯

平成 19 事務年度においては、サブプライムローン問題や金融商品取引業者の破綻が相次いで発生した。これらを踏まえ、平成 20 年 4 月、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から、早期警戒制度を導入した。

なお、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用することとした。

### 2. 早期警戒制度の着眼点

#### (1) 自己資本規制比率の変動

自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。

#### (2) 有価証券の価格変動

金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。

#### (3) 為替変動の影響等

店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。

### 3. 監督手法・対応

上記(1)から(3)までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

## 金融上の行政処分について

### ○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

### ○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

### ○ 行政処分の公正性・透明性の確保

#### 1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。  
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係



る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、20年3月31日時点までで28件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は5件。

(注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

## 2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

## 3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。  
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

### ○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
  - ◎ 公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

### ③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

### ○ チェック体制等

- ・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- ・ 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

### ○ 事後のフォローアップ

- ・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取り組む、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以 上)

## 行政処分の件数(平成14年4月～平成24事務年度)

	13事務年度 (14年4月1日～ 6月30日)	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年 度	19事務年 度	20事務年 度	21事務年 度	22事務年 度	23事務年 度	24事務年 度	合 計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	45
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	37
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	83
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	61
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	18
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
労働金庫	0	11	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	25
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	20
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	1	20
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	-	2
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	390
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	51
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	105
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	47
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	11
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	60
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
<b>合 計</b>	<b>20</b>	<b>66</b>	<b>107</b>	<b>90</b>	<b>253</b>	<b>129</b>	<b>80</b>	<b>87</b>	<b>104</b>	<b>70</b>	<b>58</b>	<b>52</b>	<b>1116</b>
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	393

(注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

(注3)金融商品仲介業者(19年9月以前は証券仲介業者)の件数は、16年4月より証券仲介業者制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。

(注4)少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業者制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。

(注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6)前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証券発行者の処分件数。

(注7)資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。

(注8)第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注9)第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

(注10)投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

(注11)投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

## 【参考】監督方針の構成（主要行）

## 1. 総論

## 1. 金融システムを取り巻く環境

- ・欧州情勢、電力供給の制約等が、国内経済に与える影響
- ・世界経済の影響を受けやすい金融システムの特性（欧州の政府債務問題、米国の経済・金融動向、中国などの新興市場の動向等）

## 2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ベター・レギュレーションの一層の定着・深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。その際に、足元の欧州情勢や、中小企業金融円滑化法の最終延長の一年であること、東日本大震災の被災地の実情等を、十分踏まえる。

- ① リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、システム・業務継続体制の点検）
- ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
- ③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
- ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各行における先進的取組みを他行に紹介等）

※ 検査部局、証券取引等監視委員会、日本銀行、日本公認会計士協会等との緊密な連携（特に検査・監督一体となったモニタリングの実施・強化）

※ 金融機関の負担軽減に配慮した監督行政（報告等の年1回の定期的な点検等）

## 2. 監督重点分野

## 1. 円滑な金融仲介機能の発揮

## (1)東日本大震災に対する金融面からの対応

二重債務問題に対する対応状況の注視、復旧・復興に向けた資金需要の対応状況の確認等

## (2)成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組みの促進

新規融資の積極的な取組みを促進

地域経済の実情等も踏まえつつ顧客ニーズに応じた対応（他の金融機関・外部機関との連携）、エキイティブファンド等による起業等への支援、ABL等の多様な金融手法の活用、日本企業によるアジア等への海外進出支援、海外展開・プロジェクトファイナンス等の強化の促進

## (3)中小企業金融・個人向け融資（住宅ローン等）に対する金融仲介機能の発揮

## ①中小企業向け融資・住宅ローンの円滑化

借手企業への積極的なコンサル機能の発揮、外部機関・他の金融機関との連携、実抜計画の策定状況等の検証、経営者以外の第三者に対する個人連帯保証の原則禁止、資本金借入金の活用、住宅ローンの金利減免の対応状況確認等

## ②消費者向け貸付けへの対応に関する実態把握

## 2. リスク管理と金融システムの安定

## (1)マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

## ① 注視すべきリスク分野

欧州の政府債務問題、米国の経済・金融動向、新興市場の動向、金利上昇リスク、住宅ローンのリスク管理、政策保有株式の削減、流動性リスク等

## ② リスク管理手法の改善

経営陣の主導性発揮によるリスク波及効果の認識、テールリスクも織り込んだストレステストの実施、

## ③ 財務基盤の強化

自己資本の充実

## (2)収益力強化の取組みを支えるリスク管理態勢の充実

## ① グループ全体でのリスク管理態勢の強化

持株会社によるグループ全体のリスク管理（事務リスク・オペリスク・風評リスク等の管理を含む）

## ② 国際展開への対応

非日系与信、海外店・海外現法も含むリスク管理

## (3)国際的に活動し、大規模で多様な業務を行う金融機関に対する深度ある監督

## (4)新規参入銀行、外国銀行支店等について

## 3. 顧客保護と利用者利便の向上

## (1)業務の継続性の確保

システムリスク評価の内部管理態勢等の確認  
訓練等を通じた業務継続計画の実効性の確認

## (2)情報セキュリティ管理の徹底等

顧客情報の厳格な管理の徹底

特にインサイダー取引防止に向けた対応の徹底

## (3)リスク性商品の販売態勢等の充実

為替デリバティブ、通貨選択型ファンド等のリスク性商品に係る適合性原則の遵守状況・社内の動機付け・不招請勧誘に関する法令遵守状況・販売後のフォローアップ態勢、投資信託等の販売時の説明態勢等の検証、年金基金等の法人顧客への対応状況の確認（年金信託における受託者責任、注意義務の忠実な履行等）等

## (4)相談・苦情処理態勢の充実

金融ADR制度への対応状況の注視

## (5)金融機能の不正利用の防止

震災を悪用した振り込め詐欺への対応、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み、サイバー攻撃等への対応に向けた警察との連携強化等（※その他、LIBOR問題をめぐる対応も明記）



## 1. 総論

## 1. 金融システムを取り巻く環境

- ・ 欧州情勢、電力供給の制約等が国内経済に与える影響
- ・ 世界経済の影響を受けやすい金融システムの特長

## 2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ ベター・レギュレーションの一層の定着・深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む

その際、足下の欧州情勢や、中小企業金融円滑化法の最終年度であること、東日本大震災の被災地の実情等を、十分踏まえる

- ① リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、システム・業務継続体制の点検）
- ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
- ③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
- ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各金融機関における先進的取組みを他の金融機関に紹介等）

※ 検査部局、証券取引等監視委員会、日本銀行、日本公認会計士協会等との緊密な連携（特に検査・監督一体となったモニタリングの実施・強化）

※ 財務局と一体となった監督行政（データ分析や着眼材料の提供の充実、財務局からの報告を活用した経営分析など監督力を強化）

※ 金融機関の負担軽減に配慮した監督行政（報告等の年1回の定期的な点検等）

## 2. 監督重点分野

## 1. 円滑な金融仲介機能の発揮

## (1) 東日本大震災からの復興に向けた金融面からの支援

- ・ 二重ローン問題への対応（東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構、個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用等）
- ・ 金融機能強化法（震災特例）の活用促進 等

## (2) 地域密着型金融の深化

- ・ 顧客のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮（創業・新事業展開のためのニューマネーの供給、成長段階におけるアジア進出支援等）
- ・ 地域経済の活性化への貢献

## (3) 中小企業の経営支援、住宅ローン借入者への対応等

- ・ 「政策パッケージ」に掲げた施策の具体化
- ・ 外部機関等を活用した事業再生支援、事業再生ファンドの設立促進
- ・ 経営者以外の第三者の個人連帯保証の原則禁止
- ・ 地域密着型金融の取組みとの整合性に留意した「認定経営革新等支援機関制度」への対応
- ・ 住宅ローンの金利減免の対応状況の確認 等

## (4) 成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組みの促進

- ・ 新規融資の積極的な取組みを促進
- ・ エクイティファンド等を活用した起業等への支援
- ・ 資本金借入金、ABL、電子記録債権等の活用 等

## 2. リスク管理と地域における金融システムの安定

## (1) マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

## ① 注視すべきリスク分野

- ・ 欧州の政府債務問題、米国の経済・金融動向、新興市場の動向
- ・ 債券の金利上昇リスク、株式、仕組み債等のリスク
- ・ 大口与信先の信用リスク（経営再建計画の策定・進捗状況のフォローアップ、顧客の実態に応じた適切な引当等）
- ・ 住宅ローン特有のリスク 等

## ② リスク管理手法の改善

- ・ 経営陣の主導性発揮によるリスク波及効果の認識
- ・ テールリスクも織り込んだストレステストの実施

## ③ 財務基盤の強化

- ・ 将来を見据えた資本基盤の充実・強化
- ・ 協同組織金融機関については、中央機関と緊密に連携
- ・ 国の資本参加の申請期限延長も踏まえた金融機能強化法の活用の積極的な検討の促進

## (2) 収益力強化の取組みとそれを支えるリスク管理態勢の充実

- ・ 中長期的な視点に立った収益基盤の充実（地域銀行自身の海外展開を含むアジア進出支援等の地域密着型金融の取組みの実践）
- ・ 非日系与信や海外拠点も含むリスク管理
- ・ 新たな業務展開に伴うリスクの把握
- ・ 協同組織金融機関の基本的性格等を踏まえた金融仲介機能の最大限の発揮

## 3. 顧客保護と利用者利便の向上

## (1) 業務の継続性の確保

- ・ システムリスク評価の内部管理態勢（共同センター等の外部委託先管理態勢）等の確認
- ・ 訓練等を通じた業務継続体制の確認

## (2) 情報セキュリティ管理の徹底等

- ・ 顧客情報の厳格な管理の徹底
- ・ 特にインサイダー取引防止に向けた対応の徹底

## (3) 顧客への説明態勢の充実等

- ・ 為替デリバティブ、通貨選択型ファンド等のリスク性商品に係る適合性原則の遵守状況・社内の動機付け・不招請勧誘に関する法令遵守状況・販売後のフォローアップ態勢、投資信託等の販売時の説明態勢等の検証
- ・ 年金基金等の法人顧客への対応状況の確認

## (4) 相談・苦情処理態勢の充実

- ・ 金融ADR制度への対応状況の注視

## (5) 金融機能の不正利用の防止

- ・ 震災を悪用した振り込め詐欺への対応
- ・ 反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み
- ・ サイバー攻撃等への対応に向けた警察との連携強化

等

## 主要行等の平成25年3月期決算の概要

### 1. 損益の状況

- 実質業務純益は、資金利益が減少したものの、役務取引等利益や債券等関係損益が増加したことなどにより、前期に比べ2.4%の増加。
- 当期純利益は、保有株式の減損処理が増加したものの、税効果会計に係る例示区分を変更した影響などにより、前期に比べ26.7%の増加。

(単位：億円)

	23年3月期	24年3月期	25年3月期	前期比
業務粗利益	65,168	65,380	66,347	967
資金利益	40,336	39,148	38,286	▲862
役務取引等利益	12,154	12,644	13,673	1,029
債券等関係損益	5,921	6,901	7,562	661
うち、債券等償却(▲)	▲274	▲229	▲221	8
経費(▲)	▲33,013	▲33,444	▲33,643	▲199
実質業務純益	32,155	31,936	32,704	768
与信関係費用(▲)	▲3,922	▲1,701	▲1,634	67
株式等関係損益	▲2,997	▲2,097	▲2,312	▲215
うち、株式等償却(▲)	▲3,499	▲1,986	▲2,686	▲700
当期純利益	18,504	17,486	22,152	4,666

※23年3月期の与信関係費用には、償却債権取立益を含まない。

(参考)

	23年3月期	24年3月期	25年3月期
貸出金(末残)	238.7兆円	244.8兆円	259.1兆円

(注) 貸出金は銀行勘定計

### 2. 不良債権の状況

- 不良債権額は前期に比べ僅かに増加、不良債権比率は低下。

	23年3月期	24年3月期	25年3月期
不良債権額	4.9兆円	5.0兆円	5.1兆円
不良債権比率	1.84%	1.84%	1.78%

### 3. 自己資本比率の状況

- 国際統一基準行は25年3月期よりバーゼル3の適用を開始。

(国際統一基準行：6行)

(国内基準行：4行)

	25年3月期
総自己資本比率	17.45%
Tier 1比率	13.15%
普通株式等Tier 1比率	10.99%

	25年3月期
自己資本比率	14.70%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) 計数は単体ベース。ただし、一部の銀行において再生専門子会社の計数を含む。

## 主要行等の平成25年3月期決算状況【単体】

(単位:億円、%)

	実質 業務純益	与信関係 費用	株式等関係損益			経常利益	当期純利益	その他有価証券 評価損益		(総)自己資本 比率	Tier1比率	普通株式等 Tier1比率	不良債権残高 (再生法開示債権)			不良債権 比率 (対総与信)
			売却損益	償却	うち株式			うち要管理 債権	うち危険 債権以下							
みずほ銀行	3,031	196	▲ 247	39	▲ 286	2,752	2,345	2,878	2,251	15.46%	11.49%	-	7,927	3,219	4,708	2.30%
みずほコーポレート銀行 *	4,940	▲ 1,341	▲ 941	▲ 58	▲ 883	2,597	2,508	6,592	5,979	15.33%	12.18%	9.16%	4,430	2,499	1,930	1.18%
みずほ信託銀行 *	493	11	▲ 86	13	▲ 99	349	259	792	611	17.44%	13.46%	13.46%	576	90	486	1.49%
みずほFG計	8,464	▲ 1,134	▲ 1,275	▲ 6	▲ 1,269	5,697	5,112	10,263	8,841	15.47%	11.99%	9.47%	12,933	5,809	7,125	1.71%
三菱東京UFJ銀行 *	10,016	▲ 566	▲ 585	90	▲ 675	8,610	5,851	12,767	7,016	18.52%	13.99%	11.76%	16,277	5,331	10,945	1.96%
三菱UFJ信託銀行 *	1,623	▲ 87	14	138	▲ 123	1,363	1,252	4,808	2,427	17.94%	13.22%	12.49%	692	195	497	0.59%
三菱UFJFG計	11,639	▲ 653	▲ 571	228	▲ 798	9,973	7,103	17,576	9,443	18.43%	13.87%	11.87%	16,969	5,527	11,442	1.80%
三井住友銀行 *	8,124	▲ 195	▲ 357	5	▲ 361	6,709	6,178	10,407	7,697	18.62%	13.92%	11.75%	10,935	2,566	8,368	1.59%
りそな銀行	1,676	296	▲ 74	58	▲ 133	1,878	2,056	1,712	1,579	13.41%	9.22%	-	3,582	1,013	2,570	1.97%
三井住友信託銀行 *	2,103	53	▲ 54	55	▲ 109	1,906	1,052	3,130	2,886	14.25%	9.90%	8.40%	3,059	1,014	2,046	1.32%
新生銀行	260	13	18	30	▲ 12	257	247	79	44	14.31%	11.99%	-	2,426	57	2,369	5.32%
あおぞら銀行	439	▲ 13	0	4	▲ 4	407	405	185	5	15.66%	16.15%	-	1,063	200	863	3.83%
10行計	32,704	▲ 1,634	▲ 2,312	374	▲ 2,686	26,827	22,152	43,350	30,496	-	-	-	50,967	16,185	34,783	1.78%

(国際統一基準計) 17.45% 13.15% 10.99%

(国内基準計) 14.70% 11.22% -

(出典)決算短信等

(参考)過去の主要行等合計の推移

22年3月期(11行計)	29,297	▲ 9,655	622	2,281	▲ 1,659	14,917	11,594	16,456	14,179	-	-	-	50,316	11,903	38,413	1.86%
23年3月期(11行計)	32,155	▲ 3,922	▲ 2,997	502	▲ 3,499	21,755	18,504	5,839	7,579	-	-	-	48,600	15,371	33,229	1.84%
24年3月期(11行計)	31,936	▲ 1,701	▲ 2,097	▲ 111	▲ 1,986	25,119	17,486	13,708	7,493	-	-	-	49,831	15,120	34,710	1.84%

(注1)金額及び10行(11行)計の比率については四捨五入、各行の比率については切り捨て表示。

(注2)\*印は国際基準行。

(注3)与信関係費用及び株式等関係損益の償却について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(注4)23年3月期以前の与信関係費用については、償却債権取立益を含まない。



## 主要行等の平成25年3月期決算状況【連結】＜速報ベース＞

(単位:億円、%)

	与信関係費用	株式等関係損益	当期純利益	其他有価証券評価損益		(総)自己資本比率	Tier1比率	普通株式等Tier1比率
					うち株式			
みずほフィナンシャルグループ *	▲ 1,118	▲ 829	5,605	8,814	7,101	14.18%	11.02%	8.16%
三菱UFJフィナンシャル・グループ *	▲ 1,157	▲ 537	8,526	18,851	10,460	16.68%	12.74%	11.70%
三井住友フィナンシャルグループ *	▲ 1,731	▲ 210	7,941	11,216	7,712	14.71%	10.93%	9.38%
りそなホールディングス	131	▲ 75	2,751	2,581	2,223	14.67%	10.74%	—
三井住友トラスト・ホールディングス *	61	▲ 42	1,338	2,820	2,525	14.10%	9.95%	8.30%
新生銀行	▲ 55	11	511	89	57	12.24%	10.41%	—
あおぞら銀行	▲ 24	0	406	185	5	15.70%	16.27%	—
<b>7グループ計</b>	<b>▲ 3,893</b>	<b>▲ 1,681</b>	<b>27,077</b>	<b>44,556</b>	<b>30,084</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

(出典)決算短信等

(国際統一基準計) 15.28% 11.57% 9.87%

(国内基準計) 14.24% 11.29% —

(参考)過去の主要行等合計の推移

22年3月期(8グループ計)	▲ 18,104	302	10,001	19,491	16,998	—	—	—
23年3月期(8グループ計)	▲ 8,537	▲ 2,224	18,385	8,520	9,914	—	—	—
24年3月期(7グループ計)	▲ 3,228	▲ 1,868	24,554	16,294	9,263	—	—	—

(注1)金額及びグループ計の比率については四捨五入、各グループの比率については切り捨て表示。

(注2)\*印は国際統一基準。

(注3)与信関係費用及び株式等関係損益について、正の値は益を、負の値は損を表す。

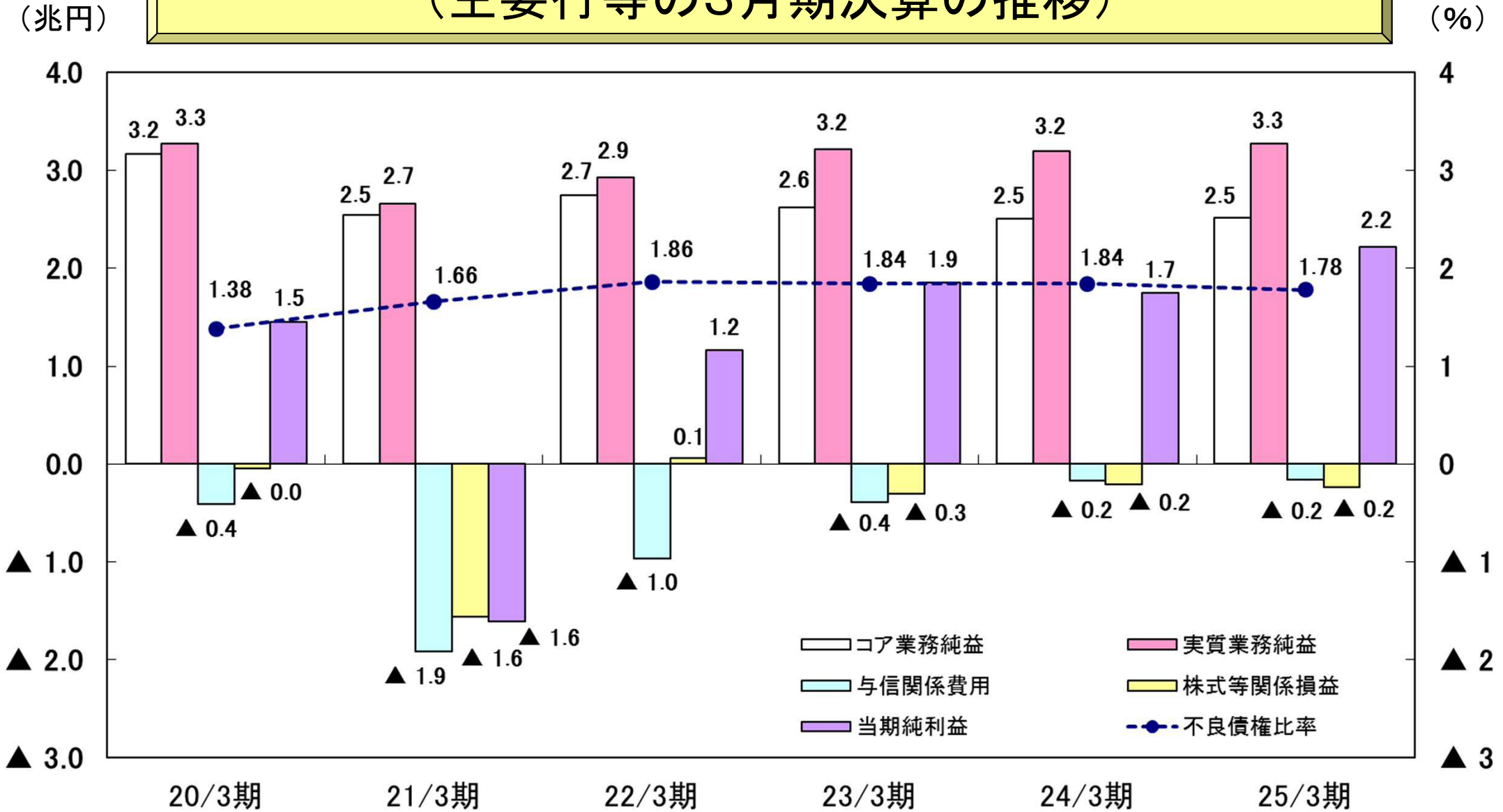
(注4)中央三井トラスト・ホールディングスは、平成23年4月1日付で三井住友トラスト・ホールディングスに名称変更するとともに、住友信託銀行を子会社化。

(注5)23年3月期以前の与信関係費用については、償却債権取立益を含まない。

(注6)過去の主要行等合計の計数については、一部のグループにおいて業績修正等があったことから、過去の当庁公表数値と異なる。

# 主要行等の平成25年3月期決算の補足資料①

## (主要行等の3月期決算の推移)



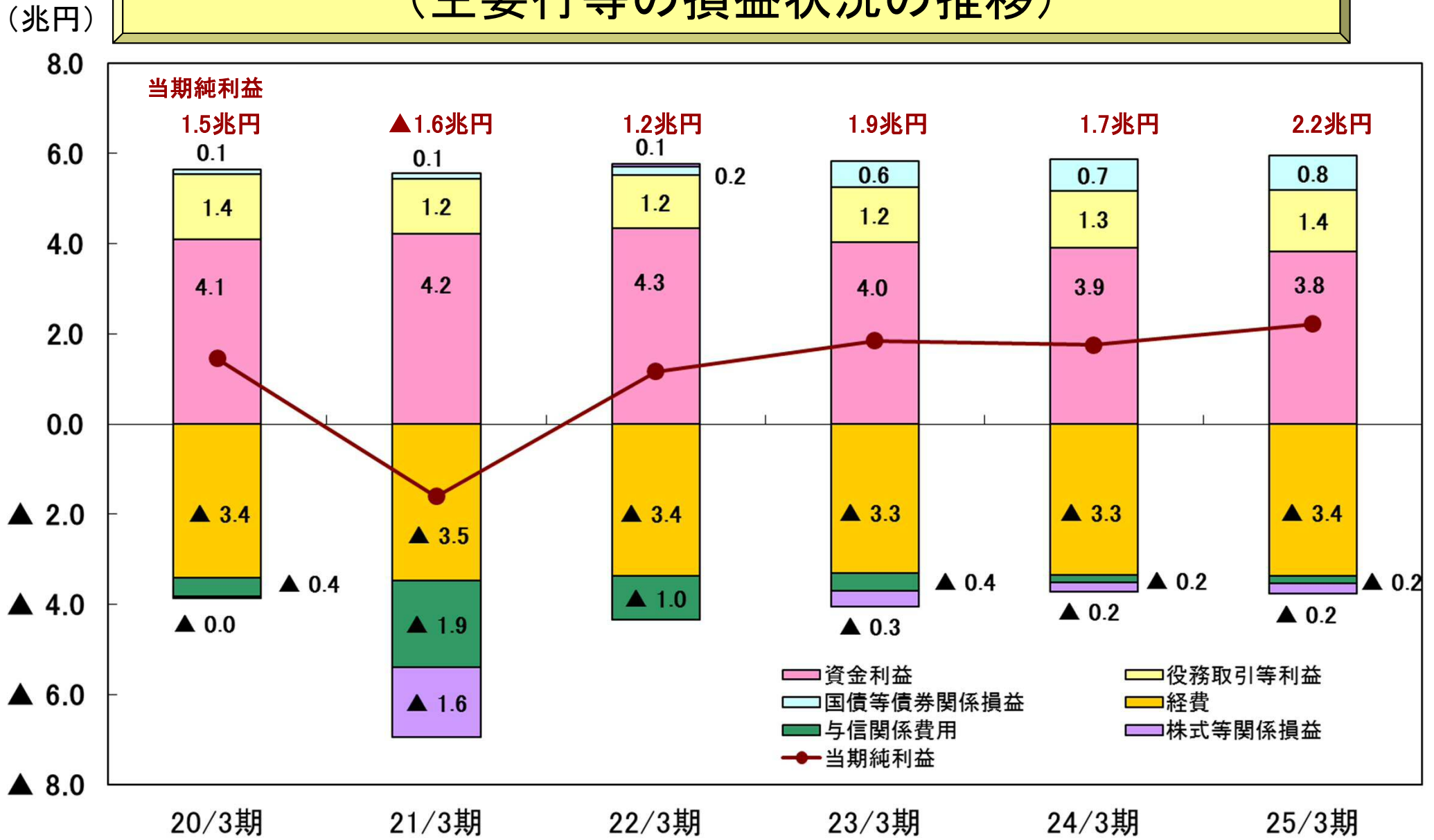
(注1) 24年3月期以前は11行(みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行)の合計。25年3月期は10行(中央三井信託銀行と住友信託銀行が合併)の合計。

(注2) コア業務純益=実質業務純益-国債等関係損益

(注3) 23年3月期以前の与信関係費用については、償却債権取立益を含まない。

# 主要行等の平成25年3月期決算の補足資料②

## (主要行等の損益状況の推移)



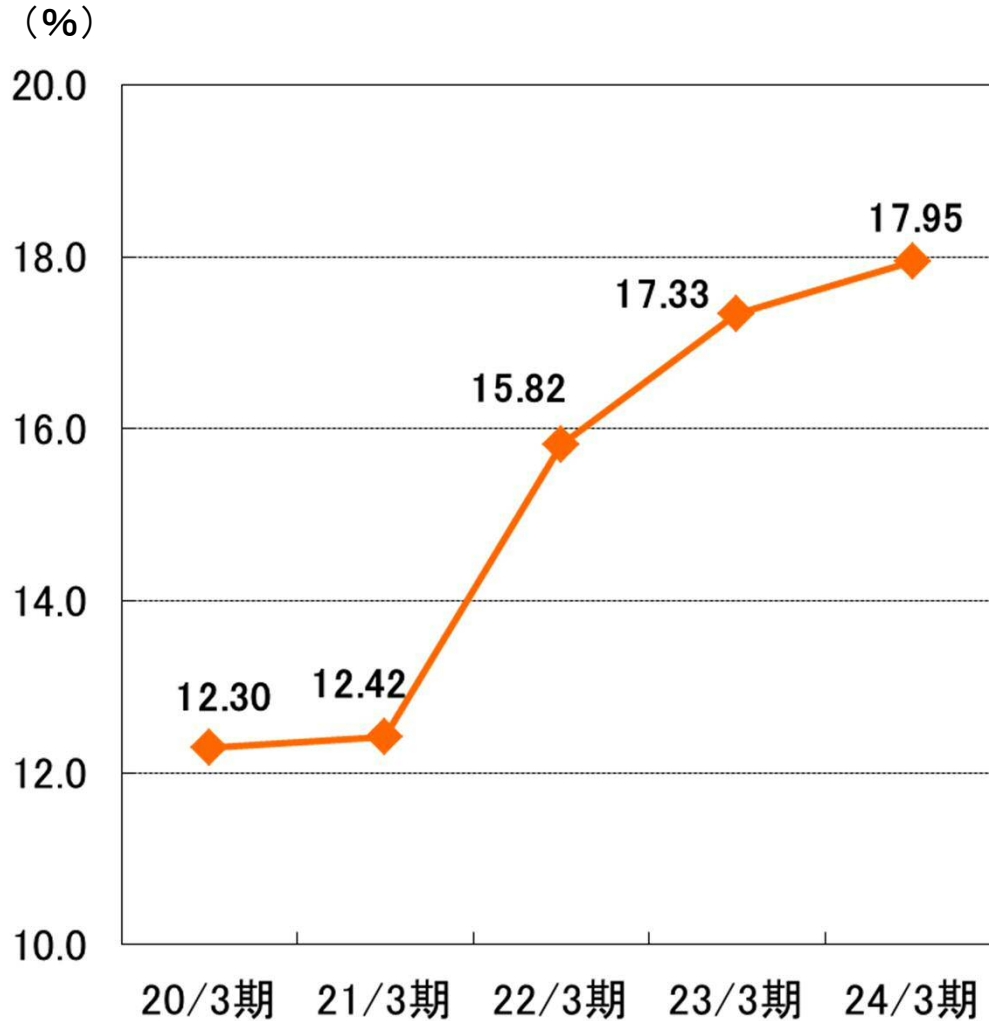
(注1) 24年3月期以前は11行(みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行)の合計。25年3月期は10行(中央三井信託銀行と住友信託銀行が合併)の合計。

(注2) 23年3月期以前の与信関係費用については、償却債権取立益を含まない。

# 主要行等の平成25年3月期決算の補足資料③

## (自己資本比率等の状況)

### 自己資本比率(24年3月期まで)10行計



### 国際統一基準行(6行)

総自己資本比率	17.45 %
Tier1比率	13.15 %
普通株式等Tier1比率	10.99 %

(注1) 平成25年3月期よりバーゼル3ベース(段階実施)  
 (注2) 国際統一基準行は、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行の6行。

### 国内基準行(4行)

自己資本比率	14.70 %
--------	---------

(注) 国内基準行は、みずほ銀行、りそな銀行、新生銀行、あおぞら銀行の4行。

(注) 24年3月期以前は11行(みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行)の合計。 512

## 地域銀行の平成25年3月期決算の概要

## 1. 損益の状況

- 実質業務純益は、資金利益が減少したものの、債券等関係損益が増加したことなどにより、前期に比べ1.2%の増加。
- 当期純利益は、与信関係費用が増加したものの、株式等関係損益が改善したことなどにより、前期に比べ12.2%の増加。

(単位：億円)

	23年3月期	24年3月期	25年3月期	前期比
業務粗利益	50,002	49,107	48,543	▲ 564
資金利益	43,184	42,396	41,048	▲ 1,348
役務取引等利益	4,585	4,594	4,790	196
債券等関係損益	1,552	1,363	1,958	595
うち、債券等償却(▲)	▲ 217	▲ 136	▲ 142	▲ 6
経費(▲)	▲ 32,003	▲ 31,912	▲ 31,143	769
実質業務純益	17,998	17,195	17,399	204
与信関係費用(▲)	▲ 6,145	▲ 2,912	▲ 3,650	▲ 738
株式等関係損益	▲ 1,070	▲ 1,230	▲ 811	419
うち、株式等償却(▲)	▲ 929	▲ 797	▲ 721	76
当期純利益	6,527	7,272	8,157	885

(参考)

	23年3月期	24年3月期	25年3月期
貸出金(末残)	207.9兆円	213.1兆円	219.1兆円

## 2. 不良債権の状況

- 不良債権額は前期に比べ横ばい、不良債権比率は低下。

	23年3月期	24年3月期	25年3月期
不良債権額	6.7兆円	6.8兆円	6.8兆円
不良債権比率	3.2%	3.2%	3.1%

## 3. 自己資本比率の状況

- 国際統一基準行は、25年3月期よりバーゼル3の適用を開始。

(国際統一基準行：10行)

(国内基準行：96行)

	25年3月期
総自己資本比率	14.3%
Tier 1比率	12.0%
普通株式等Tier 1比率	11.9%

	25年3月期
自己資本比率	11.2%

(注1) 集計対象は地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行の計106行(25年3月末時点)

(注2) 計数は単体ベース。ただし、不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

(注3) 与信関係費用及び債券等償却、株式等償却について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(注4) 24年3月期の計数については、一部銀行の計数訂正を受け修正しているため、過去の当庁公表数値と異なる。

平成 25 年3月 27 日  
金融庁

## 銀行持株会社になることの認可について

本日、イオンクレジットサービス株式会社に対し、銀行法第 52 条の 17 第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社になることの認可を行いました。

### (参考)銀行持株会社の概要

1. 商 号：イオンクレジットサービス株式会社  
(平成 25 年4月1日付で「イオンフィナンシャルサービス株式会社」に商号変更を予定)
2. 本 店 所 在 地：東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
3. 代 表 者：代表取締役兼社長執行役員 神谷 和秀
4. 資 本 金：154 億 6,650 万円
5. 役職員数(予定)：79 名
6. 営 業 開 始 日：平成 25 年4月1日(銀行持株会社としての活動開始日)

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第一課  
(内線 3765、3368)

---

平成24年9月10日  
金融庁

## 銀行の合併について

本日、株式会社十六銀行及び株式会社岐阜銀行に対し、両行が合併することについて、銀行法第30条第1項の規定に基づき認可しました。

### 合併後の銀行の概要

1. 商 号：株式会社十六銀行
2. 本店所在地：岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地
3. 代 表 者：取締役頭取 堀江 博海
4. 資 本 金：368億円
5. 合併予定日：平成24年9月18日

#### お問い合わせ先

東海財務局 Tel：052-951-2493  
金融監督第一課

金融庁 Tel：03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第二課  
(内線 3365、3413)

---

平成24年9月13日  
金融庁

## 銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行に対し、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社じもとホールディングス」の設立を認可しました。

### (参考) 銀行持株会社の概要

1. 商号 : 株式会社じもとホールディングス
2. 本店所在地 : 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
3. 代表者 : 代表取締役会長 三井 精一  
代表取締役社長 栗野 学
4. 資本金 : 20億円
5. 役職員数(予定) : 108名
6. 設立予定日 : 平成24年10月1日

### お問い合わせ先

東北財務局 Tel 022-263-1111(代表)  
金融監督第一課  
(内線 3044)

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第二課  
(内線 3320、3366)

---



平成 24 年 9 月 24 日  
金融庁

## 銀行の合併について

本日、株式会社北洋銀行に対し、株式会社札幌北洋ホールディングスと合併することについて、銀行法第 30 条第 1 項の規定に基づき認可しました。

### 合併後の銀行の概要

1. 商 号:株式会社北洋銀行
2. 本店所在地:札幌市中央区大通西三丁目 7 番地
3. 代 表 者:取締役頭取 石井 純二
4. 資 本 金:1,211 億円
5. 合併予定日:平成 24 年 10 月 1 日

### お問い合わせ先

北海道財務局 Tel:011-709-2311(代表)  
金融監督第一課 (内線 4351、4353)

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第二課 (内線 3643、3413)

平成 25 年 4 月 12 日  
金融庁

### 外国銀行支店の免許について

本日、銀行法第4条第1項の規定に基づき、中国農業銀行股份有限公司(中国農業銀行)東京支店の銀行業の営業免許を行いました。

お問い合わせ先  
金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第一課

---

## リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施）  （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース）  （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
<b>破綻先債権</b> 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	<b>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</b> 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	<b>破綻先 実質破綻先</b> 第Ⅰ分類    第Ⅱ分類    第Ⅲ分類    第Ⅳ分類
<b>延滞債権</b> 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの		
<b>3カ月以上延滞債権</b> 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	<b>要管理債権</b> 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	<b>要注意先</b> 第Ⅰ分類    第Ⅱ分類
<b>貸出条件緩和債権</b> 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
～	～	～
～	～	～

## 自己査定における債権分類基準

		高い ← 回収の可能性 → 低い			
債務者区分	担保などの分類	(保証協会などの保証) (優金・良保) (預金・国債などの担保) (優良担保)	一般担保(不動産担保等)		担保なし
			相当分額の見込額 %	相見評価額の差額 %	
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I	II	III	IV
	実質破綻先	I	II	III	IV
	破綻懸念先	I	II	III	III
	要管理先	I	II	II	II
	要注意先	I	II	II	II
正常先	I	I	I	I	

IV (第4分類):回収不能債権

III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権

II (第2分類):回収に注意を要する債権

I (第1分類):正常債権

**破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

**実質破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

**破綻懸念先** 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

**要注意先** 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

**うち要管理先** 要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

**正常先** 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

平成25年8月9日  
金融庁

## 平成25年3月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

### 1. 金融再生法開示債権の状況

平成25年3月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は11.9兆円であり、平成24年3月期の11.8兆円に比べ0.1兆円の増加となっています。

（参考）平成25年3月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	+0.1
うち 要管理債権	+0.1
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+0.9
危険債権以下からの上方遷移	+0.1
(債務者の業況改善+0.1 再建計画の策定等+0.0)	
	(増加要因計 +1.0)
[減少要因] 正常債権化	▲0.4
(債務者の業況改善▲0.3 再建計画の策定等▲0.2)	
危険債権以下への下方遷移	▲0.4
返済等(*)	▲0.0
	(減少要因計 ▲0.8)
うち 危険債権以下	▲0.1
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+2.3
要管理債権からの下方遷移	+0.4
	(増加要因計 +2.6)
[減少要因] オフバランス化等(*)	▲2.7
(債権流動化等▲2.0、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.7)	
	(減少要因計 ▲2.7)

\*「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

### 2. 個別貸倒引当金の状況

平成25年3月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は2.4兆円であり、平成24年3月期と比べ横ばいとなっています。

### 3. 不良債権処分損の状況

平成25年3月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は0.6兆円であり、平成24年3月期と比べ横ばいとなっています。

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
 監督局総務課  
 （内線 2688、3312）

- (表 1) 金融再生法開示債権等の推移  
(Excel) (PDF : \*\*KB)
  - (表 2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因  
(Excel) (PDF : \*\*KB)
  - (表 3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移  
(Excel) (PDF : \*\*KB)
  - (表 4) 担保不動産の評価額 (処分可能見込額) と売却実績額の推移  
(Excel) (PDF : \*\*KB)
  - (表 5) 不良債権処分損等の推移 (全国銀行)  
(Excel) (PDF : \*\*KB)
  - (表 6) リスク管理債権額等の推移  
(Excel) (PDF : \*\*KB)
  - (表 7) 自己査定による債務者区分の推移  
(Excel) (PDF : \*\*KB)
-

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	
(10)	都銀・旧長債銀・信託	総与信(億円)	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610	2,704,700	2,694,570	2,867,610
	金融再生法開示債権(億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830	49,460	50,970	
	破産更生等債権(億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	7,740	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370	5,370	5,640	
	危険債権(億円)	129,790	67,740	53,270	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340	29,180	29,140	
	要管理債権(億円)	118,770	116,960	69,810	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120	14,920	16,180	
	正常債権(億円)	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870	2,645,110	2,816,650	
	不良債権比率(%)	8.7	7.2	5.1	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
	不良債権処分損(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲0.2	▲0.3	▲0.2	0.3	0.4	0.4	0.8	1.9	0.6	1.0	0.1	0.4	0.0	0.3	0.0	0.2	
	実質業務純益(兆円)	4.2	4.1	4.0	3.9	2.0	3.9	1.6	3.5	1.6	3.3	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.2	1.7	3.2	1.8	3.3	
	(5)	都市銀行	総与信(億円)	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810	2,274,270	2,255,940
金融再生法開示債権(億円)		218,120	176,690	118,490	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090	42,100	43,150	
破産更生等債権(億円)		25,260	18,500	12,710	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130	4,150	4,530	
危険債権(億円)		101,890	58,530	44,600	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360	24,290	23,990	
要管理債権(億円)		90,980	99,660	61,170	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600	13,660	14,630	
正常債権(億円)		2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070	2,232,180	2,213,850	2,365,890	
不良債権比率(%)		8.7	7.3	5.3	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	
不良債権処分損(兆円)		6.2	4.6	3.3	1.9	▲0.2	▲0.3	▲0.1	0.2	0.4	0.4	0.7	1.6	0.5	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	
実質業務純益(兆円)		3.3	3.4	3.2	3.1	1.7	3.1	1.2	2.7	1.3	2.6	1.1	2.3	1.2	2.5	1.6	2.7	1.5	2.7	1.5	2.8	
(2)		旧長期信用銀行	総与信(億円)	346,260	74,770	64,970	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	84,440	80,780	77,420	68,920	70,320	71,740	70,720
	金融再生法開示債権(億円)	27,420	4,360	1,860	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1,510	2,860	2,920	5,050	4,580	4,070	3,470	4,050	3,740	3,490	
	破産更生等債権(億円)	5,620	490	290	90	80	10	40	100	80	740	1,270	1,620	1,540	1,100	740	610	570	560	460		
	危険債権(億円)	11,300	1,920	1,280	1,260	890	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3,040	3,000	2,910	2,490	3,090	2,950	2,780	
	要管理債権(億円)	10,500	1,940	290	150	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390	230	260	
	正常債権(億円)	318,840	70,410	63,110	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730	72,830	64,850	66,850	67,690	66,980	69,870	
	不良債権比率(%)	7.9	5.8	2.9	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6	5.3	4.8	
	不良債権処分損(兆円)	0.7	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	実質業務純益(兆円)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	▲0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	
	(3)	信託銀行	総与信(億円)	419,400	392,090	373,750	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480	356,790	363,480	362,470	358,690	367,910
金融再生法開示債権(億円)		38,310	25,750	17,670	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	4,640	4,220	3,780	3,580	3,690	3,630	4,330	
破産更生等債権(億円)		4,410	3,110	1,940	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880	710	830	740	680	660	650	
危険債権(億円)		16,610	7,290	7,390	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	1,830	1,880	1,940	2,380	
要管理債権(億円)		17,300	15,350	8,350	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	1,020	1,130	1,030	1,300	
正常債権(億円)		381,080	366,340	356,070	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840	352,570	359,690	358,890	355,000	364,290	380,890	
不良債権比率(%)		9.1	6.6	4.7	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	
不良債権処分損(兆円)		0.8	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0	▲0.0	0.1	0.0	▲0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	▲0.0	0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.0	
実質業務純益(兆円)		0.7	0.7	0.7	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	
(8)		主要行	総与信(億円)	3,179,460	2,798,760	2,628,590	2,530,560	2,566,030	2,591,090	2,623,320	2,670,530	2,679,990	2,702,520	2,760,630	2,808,580	2,664,820	2,618,760	2,548,180	2,570,350	2,558,280	2,632,960	2,623,850
	金融再生法開示債権(億円)	267,820	202,440	136,160	74,100	61,090	46,300	39,020	40,830	39,940	37,660	41,910	45,220	48,920	45,270	44,980	44,530	44,330	45,780	45,720	47,480	
	破産更生等債権(億円)	32,010	21,610	14,650	10,500	7,650	5,170	4,340	4,030	4,350	4,410	7,500	10,340	9,210	7,750	6,510	5,900	4,990	4,810	4,810	5,180	
	危険債権(億円)	122,330	65,820	51,990	36,210	30,870	18,630	15,870	19,150	20,870	16,670	20,960	23,630	28,810	26,080	25,660	23,670	24,780	26,250	26,220	26,370	
	要管理債権(億円)	113,480	115,010	69,520	27,390	22,570	22,510	18,810	17,650	14,720	16,580	13,450	11,250	10,910	11,430	12,820	14,950	14,550	14,730	14,690	15,930	
	正常債権(億円)	2,911,640	2,596,310	2,492,430	2,456,470	2,504,940	2,544,780	2,584,300	2,629,690	2,640,050	2,664,860	2,718,730	2,763,360	2,815,900	2,573,490	2,503,200	2,525,810	2,513,960	2,587,180	2,578,140	2,746,780	
	不良債権比率(%)	8.4	7.2	5.2	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.6	1.8	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	
	不良債権処分損(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲0.2	▲0.2	▲0.2	0.3	0.4	0.4	0.7	1.7	0.6	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	
	実質業務純益(兆円)	4.2	4.1	3.9	3.8	2.0	3.7	1.5	3.4	1.6	3.2	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.1	1.7	3.1	1.7	3.2	



		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	
地域銀行	総与信(億円)	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	
	金融再生法開示債権(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	68,990	68,060	
	破産更生等債権(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	
	危険債権(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	
	要管理債権(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	
	正常債権(億円)	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	2,113,150	2,153,050	
	不良債権比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	
	不良債権処分損(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7	0.5	1.2	0.4	0.7	0.2	0.6	0.1	0.3	0.1	0.4	
	(106)	実質業務純益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8	0.8	1.1	0.9	1.8	0.9	1.8	0.9	1.7	0.9	1.7
	地方銀行	総与信(億円)	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560
金融再生法開示債権(億円)		107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	
破産更生等債権(億円)		27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	
危険債権(億円)		46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	
要管理債権(億円)		33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	9,290	8,850	
正常債権(億円)		1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	
不良債権比率(%)		7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	
不良債権処分損(兆円)		1.5	1.1	1.6	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5	0.4	0.8	0.3	0.5	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.3	
(64)		実質業務純益(兆円)	1.4	1.4	1.4	1.5	0.8	1.5	0.7	1.5	0.8	1.4	0.6	1.0	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.3	0.7	1.3
第二地方銀行		総与信(億円)	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740
	金融再生法開示債権(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	
	破産更生等債権(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	
	危険債権(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	
	要管理債権(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	
	正常債権(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,620	432,490	439,360	
	不良債権比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	
	不良債権処分損(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	
	(41)	実質業務純益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3
	全国銀行	総与信(億円)	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710
金融再生法開示債権(億円)		432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	
破産更生等債権(億円)		74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	
危険債権(億円)		193,150	130,130	111,880	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480	68,760	71,770	72,520	72,740	
要管理債権(億円)		164,880	165,790	110,550	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970	25,330	26,470	26,570	27,800	
正常債権(億円)		4,688,690	4,392,410	4,289,110	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,710	4,702,300	4,766,990	4,867,780	4,699,050	4,665,600	4,592,670	4,635,080	4,631,670	4,748,010	4,758,260	4,969,690	
不良債権比率(%)		8.4	7.4	5.8	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	
不良債権処分損(兆円)		9.7	6.7	5.4	2.8	0.2	0.4	0.2	1.0	0.8	1.1	1.3	3.1	1.0	1.7	0.3	1.0	0.1	0.5	0.2	0.6	
(116)		実質業務純益(兆円)	6.0	6.0	5.9	5.9	3.0	5.8	2.5	5.5	2.6	5.1	2.1	3.8	2.3	4.7	2.8	5.0	2.6	4.9	2.7	5.0

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	
協同組織 金融機関	総と信(億円)	955,590	945,270	927,430	908,080		902,330		906,780		907,650		921,620		924,700		914,530		915,770		916,290	
	金融再生法開示債権(億円)	92,350	91,680	80,080	69,780		61,900		57,550		56,630		51,640		50,620		50,930		53,630		53,720	
	破産更生等債権(億円)	29,920	29,550	26,580	22,350		19,450		18,320		17,800		19,660		18,670		16,670		15,640		14,330	
	危険債権(億円)	35,970	36,070	33,610	31,040		29,100		28,170		28,780		27,130		27,790		29,750		32,980		34,380	
	要管理債権(億円)	26,460	26,050	19,900	16,390		13,350		11,060		10,040		4,850		4,150		4,510		5,010		5,000	
	正常債権(億円)	863,240	853,530	847,320	838,290		840,390		849,210		850,990		869,950		874,040		863,550		862,100		862,520	
	不良債権比率(%)	9.7	9.7	8.6	7.7		6.9		6.3		6.2		5.6		5.5		5.6		5.9		5.9	
	不良債権処分損(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5		0.4		0.5		0.4		0.8		0.6		0.3		0.4		0.3	
	(443)	実質業務純益(兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2		1.3		1.3		1.2		0.0		1.1		1.1		1.0		1.0
	(443) 信用 金庫	総と信(億円)	750,180	746,830	728,090	708,680		699,650		702,740		704,580		712,600		712,350		697,100		698,050		697,260
金融再生法開示債権(億円)		75,930	74,170	65,210	56,610		49,930		45,980		45,160		41,460		41,160		41,720		44,170		44,330	
破産更生等債権(億円)		23,580	23,500	21,000	17,260		14,990		14,040		13,320		15,030		14,300		12,610		11,940		10,770	
危険債権(億円)		30,850	30,210	28,370	26,470		24,500		23,550		24,310		22,940		23,820		25,730		28,430		29,730	
要管理債権(億円)		21,510	20,460	15,830	12,880		10,430		8,390		7,540		3,500		3,050		3,380		3,810		3,830	
正常債権(億円)		674,250	672,600	662,850	652,070		649,710		656,760		659,400		671,120		671,160		655,360		653,850		652,890	
不良債権比率(%)		10.1	9.9	9.0	8.0		7.1		6.5		6.4		5.8		5.8		6.0		6.3		6.4	
(271)		総と信(億円)	118,580	104,270	100,190	99,670		100,250		99,920		99,010		98,970		98,440		100,440		98,610		99,610
金融再生法開示債権(億円)		15,100	15,980	13,350	11,830		10,710		10,340		10,180		8,900		8,110		8,030		8,370		8,360	
破産更生等債権(億円)		5,980	5,700	5,170	4,490		3,950		3,840		4,020		4,170		3,890		3,650		3,440		3,340	
危険債権(億円)	4,360	4,960	4,330	4,050		3,990		3,960		3,770		3,470		3,230		3,340		3,820		3,940		
要管理債権(億円)	4,760	5,330	3,850	3,290		2,760		2,540		2,400		1,260		990		1,040		1,110		1,080		
正常債権(億円)	103,480	88,270	86,840	87,840		89,520		89,570		88,800		90,050		90,310		92,390		90,220		91,240		
(158)	不良債権比率(%)	12.7	15.3	13.3	11.9		10.7		10.3		10.3		9.0		8.2		8.0		8.5		8.4	
(158) 預金取扱 金融機関	総と信(億円)	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350		5,477,050		5,633,340		5,724,020		5,908,990		5,707,510		5,664,980		5,782,000		6,005,000	
	金融再生法開示債権(億円)	524,420	445,070	346,020	249,040		195,620		177,290		170,680		171,220		167,820		166,280		171,860		172,740	
	破産更生等債権(億円)	103,960	87,020	70,090	54,660		43,030		38,990		37,980		53,560		47,420		40,570		35,630		32,820	
	危険債権(億円)	229,120	166,200	145,480	119,400		92,340		88,700		86,100		91,470		95,070		96,230		104,750		107,130	
	要管理債権(億円)	191,340	191,840	130,440	74,990		60,250		49,600		46,610		26,190		25,330		29,480		31,480		32,800	
	正常債権(億円)	5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290		5,281,410		5,456,030		5,553,290		5,737,720		5,539,650		5,498,630		5,610,110		5,832,210	
	不良債権比率(%)	8.6	7.8	6.3	4.6		3.6		3.1		3.0		2.9		2.9		2.9		3.0		2.9	
	不良債権処分損(兆円)	10.6	7.4	6.0	3.4		0.8		1.5		1.4		3.9		2.3		1.3		0.9		0.9	
	(559)	実質業務純益(兆円)	6.8	7.3	7.0	7.1		7.1		6.7		6.3		3.9		5.8		6.1		5.9		6.0

- (注) 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
2. ( )内は25年3月期時点の対象金融機関数。  
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。  
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの(信農連等は含まない)。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。  
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの(信農連等は含まない)。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。  
8. 一部の銀行においては、再生専門会社および株式保有専門会社の計数を含む。  
9. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。  
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正等を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

## 資料9-2-16

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位:兆円)

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 2.0	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 1.5	+ 0.1	▲ 0.0	+ 0.1	+ 0.4	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.1	+ 1.5	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.7	+ 1.2	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.5	+ 0.9
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.7	▲ 2.3	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4
返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 0.7	+ 0.1	▲ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	▲ 0.1	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	+ 0.0	▲ 0.0
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.4	+ 1.2	+ 2.1	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.6	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0	▲ 0.1
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.4	+ 1.9	+ 1.2	+ 2.7	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 2.2	+ 3.3	+ 1.5	+ 2.8	+ 1.5	+ 2.7	+ 1.3	+ 2.3
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.7	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.5	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 3.5	▲ 6.3	▲ 2.2	▲ 4.0	▲ 2.1	▲ 3.6	▲ 1.8	▲ 3.1	▲ 2.4	▲ 4.1	▲ 2.0	▲ 3.7	▲ 1.6	▲ 2.9	▲ 1.5	▲ 2.7

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 25年3月期時点の対象金融機関数は116行。

3. 都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

\* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

\*\* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

資料9-2-17

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

主要行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	
これらに準ずる債権	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.8	2.0	1.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	1.0	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	
	(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.3)	(92.5)	(92.8)	(91.0)	(91.7)	(91.1)	(90.5)	(92.1)	(91.2)	(91.5)	(90.8)	(90.3)	(90.1)	(87.9)	(88.3)	(90.6)		
	引当	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	
		(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.7)	(7.5)	(7.1)	(9.0)	(8.3)	(8.9)	(9.5)	(7.9)	(8.8)	(8.5)	(9.2)	(9.7)	(9.9)	(12.1)	(11.7)	(9.4)	
危険債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	2.8	1.7	1.5	1.6	1.8	1.4	1.8	1.9	2.4	2.2	2.1	2.0	2.0	2.2	2.1	2.2	
		(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(89.4)	(91.9)	(91.9)	(85.0)	(86.9)	(86.9)	(85.7)	(81.3)	(84.0)	(84.9)	(83.2)	(82.9)	(82.7)	(82.0)	(80.6)	(82.9)	
	担保・保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.4	1.0	0.9	0.8	0.9	0.9	1.1	1.1	1.4	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	
	(44.9)	(47.0)	(46.5)	(40.2)	(45.1)	(54.7)	(54.8)	(42.2)	(44.2)	(52.9)	(53.5)	(48.1)	(50.3)	(50.8)	(51.2)	(55.3)	(56.8)	(54.6)	(53.2)	(54.1)		
	引当	4.5	2.6	2.2	1.7	1.4	0.7	0.6	0.8	0.9	0.6	0.7	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	
		(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(44.3)	(37.1)	(42.8)	(42.7)	(34.1)	(32.1)	(33.2)	(33.7)	(34.1)	(32.0)	(27.5)	(25.9)	(27.3)	(27.4)	(28.9)		
要管理債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	
	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.3	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	
		(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.5)	(59.9)	(64.8)	(63.4)	(59.5)	(56.4)	(58.0)	(56.1)	(56.2)	(59.6)	(62.0)	(64.6)	(68.0)	(69.7)	(69.6)	(71.1)	
	担保・保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	
	(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(33.9)	(34.3)	(39.6)	(38.4)	(30.9)	(28.4)	(33.2)	(29.8)	(31.0)	(36.2)	(39.3)	(41.0)	(44.7)	(46.3)	(46.9)	(48.0)		
	引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	
		(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.6)	(25.2)	(25.0)	(28.6)	(27.9)	(24.8)	(26.3)	(25.2)	(23.5)	(22.6)	(23.6)	(23.3)	(23.4)	(22.7)	(23.2)	
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.4	4.6	4.6	4.7	
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	4.9	3.6	3.1	3.1	3.1	2.8	3.3	3.6	4.0	3.7	3.6	3.5	3.5	3.7	3.6	3.8	
		(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(79.7)	(77.2)	(79.7)	(77.1)	(78.2)	(75.0)	(79.4)	(79.3)	(80.8)	(81.1)	(79.6)	(79.0)	(79.8)	(79.9)	(79.1)	(80.8)	
	担保・保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.9	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	2.2	2.4	2.6	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.7	
	(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(46.9)	(49.0)	(51.7)	(45.4)	(44.5)	(46.6)	(53.6)	(53.6)	(53.7)	(54.1)	(53.5)	(55.2)	(56.6)	(55.5)	(54.9)	(56.0)		
	引当	6.4	5.1	4.3	2.6	2.0	1.3	1.1	1.3	1.3	1.1	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	1.1	1.1	1.2	
		(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(32.8)	(28.2)	(28.0)	(31.7)	(33.8)	(28.4)	(25.7)	(25.7)	(27.1)	(27.0)	(26.0)	(23.9)	(23.2)	(24.5)	(24.3)	(24.8)	

地域銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3
	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.2)	(99.9)	(99.8)	(99.9)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.8	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.3	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8
	(63.0)	(64.1)	(62.4)	(64.4)	(62.8)	(63.2)	(62.5)	(63.5)	(63.0)	(63.3)	(64.8)	(64.2)	(62.7)	(61.9)	(61.0)	(60.3)	(60.7)	(60.2)	(60.5)	(60.1)	
	引当	1.4	1.3	1.1	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5
		(37.0)	(35.9)	(37.6)	(35.6)	(37.2)	(36.8)	(37.5)	(36.5)	(36.9)	(34.6)	(35.1)	(35.7)	(37.2)	(38.1)	(38.9)	(39.6)	(39.3)	(39.7)	(39.4)	(39.8)
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2	4.3	4.4
	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	4.1	3.8	3.7	3.5	3.5	3.4	3.5	3.4	3.3	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.7
		(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.8)	(84.9)	(85.2)	(85.7)	(85.5)	(85.7)	(85.5)	(85.2)	(84.5)	(84.3)	(83.7)	(84.4)	(84.2)	(84.5)	(84.6)	(85.2)
	担保・保証等	3.7	3.5	3.2	2.8	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.8	2.8
	(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2)	(54.9)	(56.1)	(56.6)	(58.2)	(58.8)	(60.3)	(62.2)	(63.0)	(63.8)	(64.0)	(65.1)	(64.8)	(65.2)	(64.9)	(64.9)	(64.7)	
	引当	1.7	1.7	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9
		(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1)	(29.9)	(28.9)	(28.5)	(27.5)	(26.7)	(25.4)	(23.4)	(22.2)	(20.7)	(20.3)	(19.4)	(19.7)	(19.6)	(19.3)	(19.8)	(20.5)
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2
	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.7	1.4	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6
		(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(58.7)	(57.1)	(57.1)	(55.4)	(54.6)	(52.4)	(52.0)	(52.1)	(52.1)	(54.3)	(54.6)	(54.8)	(53.7)	(53.4)	(53.2)	(54.6)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
	(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8)	(38.6)	(37.9)	(38.0)	(36.4)	(35.1)	(34.5)	(34.9)	(35.9)	(36.6)	(38.8)	(40.4)	(40.6)	(39.5)	(38.2)	(37.8)	(39.1)	
	引当	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	
		(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8)	(20.0)	(19.2)	(19.0)	(19.5)	(17.9)	(17.1)	(16.2)	(15.5)	(15.5)	(14.5)	(14.4)	(14.6)	(15.1)	(15.4)	(15.5)	
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.5	8.0	7.2	7.1	6.7	6.6	6.7	6.8	6.8	6.9	6.8
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.8	7.0	6.7	6.3	6.3	6.0	6.4	6.1	6.0	5.7	5.5	5.6	5.7	5.7	5.7	5.6
		(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.3)	(80.4)	(80.7)	(80.7)	(80.5)	(80.0)	(80.7)	(85.2)	(84.3)	(84.7)	(84.0)	(84.2)	(83.5)	(82.6)	(82.4)	(82.8)
	担保・保証等	8.5	8.1	6.7	5.4	5.0	4.6	4.4	4.2	4.2	4.1	4.5	4.3	4.2	4.0	4.0	4.0	4.1	4.1	4.1	4.0
	(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(51.8)	(52.5)	(52.8)	(53.5)	(53.5)	(54.6)	(56.1)	(59.7)	(59.4)	(59.9)	(60.6)	(60.2)	(60.2)	(59.6)	(59.4)	(59.4)	
	引当	3.7	3.7	3.6	3.0	2.8	2.4	2.3	2.1	2.1	1.9	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
		(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(28.6)	(27.9)	(27.8)	(27.2)	(27.0)	(25.4)	(24.7)	(25.6)	(24.9)	(24.8)	(24.1)	(24.1)	(23.6)	(23.0)	(23.0)	(23.3)

全国銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.4)	(99.9)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	2.0	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	2.0	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.5	1.4	1.3	1.3
	(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(70.9)	(69.6)	(68.5)	(68.9)	(69.3)	(71.1)	(72.8)	(74.1)	(72.6)	(71.7)	(70.0)	(68.7)	(68.2)	(67.8)	(68.4)	(69.7)	
	引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6
		(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(29.1)	(30.4)	(31.5)	(31.1)	(30.7)	(28.9)	(27.2)	(25.9)	(27.4)	(28.2)	(29.9)	(31.2)	(31.7)	(32.2)	(31.6)	(30.3)
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.4	6.9	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2	7.2	7.3
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	6.9	5.5	5.2	5.2	5.4	4.9	5.3	5.4	5.8	5.7	5.7	5.6	5.8	6.0	6.1	6.2
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(86.7)	(87.0)	(86.9)	(85.5)	(86.0)	(86.2)	(85.6)	(83.9)	(84.4)	(85.1)	(84.0)	(84.5)	(84.2)	(84.1)	(83.7)	(84.8)
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	4.1	3.5	3.3	3.2	3.4	3.3	3.7	3.7	4.0	4.0	4.1	4.1	4.3	4.4	4.4	4.4
	(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(50.9)	(55.5)	(56.1)	(53.1)	(53.8)	(58.2)	(59.2)	(57.3)	(58.1)	(59.6)	(60.3)	(62.0)	(62.3)	(61.4)	(60.6)	(60.6)	
	引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.9	2.0	1.8	2.0	2.0	1.6	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	1.5	1.5	1.6	1.7	1.8
		(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(35.8)	(31.5)	(30.8)	(32.4)	(32.2)	(27.9)	(26.4)	(26.6)	(26.3)	(25.5)	(24.1)	(22.5)	(22.0)	(22.7)	(23.0)	(24.1)
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	3.0	2.7	2.5	2.3	2.0	2.0	1.8	1.2	1.2	1.2	1.3	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(59.1)	(58.5)	(60.6)	(59.1)	(56.8)	(54.1)	(54.3)	(54.4)	(54.8)	(57.3)	(59.0)	(60.9)	(62.2)	(62.7)	(62.5)	(64.3)
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2
	(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.6)	(36.1)	(38.7)	(37.3)	(33.4)	(31.4)	(34.0)	(32.7)	(34.3)	(37.1)	(39.5)	(40.5)	(42.3)	(42.6)	(42.9)	(44.2)	
	引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
		(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.6)	(22.4)	(21.9)	(21.9)	(23.3)	(22.6)	(20.3)	(21.6)	(20.5)	(20.1)	(19.6)	(20.4)	(20.0)	(20.1)	(19.7)	(20.1)
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.3	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.3	11.7	11.6	11.6	11.8	11.8	11.8	11.9
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	12.8	10.6	9.9	9.5	9.5	8.9	9.9	9.9	10.2	9.8	9.5	9.5	9.6	9.7	9.7	9.8
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(80.2)	(79.3)	(80.3)	(79.5)	(79.8)	(78.3)	(80.3)	(83.2)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.6)	(82.5)	(82.0)	(81.6)	(82.3)
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	7.9	6.8	6.4	6.1	6.0	5.9	6.8	6.9	7.1	6.9	6.8	6.8	6.9	6.9	6.9	6.9
	(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(49.8)	(51.2)	(52.4)	(50.8)	(50.5)	(51.9)	(55.4)	(57.7)	(57.6)	(58.5)	(58.5)	(58.8)	(59.2)	(58.3)	(57.9)	(58.2)	
	引当	10.6	9.0	7.9	5.6	4.8	3.8	3.4	3.4	3.5	3.0	3.1	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.7	2.8	2.8	2.9
		(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(30.3)	(28.1)	(27.9)	(28.8)	(29.3)	(26.4)	(24.9)	(25.5)	(25.2)	(25.2)	(24.5)	(23.8)	(23.4)	(23.7)	(23.7)	(24.2)

- (注) 1. ( )内の計数は保全率。  
 2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。  
 3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。  
 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。  
 6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

## 資料9-2-18

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移  
(アンケートによる全数調査)

主要行(8行)																				(単位: 億円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	3,230	5,285	2,770	4,239	985	2,085	744	1,161	1,383	2,709	1,494	5,000	1,504	1,886	773	1,724
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	8,850	10,471	12,014	2,010	3,443	1,548	2,497	544	1,204	481	849	1,109	2,007	1,208	2,000	1,083	1,370	612	1,240
A-B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,220	1,841	1,222	1,742	441	882	263	311	274	703	285	740	421	517	162	484
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	160.7	153.5	178.9	169.8	181.0	173.3	154.7	136.7	124.7	135.0	123.6	133.3	138.8	137.7	126.4	139.0
地域銀行(106行)																				(単位: 億円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	3,055	6,571	2,748	5,778	2,296	4,785	1,838	3,723	2,855	5,674	2,418	5,080	1,745	3,832	1,500	2,959
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	5,674	7,440	5,549	2,124	4,419	1,804	3,648	1,411	2,911	1,182	2,586	2,186	4,392	1,923	4,026	1,260	2,786	1,107	2,165
A-B	48	596	739	1,367	931	2,152	943	2,130	885	1,874	656	1,137	668	1,282	496	1,054	486	1,046	394	793
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	143.8	148.7	152.3	158.4	162.7	164.4	155.5	143.9	130.6	129.2	125.8	126.2	138.6	137.5	135.6	136.6
全国銀行(116行)																				(単位: 億円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	6,317	11,991	5,536	10,039	3,285	6,910	3,417	5,055	4,429	10,351	4,229	8,865	3,644	6,596	2,485	5,340
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	14,621	18,060	17,655	4,147	7,891	3,359	6,151	1,956	4,132	2,154	3,605	3,439	8,057	3,408	6,964	2,624	4,863	1,889	3,925
A-B	1,546	2,130	3,262	5,411	2,170	4,099	2,177	3,888	1,328	2,778	1,263	1,450	991	2,293	821	1,901	1,021	1,733	596	1,414
A/B (%)	109.5	114.6	118.1	130.6	152.3	152.0	164.8	163.2	167.9	167.2	158.6	140.2	128.8	128.5	124.1	127.3	138.9	135.6	131.6	136.0

- (注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増減りそな銀行を含む。  
3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。  
4. ( )内は25年3月期時点の対象金融機関数。  
5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期
	不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	29,140 (22,827)	136,309 (104,403)	22,745 (15,869)	69,441 (53,975)	22,795 (15,173)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	21,130 (15,652)	81,181 (54,901)	10,076 (4,757)	25,313 (13,388)	11,886 (6,041)	27,319 (13,706)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	6,854 (6,306)	47,093 (42,677)	9,002 (8,123)	38,646 (36,094)	9,674 (8,062)	30,717 (26,500)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	3,300 (3,125)	23,772 (22,549)	6,071 (5,845)	18,807 (17,335)	8,475 (7,064)	25,202 (22,014)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	846 (822)	23,321 (20,128)	801 (771)	19,839 (18,759)	566 (533)	5,516 (4,486)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	1,156 (869)	8,035 (6,825)	3,667 (2,989)	5,482 (4,493)	1,235 (1,070)	3,040 (2,691)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	486,254 (415,417)	587,660 (492,801)	610,405 (508,670)	657,101 (546,776)	679,896 (561,949)	718,177 (589,674)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	205,961 (186,188)	243,200 (222,559)	255,201 (230,682)	281,846 (258,653)	291,520 (266,715)	312,563 (285,153)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	262,780 (182,090)	296,270 (202,500)	297,150 (192,170)	303,660 (197,720)	318,190 (192,920)	325,150 (192,810)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	169,320 (125,470)	147,970 (92,580)	131,400 (80,130)	122,300 (76,780)	122,280 (77,130)	115,550 (69,390)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	147,230 (110,020)	112,320 (68,130)	96,020 (56,160)	83,640 (49,820)	79,460 (46,170)	72,420 (39,170)



(単位:億円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
不良債権処分損	29,553 (20,456)	97,221 (77,212)	18,473 (10,706)	66,584 (51,048)	25,077 (16,847)	53,742 (34,607)	14,849 (10,879)	28,475 (19,621)	1,639 (▲1,928)	3,629 (▲2,803)	1,607 (▲1,872)	10,460 (2,729)
貸倒引当金繰入額	14,912 (8,754)	51,959 (38,062)	8,172 (2,228)	31,011 (20,418)	9,170 (4,156)	16,157 (4,202)	4,572 (2,032)	940 (▲4,262)	▲1,397 (▲3,655)	▲3,722 (▲6,963)	▲263 (▲2,528)	5,239 (537)
直接償却等	13,218 (10,593)	39,745 (34,136)	9,764 (8,050)	35,201 (30,376)	14,962 (11,869)	37,335 (30,472)	9,348 (7,914)	27,536 (23,862)	2,762 (1,427)	7,020 (3,804)	1,974 (795)	5,373 (2,369)
貸出金償却	11,988 (9,582)	32,042 (27,183)	8,011 (6,606)	21,627 (17,737)	13,224 (10,481)	25,166 (19,852)	7,272 (6,258)	17,114 (14,743)	2,357 (1,273)	4,786 (2,344)	1,658 (803)	3,893 (2,077)
バルクセール による売却損等	1,230 (1,011)	7,703 (6,953)	1,753 (1,443)	13,574 (12,640)	1,738 (1,388)	12,169 (10,621)	2,076 (1,656)	10,422 (9,119)	405 (154)	2,235 (1,461)	316 (▲8)	1,479 (292)
その他	1,423 (1,108)	5,517 (5,013)	538 (428)	372 (253)	945 (822)	250 (▲68)	959 (964)	▲1 (21)	274 (300)	332 (356)	▲103 (▲138)	▲152 (▲171)
4年度以降の累計	747,730 (610,130)	815,398 (666,886)	833,871 (677,592)	881,982 (717,934)	907,059 (734,781)	935,724 (752,541)	950,573 (763,420)	964,199 (772,162)	965,838 (770,234)	967,828 (769,359)	969,435 (767,487)	978,288 (772,088)
直接償却等の累計	325,781 (295,746)	352,308 (319,289)	362,072 (327,339)	387,509 (349,665)	402,471 (361,534)	424,844 (380,137)	434,192 (388,051)	452,380 (403,999)	455,142 (405,426)	459,400 (407,803)	461,374 (408,598)	464,773 (410,172)
リスク管理債権残高	356,730 (217,540)	420,280 (276,260)	392,250 (245,770)	348,490 (204,330)	312,440 (175,340)	262,040 (135,670)	232,090 (117,680)	175,390 (72,900)	156,080 (60,160)	131,090 (45,240)	121,260 (38,230)	117,540 (40,040)
貸倒引当金残高	115,640 (69,070)	133,530 (86,570)	126,450 (78,010)	125,850 (78,970)	109,160 (63,300)	114,300 (69,030)	102,090 (59,920)	85,350 (47,390)	73,260 (37,640)	64,380 (32,470)	59,480 (28,790)	58,960 (30,200)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	70,860 (37,840)	78,860 (46,690)	71,680 (38,880)	60,810 (30,020)	55,350 (24,980)	54,410 (25,750)	60,790 (33,860)	43,860 (20,000)	38,470 (16,110)	28,760 (8,910)	26,550 (7,170)	27,200 (9,590)

(単位:億円)

	19年9月期		20年3月期		20年9月期		21年3月期		21年9月期		22年3月期		22年9月期		23年3月期		23年9月期		24年3月期		24年9月期		25年3月期		
不良債権処分損	7,815	11,238	13,101	30,938	9,733	16,821	3,402	10,046	1,383	5,486	1,531	5,754	(4,043)	(4,110)	(7,800)	(19,119)	(6,021)	(9,654)	(1,244)	(3,912)	(329)	(2,575)	(136)	(2,117)	(2,117)
貸倒引当金繰入額	4,657	2,893	6,476	15,318	5,153	8,028	1,409	5,362	125	2,212	310	2,850	(1,769)	(▲1,573)	(2,770)	(7,255)	(2,545)	(3,530)	(146)	(1,115)	(▲293)	(740)	(▲455)	(492)	(492)
直接償却等	3,084	8,206	6,451	15,328	4,477	8,574	1,927	4,534	1,200	3,147	1,211	2,768	(2,214)	(5,770)	(4,962)	(11,779)	(3,469)	(6,078)	(1,131)	(2,854)	(599)	(1,802)	(619)	(1,591)	(1,591)
貸出金償却	2,836	6,275	6,088	13,933	3,847	7,003	1,785	4,086	1,046	2,379	1,061	2,340	(2,084)	(4,499)	(4,741)	(10,797)	(2,956)	(5,021)	(1,107)	(2,683)	(576)	(1,325)	(548)	(1,437)	(1,437)
バルクセールによる売却損等	249	1,931	364	1,395	631	1,571	143	448	155	769	150	428	(130)	(1,271)	(221)	(981)	(513)	(1,057)	(24)	(171)	(24)	(477)	(71)	(154)	(154)
その他	74	139	174	291	103	218	66	151	58	127	10	136	(60)	(▲86)	(68)	(85)	(6)	(47)	(▲33)	(▲57)	(23)	(33)	(▲27)	(34)	(34)
4年度以降の累計	986,103	989,526	1,002,627	1,020,464	1,030,197	1,037,285	1,040,687	1,047,331	1,048,714	1,052,817	1,054,348	1,058,571	(776,131)	(776,198)	(783,998)	(795,317)	(801,338)	(804,971)	(806,215)	(808,883)	(809,212)	(811,458)	(811,594)	(813,575)	(813,575)
直接償却等の累計	467,857	472,979	479,430	488,307	492,784	496,881	498,808	501,415	502,615	504,562	505,773	507,330	(412,386)	(415,942)	(420,904)	(427,721)	(431,190)	(433,799)	(434,930)	(436,653)	(437,252)	(438,455)	(439,074)	(440,046)	(440,046)
リスク管理債権残高	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280	112,900	112,720	113,490	115,310	115,660	116,820	(39,150)	(36,990)	(41,430)	(45,370)	(49,380)	(48,190)	(47,540)	(46,390)	(45,740)	(47,500)	(47,400)	(49,350)	(49,350)
貸倒引当金残高	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020	54,270	53,950	51,400	51,030	48,530	48,650	(30,140)	(25,800)	(26,440)	(30,270)	(30,740)	(29,630)	(28,060)	(27,060)	(25,780)	(26,400)	(24,640)	(25,140)	(25,140)
(うち、個別貸倒引当金残高)	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770	25,450	23,940	23,960	24,310	23,910	23,880	(10,300)	(6,840)	(8,170)	(10,070)	(11,720)	(11,220)	(10,490)	(8,800)	(8,950)	(9,870)	(9,450)	(9,480)	(9,480)

(注) 1. ( )内の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。

2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。

3. 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。

また、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は、石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。

5. 不良債権処分損については、10年9月期～11年9月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。

6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期及び11年9月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。

7. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

8. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。

9. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。

10. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援への引当金への繰入額)等を表す。

11. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。

12. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表6) リスク管理債権額等の推移

		(単位: 億円)																			
		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期
都銀・ 旧長信 銀・信託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,386,020	2,426,790	2,453,150	2,446,820	2,457,800	2,494,870	2,546,070	2,620,060	2,495,450	2,449,130	2,384,050	2,393,530	2,387,570	2,452,280	2,446,690	2,593,130
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	60,160	45,240	38,230	40,040	39,150	36,990	41,430	45,370	49,380	48,190	47,540	46,390	45,740	47,500	47,400	49,350
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	2,150	1,410	1,580	1,310	1,220	1,360	4,360	6,170	5,260	3,820	2,610	2,120	1,620	1,660	1,630	1,800
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	35,210	21,090	17,630	20,590	23,030	18,670	23,310	27,750	32,760	32,460	31,620	28,900	29,200	30,710	30,860	31,360
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	1,160	690	720	540	620	510	690	910	1,090	690	950	1,570	1,010	970	1,000	740
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	21,640	22,050	18,300	17,310	14,290	16,450	13,070	10,540	10,260	11,210	12,360	13,800	13,910	14,150	13,920	15,440
貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	37,640	32,470	28,790	30,200	30,140	25,800	26,440	30,270	30,740	29,630	28,060	27,060	25,780	26,400	24,640	25,140	
(10)	個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	16,110	8,910	7,170	9,590	10,300	6,840	8,170	10,070	11,720	11,220	10,490	8,800	8,950	9,870	9,450	9,480
都市 銀行	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	1,983,430	2,020,730	2,038,570	2,027,260	2,038,220	2,068,470	2,116,550	2,186,050	2,061,870	2,018,690	1,966,890	1,972,420	1,967,000	2,035,210	2,020,120	2,148,320
	リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	51,650	39,070	32,790	34,000	33,930	32,020	36,860	38,870	40,570	39,210	39,380	39,180	39,330	40,390	40,650	42,090
	破綻先債権	9,800	7,050	3,370	1,720	1,840	1,150	1,370	1,140	1,090	1,230	3,150	4,760	4,010	2,980	2,150	1,670	1,280	1,350	1,350	1,510
	延滞債権	111,020	67,760	51,710	36,850	30,090	18,870	15,900	18,060	20,160	16,520	21,080	23,440	26,530	26,320	25,870	23,920	24,510	25,440	25,650	25,950
	3ヶ月以上延滞債権	3,360	2,800	2,000	1,310	1,120	670	690	520	520	490	680	860	830	660	910	1,550	990	950	980	720
	貸出条件緩和債権	87,620	96,860	59,170	22,230	18,600	18,380	14,830	14,280	12,160	13,780	11,950	9,810	9,200	9,250	10,450	12,050	12,550	12,650	12,680	13,900
貸倒引当金残高	66,440	67,130	59,950	40,770	31,910	27,750	24,650	25,140	24,970	21,480	22,440	25,100	25,520	25,040	23,650	22,950	21,880	22,420	21,000	21,590	
(5)	個別貸倒引当金残高	37,150	25,560	21,940	17,150	13,430	7,520	6,140	8,070	8,740	5,860	7,110	8,070	9,470	9,190	8,640	7,210	7,270	7,970	7,560	7,640
旧長 期信 用銀 行	貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	63,590	69,870	79,220	84,380	88,520	93,070	95,900	83,620	80,060	78,020	70,170	67,120	67,760	67,870	68,390	69,650
	リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	1,190	630	480	600	770	930	1,510	2,810	2,870	4,770	4,310	3,780	3,190	3,780	3,490	3,310
	破綻先債権	3,670	220	190	30	20	10	40	10	0	10	660	660	660	510	260	170	140	100	100	110
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	930	390	230	400	580	550	540	1,940	1,760	3,780	3,560	3,190	2,680	3,280	3,170	2,950
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	0	60	0	0	40	250	20	20	20	10	10	10	10
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	230	210	200	130	370	310	170	200	450	480	400	360	380	210	250
貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	2,320	1,930	1,610	1,690	1,570	1,460	1,410	2,490	2,310	2,180	2,230	2,140	2,040	1,980	1,810	1,700	
(2)	個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	970	700	520	570	680	490	500	980	730	1,020	930	950	960	1,030	1,050	1,050
信託 銀行	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	339,010	336,190	335,350	335,180	331,050	333,330	333,620	350,390	353,520	352,420	346,980	354,000	352,800	349,200	358,170	375,150
	リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	7,330	5,540	4,960	5,440	4,440	4,040	3,060	3,690	5,940	4,210	3,860	3,420	3,220	3,330	3,260	3,950
	破綻先債権	1,820	1,400	1,030	370	300	250	170	160	130	120	550	750	600	320	210	280	200	210	180	180
	延滞債権	18,860	8,890	8,170	5,070	4,190	1,830	1,500	2,430	2,280	1,610	1,690	2,370	4,470	2,360	2,200	1,780	2,010	1,990	2,040	2,470
	3ヶ月以上延滞債権	180	130	50	30	40	20	30	20	30	20	10	10	10	20	20	10	10	10	10	10
	貸出条件緩和債権	17,130	15,150	8,340	3,850	2,810	3,440	3,260	2,830	2,000	2,290	810	560	860	1,510	1,430	1,350	1,000	1,120	1,030	1,290
貸倒引当金残高	10,510	7,680	5,680	4,040	3,410	2,790	2,530	3,370	3,600	2,860	2,580	2,680	2,900	2,410	2,180	1,980	1,860	2,010	1,820	1,850	
(3)	個別貸倒引当金残高	5,850	2,960	2,310	1,800	1,700	700	510	950	880	490	570	1,020	1,510	1,010	920	630	720	880	840	800
主要行	貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,322,440	2,356,920	2,373,930	2,362,440	2,369,270	2,401,800	2,450,170	2,536,440	2,415,390	2,371,110	2,313,880	2,326,410	2,319,810	2,384,410	2,378,290	2,523,470
	リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	58,970	44,610	37,750	39,440	38,370	36,060	39,920	42,560	46,510	43,420	43,230	42,610	42,550	43,720	43,910	46,040
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	2,130	1,400	1,540	1,300	1,210	1,350	3,710	5,510	4,600	3,310	2,360	1,950	1,480	1,560	1,530	1,690
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	34,270	20,700	17,400	20,480	22,440	18,120	22,770	25,810	31,000	28,680	28,060	25,700	26,520	27,430	27,690	28,420
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	1,160	690	720	540	560	510	690	870	840	670	930	1,560	1,000	960	990	730
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,410	21,820	18,090	17,110	14,160	16,070	12,760	10,370	10,060	10,760	11,880	13,400	13,550	13,770	13,700	15,200
貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	35,320	30,540	27,180	28,510	28,570	24,340	25,030	27,780	28,430	27,450	25,820	24,930	23,740	24,420	22,820	23,440	
(8)	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	15,140	8,220	6,650	9,020	9,620	6,350	7,680	9,090	10,990	10,200	9,560	7,850	7,990	8,840	8,400	8,430

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	
地域銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,831,900	1,875,530	1,891,750	1,926,740	1,938,200	1,977,170	1,991,110	2,050,270	2,036,840	2,048,590	2,049,650	2,079,870	2,088,800	2,131,100	2,152,690	2,191,830	
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	95,920	85,850	83,030	77,500	77,160	74,700	78,690	70,730	70,250	66,090	65,360	66,330	67,760	67,810	68,260	67,470	
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	5,440	4,880	4,840	4,340	4,480	4,820	7,770	9,530	8,890	7,370	6,270	5,410	5,110	3,810	3,690	3,130	
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	61,050	56,400	55,290	52,460	52,330	50,280	51,240	51,310	50,670	49,440	50,070	51,320	52,240	52,650	52,920	52,730	
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	820	620	780	690	650	590	820	790	1,120	750	690	630	640	500	410	390	
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	28,620	23,950	22,120	20,000	19,700	19,010	18,860	9,100	9,580	8,530	8,330	8,970	9,770	10,850	11,240	11,220	
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	35,620	31,910	30,700	28,760	28,680	26,930	27,990	28,380	28,440	27,390	26,210	26,880	25,620	24,620	23,890	23,510	
	(106) 個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	22,360	19,850	19,370	17,610	17,310	15,880	16,500	17,030	16,440	15,550	14,960	15,140	15,010	14,430	14,460	14,390	
	地方銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,371,780	1,406,130	1,416,390	1,448,150	1,456,110	1,485,930	1,498,610	1,550,650	1,536,550	1,549,770	1,552,100	1,577,000	1,584,720	1,619,600	1,642,400	1,673,740
		リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	71,060	63,170	60,950	57,580	57,150	54,970	57,310	50,840	50,380	47,470	47,040	48,440	49,430	49,400	50,070	49,130
破綻先債権		10,290	9,170	6,030	4,060	3,650	3,340	3,350	2,980	3,080	3,190	5,090	6,170	5,600	4,620	4,030	3,600	3,510	2,500	2,480	1,980	
延滞債権		59,110	57,900	55,640	47,130	44,410	40,820	40,200	38,890	38,610	36,690	37,220	37,130	36,480	35,670	36,090	37,170	37,590	37,750	38,310	38,300	
3ヶ月以上延滞債権		1,210	1,030	790	660	630	470	570	540	480	470	630	560	780	530	510	460	470	340	330	330	
貸出条件緩和債権		34,270	36,130	30,890	23,980	22,370	18,540	16,830	15,170	14,980	14,620	14,380	6,970	7,520	6,650	6,420	7,200	7,870	8,800	8,960	8,520	
貸倒引当金残高		34,870	34,550	35,160	29,380	27,330	24,080	22,980	21,330	21,330	19,730	20,450	20,550	20,380	19,630	18,860	19,520	18,540	17,900	17,520	17,250	
(64) 個別貸倒引当金残高		23,670	22,350	22,100	18,240	16,970	14,820	14,480	13,200	12,940	11,540	12,020	12,240	11,620	10,960	10,620	10,830	10,590	10,030	10,150	10,250	
第二地方銀行		貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	405,460	412,560	417,430	419,380	422,250	429,430	430,700	435,920	436,710	434,950	434,000	438,980	440,220	446,830	444,800	451,780
		リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	23,820	21,820	21,120	19,050	19,110	18,840	20,320	18,890	18,780	17,490	17,050	16,690	17,110	17,270	16,990	17,200
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,780	1,520	1,470	1,330	1,380	1,590	2,620	3,290	3,210	2,710	2,200	1,760	1,550	1,260	1,170	1,100	
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	16,090	15,070	14,570	12,990	13,060	12,920	13,280	13,480	13,430	12,950	13,120	13,250	13,720	14,030	13,710	13,590	
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	130	100	130	110	130	100	140	180	270	190	160	140	160	160	80	60	
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,830	5,130	4,950	4,610	4,550	4,240	4,280	1,930	1,870	1,630	1,580	1,530	1,680	1,830	2,040	2,460	
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,880	7,470	7,380	7,070	6,990	6,810	7,070	7,430	7,600	7,260	6,840	6,840	6,600	6,240	5,920	5,820	
	(41) 個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	5,200	4,850	4,760	4,240	4,180	4,130	4,260	4,660	4,680	4,430	4,160	4,120	4,230	4,190	4,080	3,930	
	全国銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,217,920	4,302,320	4,344,900	4,373,560	4,396,000	4,472,040	4,537,180	4,670,330	4,532,290	4,497,720	4,433,690	4,473,400	4,476,370	4,583,380	4,599,380	4,784,950
		リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280	112,900	112,720	113,490	115,310	115,660	116,820
破綻先債権		30,360	22,390	13,770	8,240	7,590	6,300	6,420	5,650	5,700	6,180	12,130	15,700	14,140	11,190	8,880	7,530	6,730	5,470	5,320	4,930	
延滞債権		222,960	159,190	136,600	107,530	96,250	77,480	72,920	73,340	75,350	68,950	74,550	79,060	83,430	81,900	81,690	80,220	81,440	83,370	83,780	84,100	
3ヶ月以上延滞債権		6,070	5,000	3,150	2,210	1,980	1,310	1,500	1,230	1,260	1,100	1,510	1,700	2,210	1,440	1,640	2,200	1,650	1,470	1,400	1,130	
貸出条件緩和債権		160,890	161,900	108,520	57,400	50,260	46,000	40,430	37,310	33,990	35,460	31,930	19,640	19,840	19,750	20,690	22,770	23,680	25,000	25,160	26,660	
貸倒引当金残高		133,530	125,850	114,300	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020	54,270	53,950	51,400	51,030	48,530	48,650	
(116) 個別貸倒引当金残高		78,860	60,810	54,410	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770	25,450	23,940	23,960	24,310	23,910	23,880	

(単位:億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期		
協同組織 金融機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960		1,163,080		1,179,220		1,149,840		1,183,720		1,211,420		1,210,910		1,219,850		1,235,520	
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020		71,750		66,000		63,250		57,400		57,120		57,280		59,920		60,190	
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980		6,300		5,650		5,390		7,150		6,430		5,120		4,540		4,020	
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220		48,700		46,290		45,740		44,280		45,370		46,580		49,280		50,180	
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450		350		360		400		440		470		310		260		260	
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360		16,390		13,690		11,710		5,510		4,850		5,260		5,840		5,720	
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190		23,320		21,460		19,900		20,540		21,380		20,130		19,820		18,900	
	(480) 個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980		17,070		15,770		14,630		15,360		15,920		15,150		15,340		14,620	
	(480) 信用 金庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800		686,570		690,820		693,960		703,160		704,210		690,090		691,630		691,480
		リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470		49,010		45,140		44,360		40,700		40,440		41,010		43,470		43,690
破綻先債権		8,190	7,740	6,040	4,350		3,390		3,230		3,130		4,140		3,710		2,910		2,610		2,260	
延滞債権		42,410	43,510	41,530	37,830		34,890		33,220		33,480		32,850		33,500		34,530		36,850		37,390	
3ヶ月以上延滞債権		640	550	340	240		190		180		210		210		240		180		140		140	
貸出条件緩和債権		21,750	20,490	15,920	13,050		10,530		8,510		7,530		3,500		2,990		3,390		3,870		3,890	
貸倒引当金残高		18,250	18,670	17,170	15,100		13,450		12,560		11,970		12,070		11,890		11,270		11,330		10,950	
(271) 個別貸倒引当金残高		13,240	13,790	12,930	11,360		10,220		9,580		8,980		9,240		8,990		8,500		8,850		8,620	
(271) 信用 組合		貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360		98,430		98,440		97,810		97,930		97,560		99,700		98,000		99,070
		リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660		10,600		10,240		10,090		8,810		8,050		7,980		8,320		8,320
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290		1,090		1,050		1,180		1,260		1,070		950		780		760	
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120		6,730		6,620		6,470		6,260		5,950		5,950		6,410		6,440	
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120		100		110		100		120		120		70		60		60	
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130		2,680		2,460		2,330		1,170		910		1,010		1,070		1,060	
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500		3,170		3,100		3,080		2,890		2,800		2,810		2,910		2,930	
	(158) 個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780		2,500		2,440		2,400		2,270		2,210		2,240		2,370		2,430	
	(158) 預金 取扱 金融 機関	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460		5,465,390		5,552,780		5,621,880		5,854,050		5,709,140		5,684,310		5,803,230		6,020,480
		リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400		202,840		183,540		174,940		173,490		171,410		169,990		175,230		177,010
破綻先債権		45,170	36,130	24,690	16,220		12,600		11,300		11,580		22,850		17,630		12,650		10,010		8,950	
延滞債権		284,630	222,280	196,340	160,750		126,190		119,630		114,690		123,340		127,270		126,800		132,640		134,280	
3ヶ月以上延滞債権		7,160	5,920	3,840	2,660		1,660		1,590		1,500		2,140		1,900		2,510		1,730		1,400	
貸出条件緩和債権		193,540	192,430	133,640	78,760		62,390		51,000		47,160		25,150		24,590		28,020		30,840		32,380	
貸倒引当金残高		167,560	159,160	145,770	112,540		87,690		80,420		72,630		79,200		78,400		74,080		70,840		67,550	
(596) 個別貸倒引当金残高		103,750	85,690	77,750	63,840		45,830		42,970		37,350		42,450		42,690		39,090		39,640		38,500	

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
2. ( )内は25年3月期時点の対象金融機関数。  
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。  
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

主要行(8行)																						(単位:兆円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期		
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	226.5	221.6	225.8	228.5	229.9	231.1	236.3	236.3	239.2	234.9	227.7	230.1	231.2	237.7	238.3	254.5		
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.7	14.1	13.6	15.8	15.7	16.3	16.3	18.5	18.0	18.3	17.4	17.0	15.8	15.7	15.0	15.2		
(要管理債権)	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6		
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6		
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5		
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.5	4.6	4.6	4.7		
地域銀行(106行)																						(単位:兆円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期		
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	147.4	152.2	153.8	156.4	156.9	159.3	159.3	162.2	153.6	158.9	158.6	161.5	162.5	165.9	169.5	173.3		
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	23.1	22.9	23.1	24.2	24.6	25.2	25.8	27.8	28.5	30.3	30.0	29.9	29.1	29.1	28.0	27.5		
(要管理債権)	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2		
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.1	4.0	3.9	3.8	3.9	4.0	4.2	4.2	4.3	4.4		
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3		
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.6	8.0	7.2	7.0	6.6	6.6	6.7	6.9	6.8	6.9	6.9		
全国銀行(116行)																						(単位:兆円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期		
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	379.8	380.5	387.2	392.7	395.0	398.8	404.0	405.5	399.4	399.9	391.6	396.9	399.2	409.2	413.5	433.9		
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	38.1	37.2	36.9	40.5	40.7	42.0	42.7	47.3	47.4	49.7	48.5	47.8	45.6	45.5	43.6	43.1		
(要管理債権)	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8		
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.5	6.8	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2	7.2	7.3		
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.9		
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.4	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.2	11.7	11.6	11.6	11.6	11.8	11.8	12.0		
預金取扱金融機関(596機関)																						(単位:兆円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期		
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	/	472.8	/	481.1	/	485.1	/	491.8	/	482.3	/	485.3	/	498.6	/	525.3		
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	/	52.3	/	55.8	/	57.8	/	65.2	/	70.5	/	68.7	/	65.7	/	62.4		
(要管理債権)	19.1	19.2	13.0	7.5	/	6.0	/	5.0	/	4.7	/	2.6	/	2.5	/	2.9	/	3.1	/	3.3		
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	/	9.7	/	9.3	/	9.0	/	9.5	/	9.9	/	10.0	/	10.9	/	11.1		
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	/	4.4	/	4.0	/	3.9	/	5.5	/	5.0	/	4.2	/	3.6	/	3.4		
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	/	20.2	/	18.3	/	17.5	/	17.6	/	17.4	/	17.1	/	17.6	/	17.8		

(注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増減を伴った銀行を含む。

4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

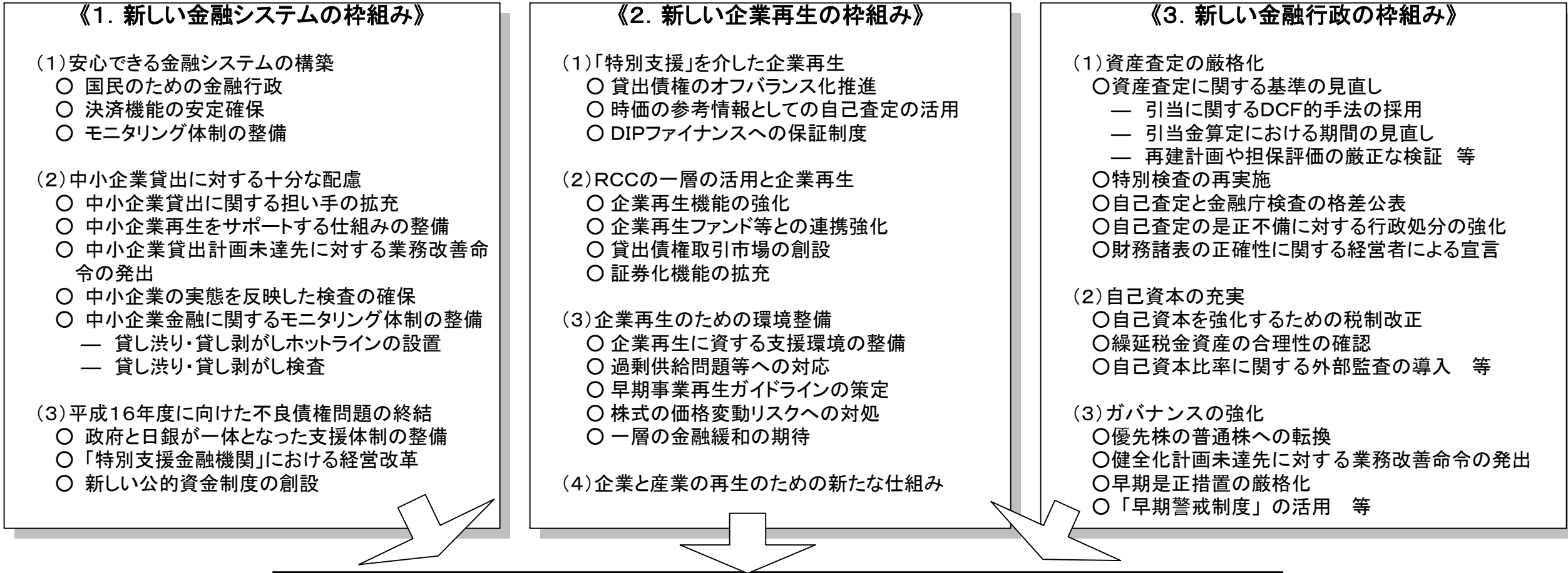
5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信託等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信託等及び商工中金を含まない。

7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

8. ( )内は25年3月期時点の対象金融機関数。

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」  
 ○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施



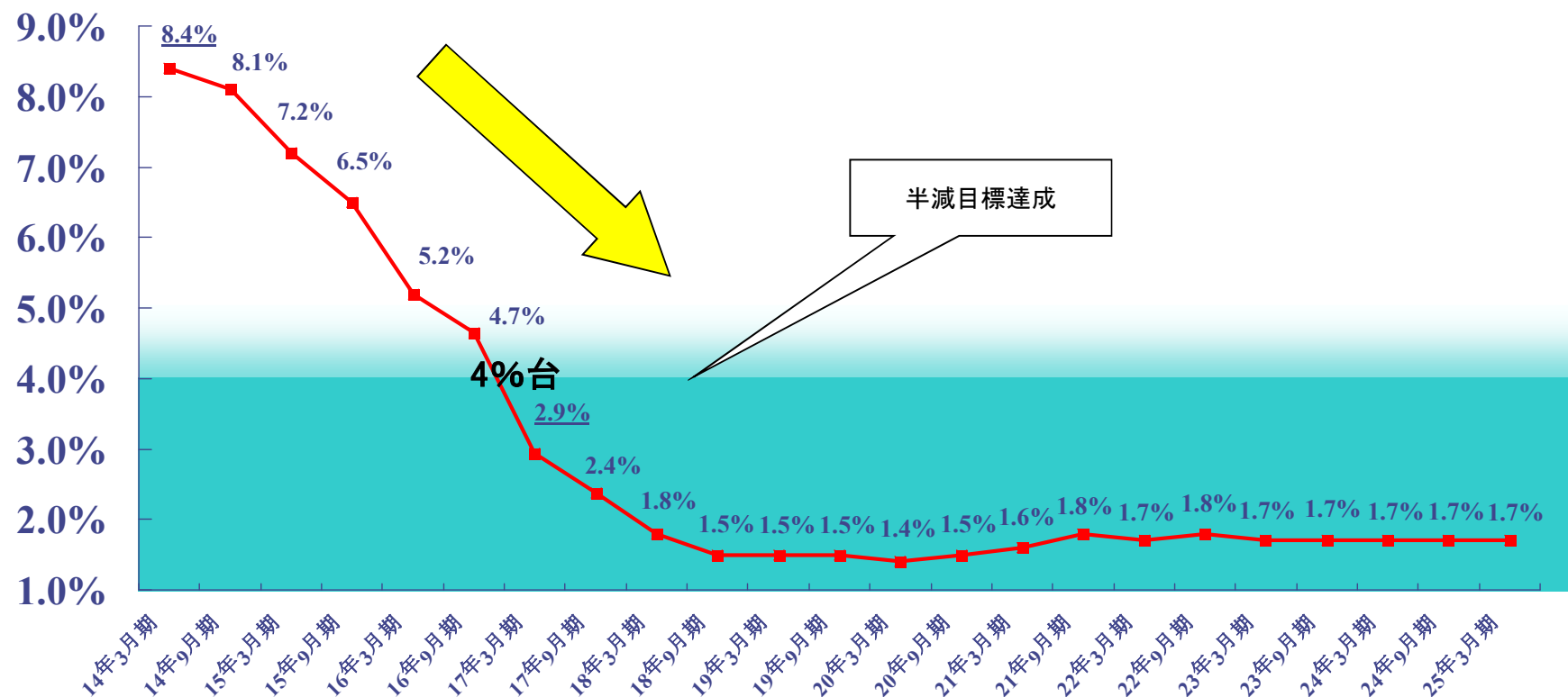
**— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —**  
 ※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

**〔基本的考え方〕**

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現

⇒ ◎平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化  
 ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

## 不良債権比率の推移(主要行)



### ○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

### ○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

\*計数は金融再生法開示債権ベース。



## バーゼル2(自己資本比率規制)について

### 1. 経緯

- ・ 1988年：バーゼル1公表
- ・ 1996年：市場リスク規制導入
- ・ 1998年：バーゼル1見直し作業を開始
- ・ 2004年：「バーゼル2最終文書」公表  
(我が国においては 07年3月末より全面実施)

### 2. バーゼル2の概要(3つの柱)

#### 第1の柱：最低所要自己資本比率

##### 趣旨：分母の計算にリスクをより正確に反映

金融商品の多様化や金融技術の高度化等を踏まえ、リスク計測を精緻化し、規制上のリスク計測手法について、多様な選択肢の中から金融機関がその実態に合わせて選択を行うことにより、自主的にリスク管理の高度化を図るよう促す。

[算式]	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本 (基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目)}}{\text{信用リスク + 市場リスク + オペレーショナル・リスク}} \geq 8\%$	$\geq 8\%$
	<p>(精緻化)</p> <p>(新たに追加)</p>	$(4\%)$

対象	最低所要自己資本比率	適用
国際統一基準行	8%	国際合意と同等。
国内基準行	4%	国際合意とほぼ同等。(※)

(※) 自己資本(補完的項目)の計算において、その他有価証券の評価益の算入を認めない取扱い等。分母の計算は国際合意と同等。

#### 【自己資本】:

- ・ 基本的項目(Tier1): 普通株式、優先株式、内部留保 等
- ・ 補完的項目(Tier2): その他有価証券評価益の45%相当額、土地再評価に係る差額金の45%相当額、一般貸倒引当金、劣後債・劣後ローン、期限付優先株 等
  - (注1) 「補完的項目」は基本的項目の額を限度として算入可能。また、期限付劣後債及び期限付優先株(Lower Tier2)は、基本的項目の額の50%を限度として算入可能。
  - (注2) 一般貸倒引当金は、リスク・アセットの1.25% (国内基準では0.625%) が算入の上限。
  - (注3) 国内基準では、その他有価証券の評価益は補完的項目に算入しない。
- ・ 控除項目: 銀行間での意図的な資本調達手段の保有に相当する額等。

【信用リスク】: リスクをより正確に反映

$$\text{信用リスク・アセット額} = \sum (\text{与信額 (保証等外・バランス取引含む)} \times \text{各リスク・ウェイト})$$

① 標準的手法

- ・ 中小企業向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減
- ・ 延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減
- ・ 貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可

与信先区分	バーゼル1	バーゼル2
国・地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等 (うち地方三公社)	10%	10 % (20 %)
銀行・証券会社	20%	20%
事業法人 (中小企業以外)	100%	(格付に応じ) 20%~150% 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権 (※)	100%	50%~150% (引当率に応じて加減)
株式	100%	100%

(※) 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

② 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。債務者ごとのデフォルト率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率 (※1)	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 (※2)	銀行推計

(※1) デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

(※2) 例えば、事業法人向け無担保債権については45%。

その他、保有株式のリスク・ウェイトには下限を設定(政策保有株式100%、それ以外の上場株200%、非上場株300%)。ただし、04年9月30日以前に保有していた株式については10年間(2014年6月末まで)リスク・ウェイト100%(標準的手法と同じ)を適用。

**【オペレーショナル・リスク】:新たにリスク項目(分母)に追加**

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを計測。

①基礎的手法、②粗利益配分手法又は③先進的計測手法から選択。

(注)①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化

## **第2の柱:金融機関の自己管理と監督上の検証**

**趣旨:金融機関による統合的なリスク管理の確立と当局によるモニタリングの実施**

金融機関自身が、第1の柱の対象でないリスク(銀行勘定の金利リスク・集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、定期的なモニタリングを実施。

**銀行勘定の金利リスク(例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)**

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の20%を超える銀行(アウトライヤー銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。(ただし、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。)

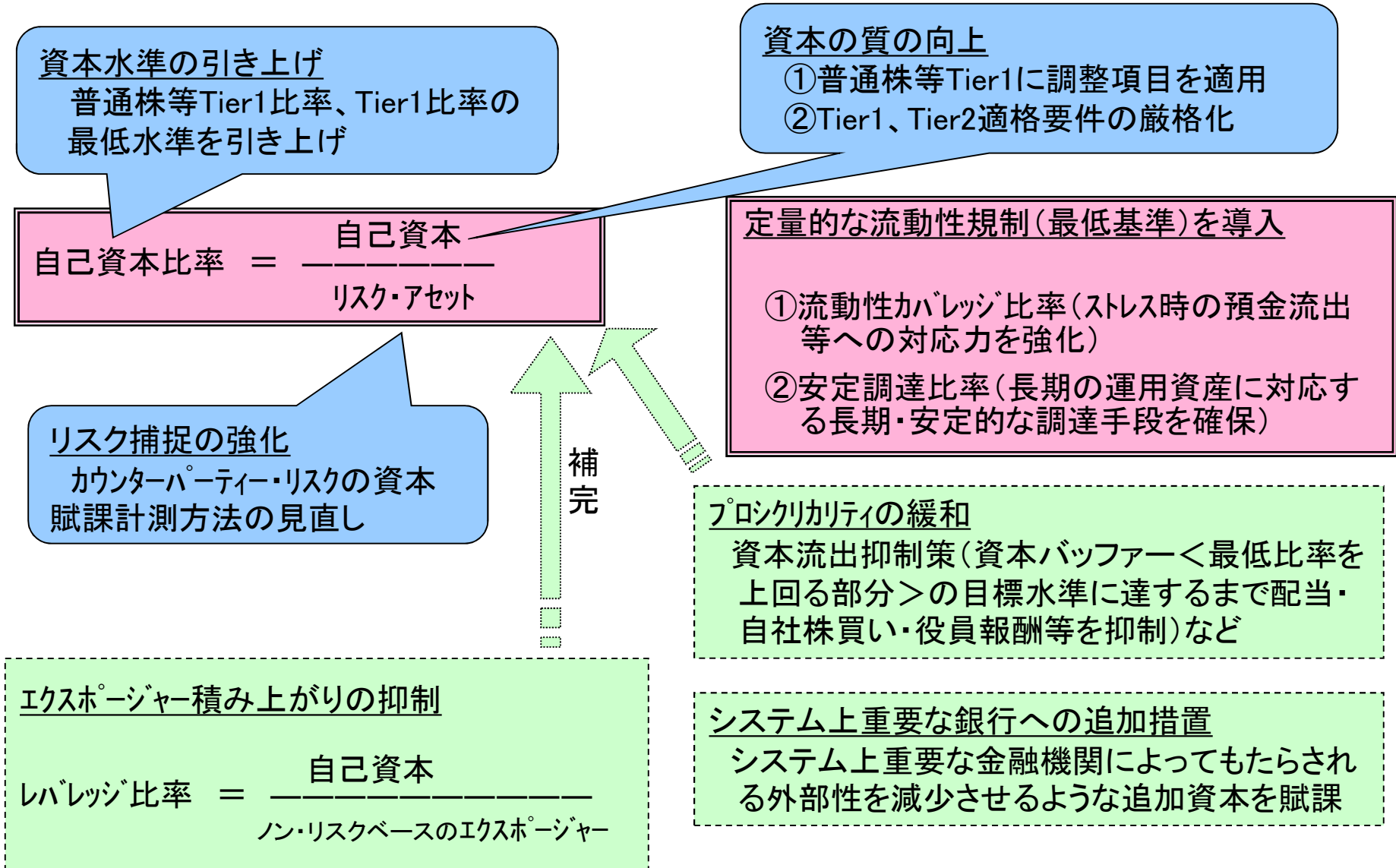
## **第3の柱:市場規律の活用**

**趣旨:情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める**

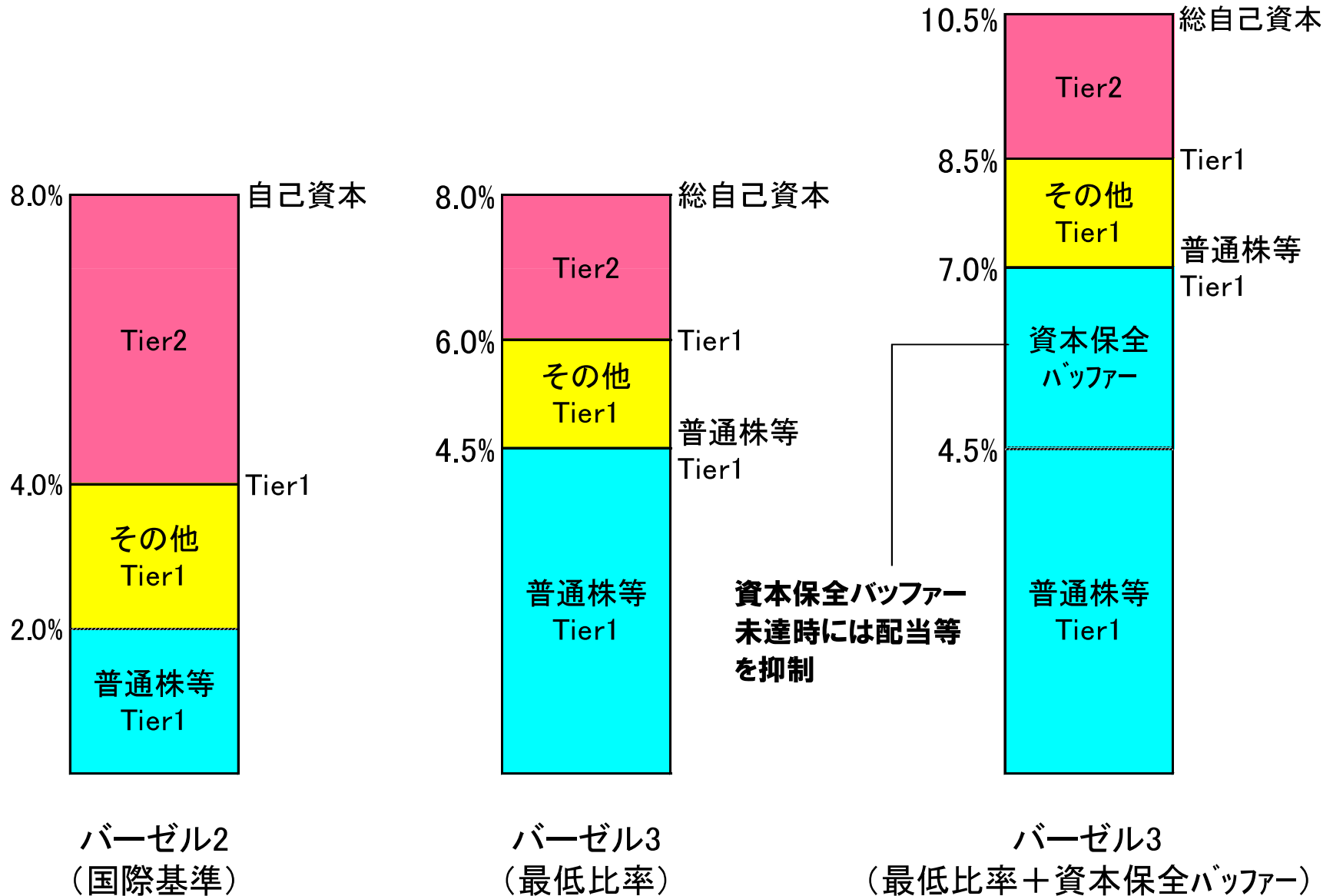
銀行については原則四半期開示、協同組織金融機関は半期開示。

以上

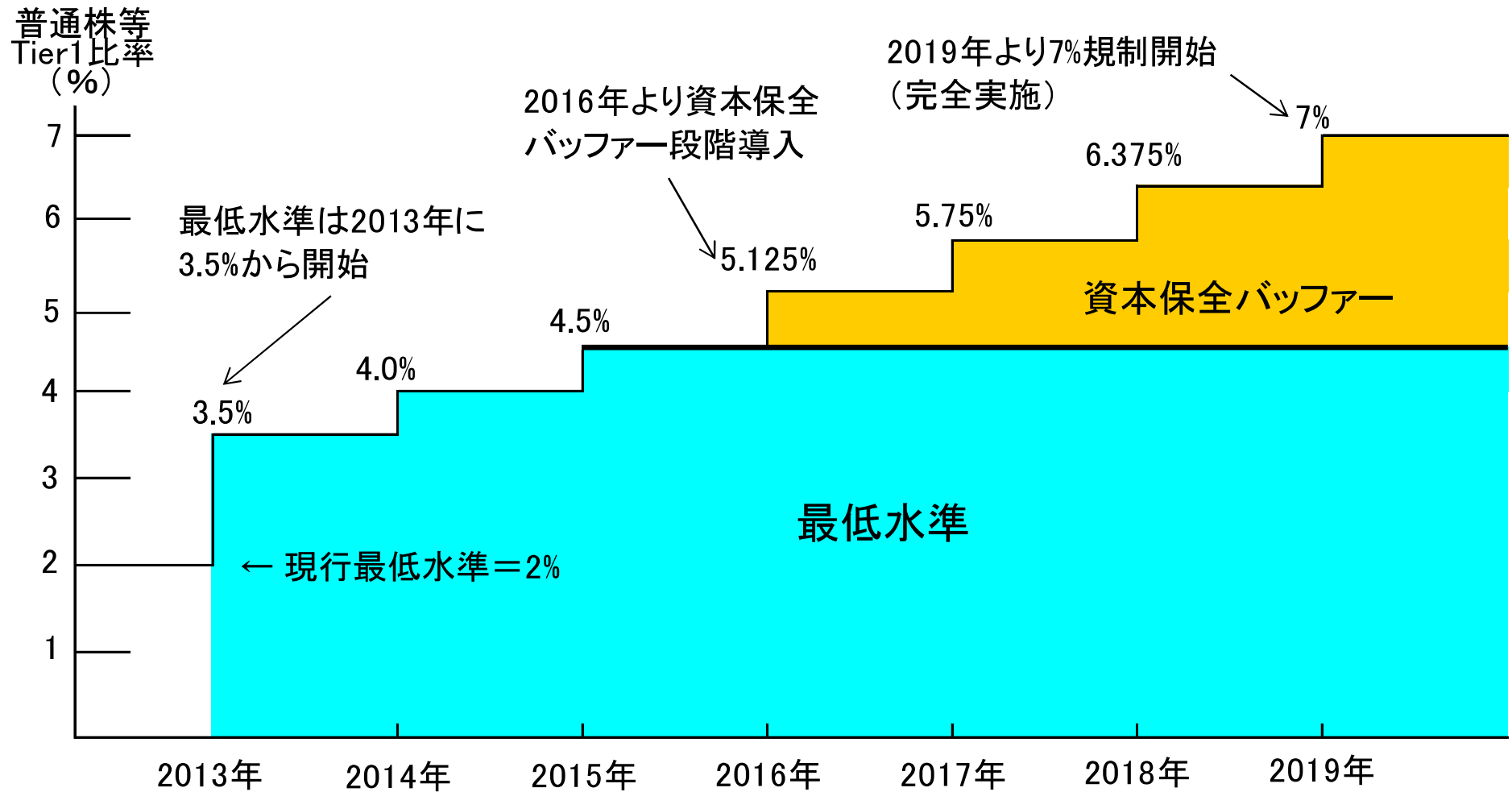
# バーゼル3の全体像



# バーゼル3における自己資本の量の強化



# バーゼル3の段階適用



## バーゼル3における調整(控除)項目の強化

		バーゼル2	バーゼル3
主な対象	のれん以外の無形資産	(控除対象外)	全額控除
	前払年金費用	(控除対象外)	全額控除
	連結外金融機関向け出資	下記を控除  ・国内預金取扱金融機関への意図的保有  ・関連会社向け出資	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、  ①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除  ②普通株10%以下出資先 → 自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除  ③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本について全額控除
	繰延税金資産	主要行につき、Tier1の20%超相当分を控除	・繰越欠損金については全額控除  ・会計と税務の一時差異に基づくものは、自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※
被控除資本		Tier2	普通株等Tier1

(注) 普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。

## 新たな自己資本比率規制の概要

### ○ 新国際統一基準(バーゼル3) (2013年3月期から適用)

[対象金融機関…海外営業拠点(海外支店又は海外現地法人)を有する預金取扱金融機関]

自己資本比率＝	$\frac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1} + \text{Tier2}}{\text{リスク・アセット}}$	≥ 8%
Tier1比率＝	$\frac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1}}{\text{リスク・アセット}}$	≥ 6%
普通株式等Tier1比率＝	$\frac{\text{普通株式等Tier1}}{\text{リスク・アセット}}$	≥ 4.5%

(参考) 1. **普通株式等Tier1**とは、最も損失吸収力の高い資本(普通株式、内部留保等)をいう。なお、資本の質の強化及び金融システム内でのリスクの蓄積防止の観点から、のれん等の無形資産・繰延税金資産や他の金融機関の資本保有等は、原則普通株式等Tier1から控除。

(注) その他有価証券の評価差額金を含むその他包括利益(OCI)については、普通株式等Tier1に算入。

2. **その他Tier1**とは、優先株式等をいう。
3. **Tier2**とは、劣後債、劣後ローン等及び一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が算入上限)等をいう。
4. また、上乘せ基準として、普通株式等Tier1で充足される「資本保全バッファー」(2.5%)、「カウンターシクリカル・バッファー」(最大2.5%)及び「G-SIFIsサーチャージ」(最大2.5%)が、2016年より追加で求められる。
5. **リスク・アセット**とは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(信用リスク)、資産の市場変動リスク相当額(マーケット・リスク)及び種々の事故リスク相当額(オペレーショナル・リスク)の和をいう。
6. **リスク・ウェイトの例**
  - 日本国債、地方債、現金等…0%
  - 政府関係機関等…10%
  - 金融機関…20%
  - 抵当権付住宅ローン…35%
  - 中小企業・個人…75%
  - 事業法人…格付に応じ、20%～150%(大宗は100%)

### ○ 新国内基準 (2014年3月期から適用)

[対象金融機関…海外営業拠点を有しない預金取扱金融機関]

自己資本比率＝	$\frac{\text{コア資本}}{\text{リスク・アセット}}$	≥ 4%
---------	---------------------------------------	------

- (参考) 1. **コア資本**とは、損失吸収力の高い普通株式及び内部留保を中心しつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出資及び一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が算入上限)等を加えたものをいう。なお、新国際統一基準と同様、無形資産や繰延税金資産、金融機関の資本保有等はコア資本から控除。
2. その他有価証券の評価差額金については、コア資本の額に算入しない。



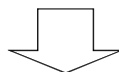
# 本邦における自己資本比率規制(国際統一基準・国内基準)

## 国際統一基準

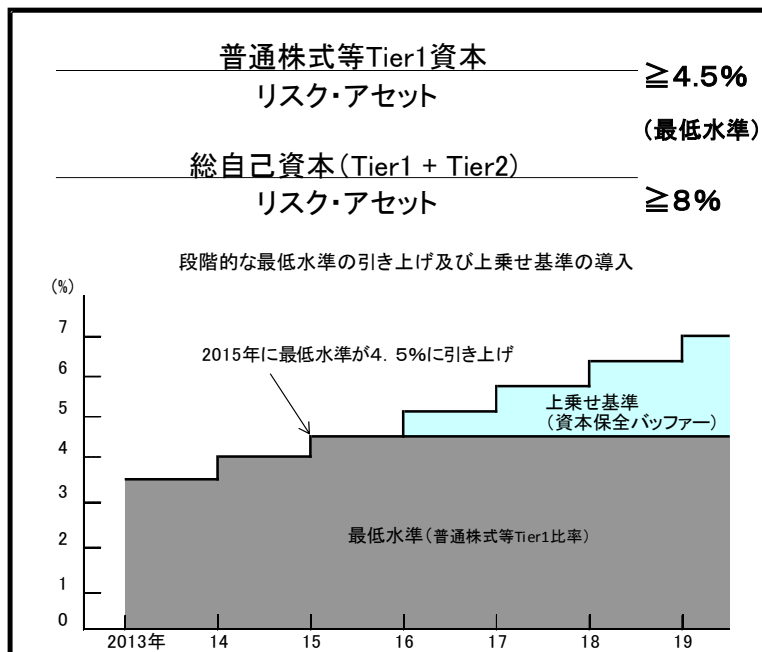
バーゼル2(2007年3月期～)

$$\frac{\text{総自己資本(Tier1+Tier2)}}{\text{リスク・アセット}} \geq 8\%$$

※信用リスク(貸倒リスク)を精緻化、オペリスク(事務事故リスク)を追加



バーゼル3(2013年3月期～)



## 国内基準

バーゼル2(2007年3月期～)

$$\frac{\text{総自己資本(Tier1+Tier2)}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$$



新国内基準(2014年3月期～)

$$\frac{\text{コア資本 ※}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$$

※コア資本 = 普通株式 + 内部留保

- + 強制転換条項付優先株式 ※一定期間経つと普通株に強制的に転換される優先株式
- + 優先出資(協同組織金融機関のみ) ※優先的に配当を受けることができる出資
- +/- 調整・控除項目

## 新国内基準のポイント

- 国内においてのみ活動する国内基準行の規制のあり方は、
  - ・ 我が国の実情を十分踏まえること
  - ・ 金融機関の健全性を確保すること
  - ・ 金融仲介機能が発揮されることを念頭に置いて、検討を行った。  
※国内基準行は、銀行、信金・信組、労金、農水系統（農漁協等）と業態が幅広く、地域密着型の金融機関が大宗。
- 国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率（4％）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案。
- 2014年3月末から適用開始。原則10年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら、段階的に実施。

自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先  
(平成 24 事務年度)

1. 信用リスク

(1) 基礎的内部格付手法【2 持株会社及び 3 行】

- ・ ふくおかフィナンシャルグループ
- ・ 山口フィナンシャルグループ
- ・ 山口銀行
- ・ もみじ銀行
- ・ 京都銀行

2. オペレーショナル・リスク

(1) 粗利益配分手法【4 行】

- ・ 青森銀行
- ・ 七十七銀行
- ・ 南都銀行
- ・ 北九州銀行

# 経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成24年7月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	23/3 実績	24/3 健全化計画	24/3 実績	23/3 実績	24/3 健全化計画	24/3 実績	23/3 実績	24/3 健全化計画	24/3 実績
りそな3行	2,600	2,570	2,597	1,930	1,950	2,441	1,505	1,310	2,394
三井住友トラスト3行 (注2)	2,348	2,363	2,368	1,529	1,633	1,567	1,264	985	798
新生	※547	※297	※322	80	150	181	112	150	139
千葉興業	121	117	117	67	86	90	76	75	77
あおぞら	354	360	425	280	210	395	318	210	451

(注1)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

※クレジットトレディング関連利益等を含む。

## 自己資本比率の状況

	(%)						(億円)					
	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	23/3 実績	24/3 健全化 計画	24/3 実績	23/3 実績	24/3 健全化 計画	24/3 実績	23/3 実績	24/3 健全化 計画	24/3 実績	23/3 実績	24/3 健全化 計画	24/3 実績
りそなHD	11.21	12.87	13.19	7.51	9.25	9.32	21,190	25,808	23,014	188,938	200,510	174,421
三井住友トラストHD	15.93	15.67	16.68	11.28	11.38	11.87	30,003	29,690	29,857	188,270	189,490	178,944
新生	9.76	8.96	10.27	7.76	7.07	8.80	6,500	6,950	6,269	66,538	77,500	61,025
千葉興業	9.96	10.21	10.14	9.20	9.52	9.53	1,307	1,362	1,352	13,121	13,339	13,340
あおぞら	16.93	14.13	17.86	18.43	15.27	19.37	5,109	5,182	5,414	30,165	36,680	30,310

(注)りそなHD、三井住友トラストHD、新生、あおぞらは連結ベース、千葉興業は単体ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数				従業員数				人件費				物件費(機械化費用を除く)				人件費+物件費(参考)					
	23/3実績		24/3健全化計画		23/3実績		24/3健全化計画		23/3実績		24/3健全化計画		23/3実績		24/3健全化計画		23/3実績		24/3実績			
	23/3実績	24/3健全化計画	24/3実績	23/3実績	24/3健全化計画	24/3実績	23/3実績	24/3健全化計画	24/3実績	23/3実績	24/3健全化計画	24/3実績	23/3実績	24/3健全化計画	24/3実績	23/3実績	24/3健全化計画	24/3実績	23/3実績	24/3実績		
りそなHD (注1)	48	48	45	15,240	15,200	15,119	133,129	130,500	133,332	134,359	131,800	130,651	327,319	327,000	320,227	230,571	237,230	235,480	57,373	64,000	59,170	
三井住友トラストHD (注2)	34	34	34	9,945	9,920	10,005	100,950	101,710	102,302	91,911	97,480	95,519	230,571	237,230	235,480	230,571	237,230	235,480	57,373	64,000	59,170	
新生	9	9	9	1,907	1,940	1,895	19,935	22,300	19,937	25,322	27,700	27,996	23,316	23,385	23,175	23,316	23,385	23,175	23,316	23,385	23,175	
千葉興業	8	8	8	1,305	1,290	1,269	10,888	10,770	10,763	8,170	7,979	7,888	36,145	42,000	34,774	36,145	42,000	34,774	36,145	42,000	34,774	
あおぞら	15	15	15	1,560	1,590	1,519	17,499	18,500	17,201	12,839	15,000	12,243										

(注1)りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

(注2)23/3実績は、旧中央三井トラスト・ホールディングス、旧中央三井信託銀行、旧中央三井アセット信託銀行、旧住友信託銀行、旧CMTBエクイティインベストメントの5社合算ベース。

24/3計画及び実績は、三井住友トラスト・ホールディングス、旧中央三井信託銀行、旧中央三井アセット信託銀行、旧住友信託銀行、旧CMTBエクイティインベストメントの5社合算ベース。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円)(注1)				平均役員(常勤)報酬・賞与(百万円)				平均役員退職慰労金(百万円)				平均給与月額(千円)		
	うち役員報酬				23/3実績	24/3健全化計画	24/3実績	23/3実績	24/3健全化計画	24/3実績	23/3実績	24/3健全化計画	23/3実績	24/3健全化計画	24/3実績
	23/3実績	24/3健全化計画	24/3実績												
りそなHD(注2)	831	880	859	831	880	859	19	20	19	-	-	420	428	421	
三井住友トラストHD(注3)	1,086	1,140	1,132	1,006	1,060	1,057	37	39	39	41	-	430	460	443	
新生	311	200	177	311	200	172	37	40	40	-	-	494	495	489	
千葉興業	72	72	72	72	72	72	11	11	11	13	7	390	395	395	
あおぞら	266	220	210	266	220	210	40	30	29	30	-	506	520	501	

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

(注3) 23/3実績は、旧中央三井トラスト・ホールディングス、旧中央三井信託銀行、旧中央三井アセット信託銀行、旧住友信託銀行、旧CMTBエクイティインベストメントの5社合算ベース。

24/3計画及び実績は、三井住友トラスト・ホールディングス、旧中央三井信託銀行、旧中央三井アセット信託銀行、旧住友信託銀行、旧CMTBエクイティインベストメントの5社合算ベース。



## 国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	24年3月期 計画(対前期比)	24年3月期 実績(対前期比)	24年3月期 計画(対前期比)	24年3月期 実績(対前期比)
りそな3行	2,925	563	60	2,389
三井住友トラスト3行	▲ 2,108	▲ 3,219	310	496
新 生	3,405	2,546	10	252
千葉興業	580	690	100	411
あおぞら	1,490	602	100	164

(注)りそな、新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

不良債権額(単体ベース)

	(億円)						(億円)			
	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	23/3 実績	24/3 実績	23/3 実績	24/3 実績	23/3 実績	24/3 実績	23/3 実績	24/3 実績	23/3 実績	24/3 実績
りそな3行	788	741	3,935	4,107	1,645	1,328	6,370	6,176	704	845
三井住友トラスト3行	411	333	779	964	1,019	762	2,211	2,060	175	336
新生	625	491	2,107	2,452	64	16	2,796	2,959	229	163
千葉興業	92	76	306	365	47	50	445	491	40	46
あおぞら	119	75	804	640	352	377	1,275	1,091	7	188

## 剰余金の状況

(単位: 億円)

	剰余金の状況(24/3期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注2)
りそなHD(注1)	10,288	31,280	8,716
三井住友トラストHD(注1)	7,754	10,102	2,003
新生	1,177	4,166	2,500
千葉興業	359	600	600
あおぞら	1,543	3,200	2,152

(注1) HDと傘下子銀行の合算利益剰余金

(注2) 公的資金注入額ベース

# 経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成24年12月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	24/3 実績	24/9 実績	25/3 健全化計画	24/3 実績	24/9 実績	25/3 健全化計画	24/3 実績	24/9 実績	25/3 健全化計画
りそな3行	2,597	1,237	2,340	2,441	1,214	1,980	2,394	1,606	2,150
三井住友信託 (注2)	2,368	1,138	2,078	1,567	623	1,628	798	414	875
新生	※322	※188	※351	181	157	220	139	157	220
千葉興業	117	58	123	90	55	91	77	48	81
あおぞら	425	225	460	395	196	310	451	206	310

(注1)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)24/3実績及び25/3健全化計画は、旧中央三井信託銀行、旧中央三井アセット信託銀行、旧住友信託銀行及び旧CMTBエクイティインベストメントズの4社合算ベース。  
※クレジットトレディング関連利益等を含む。

## 自己資本比率の状況

	(%)						(億円)					
	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	24/3 実績	24/9 実績	25/3 健全化 計画	24/3 実績	24/9 実績	25/3 健全化 計画	24/3 実績	24/9 実績	25/3 健全化 計画	24/3 実績	24/9 実績	25/3 健全化 計画
りそなHD	13.19	14.15	13.63	9.32	10.33	9.95	23,014	24,532	24,759	174,421	173,267	181,578
三井住友トラストHD	16.68	16.36	15.72	11.87	12.05	11.63	29,857	28,719	30,378	178,944	175,546	193,191
新生	10.27	11.71	9.67	8.80	9.77	7.79	6,269	6,879	7,549	61,025	58,693	78,000
千葉興業	10.14	10.27	10.53	9.53	9.68	9.85	1,352	1,402	1,432	13,340	13,646	13,597
あおぞら	17.86	19.16	14.23	19.37	20.43	15.01	5,414	5,701	5,540	30,310	29,743	38,940

(注)りそなHD、三井住友トラストHD、新生、あおぞらは連結ベース、千葉興業は単体ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	24/3 実績	24/9 実績	25/3 健全化 計画	24/3 実績	24/9 実績	25/3 健全化 計画	24/3 実績	24/9 実績	25/3 健全化 計画	24/3 実績	24/9 実績	25/3 健全化 計画	24/3 実績	24/9 実績	25/3 健全化 計画
りそなHD (注1)	45	44	44	15,119	15,463	15,120	133,332	66,630	133,000	130,651	65,023	130,900	320,227	158,219	320,500
三井住友トラ ストHD (注2)	34	25	25	10,005	10,190	9,900	102,302	50,260	103,110	95,519	44,235	98,690	235,480	113,871	242,980
新生	9	9	9	1,895	1,903	1,940	19,937	10,163	22,300	27,996	15,769	27,900	59,170	31,710	64,200
千葉興業	8	8	8	1,269	1,272	1,265	10,763	5,360	10,745	7,888	3,945	7,882	23,175	11,514	23,350
あおぞら	15	16	15	1,519	1,538	1,620	17,201	8,577	19,000	12,243	5,698	15,500	34,774	16,814	42,500

(注1)りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

(注2)24/3実績及び25/3健全化計画は、三井住友トラスト・ホールディングス、旧中央三井信託銀行、旧中央三井アセット信託銀行、旧住友信託銀行及び旧CMTBエグゼクティブメンバーズの5社合算ベース。

24/9実績は、三井住友トラスト・ホールディングス及び三井住友信託銀行の2社合算ベース。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円)(注1)						平均役員(常勤)報酬・賞与(百万円)			平均役員退職慰労金(百万円)			平均給与月額(千円)		
	うち役員報酬						24/3実績	24/9実績	25/3健全化計画	24/3実績	24/9実績	25/3健全化計画	24/3実績	24/9実績	25/3健全化計画
	24/3実績	24/9実績	25/3健全化計画	24/3実績	24/9実績	25/3健全化計画									
りそなHD(注2)	859	411	819	859	411	819	19	20	20	-	-	421	423	427	
三井住友トラストHD(注3)	1,132	398	1,040	1,057	398	900	39	36	46	-	-	443	451	460	
新生	177	89	200	172	84	200	40	39	40	-	-	489	481	495	
千葉興業	72	36	72	72	36	72	11	11	11	4	6	395	400	395	
あおぞら	210	105	220	210	105	220	29	28	30	15	21	501	497	520	

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

(注3) 24/3実績及び25/3健全化計画は、三井住友トラスト・ホールディングス、旧中央三井信託銀行、旧中央三井アセット信託銀行、旧住友信託銀行及び旧CMTBエクイティインベストメントズの5社合算ベース。

24/9実績は、三井住友トラスト・ホールディングス及び三井住友信託銀行の2社合算ベース。

(注4) 24/9実績の平均役員(常勤)報酬・賞与は年換算ベース。



## 国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	24年9月期 実績(対前期比)	25年3月期 計画(対前期比)	24年9月期 実績(対前期比)	25年3月期 計画(対前期比)
りそな3行	1,372	4,240	▲ 272	300
三井住友信託	2,669	19,506	524	10
新 生	2,174	2,884	221	50
千葉興業	446	576	99	30
あおぞら	▲ 1,131	176	252	10

(注)りそな、新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

不良債権額(単体ベース)

	不良債権額(単体ベース)						不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算										
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権			②危険債権			③要管理債権			①+②+③ 銀行勘定のみ			24/3実績		24/9実績		
	24/3 実績	24/9 実績		24/3 実績	24/9 実績		24/3 実績	24/9 実績		24/3 実績	24/9 実績		24/3 実績	24/9 実績		24/3 実績	24/9 実績
りそな3行	741	684		4,107	4,005		1,328	1,480		6,176	6,169		845	158			
三井住友信託(注)	333	318		964	983		762	763		2,060	2,065		336	73			
新生	491	510		2,452	2,210		16	27		2,959	2,746		163	65			
千葉興業	76	71		365	367		50	52		491	490		46	5			
あおぞら	75	52		640	744		377	199		1,091	995		188	153			

(注)24/3実績は、旧中央三井信託銀行及び旧住友信託銀行の2社合算ベース。

## 剰余金の状況

(単位:億円)

	剰余金の状況(24/9期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注2)
りそなHD(注1)	11,434	31,280	8,716
三井住友トラストHD(注1)	8,498	10,102	2,003
新生	1,302	4,166	2,500
千葉興業	390	600	600
あおぞら	1,562	3,200	1,887

(注1) HDと傘下子銀行の合算利益剰余金

(注2) 公的資金注入額ベース

# 経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成25年6月



## 自己資本比率の状況

	(%)						(億円)					
	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	24/3 実績	25/3 健全化 計画	25/3 実績	24/3 実績	25/3 健全化 計画	25/3 実績	24/3 実績	25/3 健全化 計画	25/3 実績	24/3 実績	25/3 健全化 計画	25/3 実績
りそなHD	13.19	13.63	14.67	9.32	9.95	10.74	23,014	24,759	25,541	174,421	181,578	174,050
新生	10.27	11.71	12.24	8.80	9.93	10.41	6,269	7,212	7,158	61,025	61,541	58,478
千葉興業	10.14	10.53	12.75	9.53	9.85	12.22	1,352	1,432	1,738	13,340	13,597	13,634
あおぞら	17.86	15.44	15.70	19.37	16.07	16.27	5,414	4,623	4,675	30,310	29,939	29,763

(注)りそなHD、新生、あおぞらは連結ベース、千葉興業は単体ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数				従業員数				人件費				物件費(機械化費用を除く)				人件費+物件費(参考)			
	24/3 実績		25/3 健全化 計画		24/3 実績		25/3 健全化 計画		24/3 実績		25/3 健全化 計画		24/3 実績		25/3 健全化 計画		24/3 実績		25/3 実績	
	(人、百万円)	(百万円)	(人、百万円)	(百万円)	(人、百万円)	(百万円)	(人、百万円)	(百万円)	(人、百万円)	(百万円)	(人、百万円)	(百万円)	(人、百万円)	(百万円)	(人、百万円)	(百万円)	(人、百万円)	(百万円)	(人、百万円)	(百万円)
りそなHD (注)	45	44	41	15,119	15,120	15,084	133,332	133,000	138,952	130,651	130,900	126,966	320,227	320,500	319,188					
新生	9	9	9	1,895	1,940	1,931	19,937	21,200	21,177	27,996	31,900	30,090	59,170	66,300	64,114					
千葉興業	8	8	8	1,269	1,265	1,238	10,763	10,745	10,642	7,888	7,882	7,464	23,175	23,350	22,718					
あおぞら	15	16	16	1,519	1,550	1,527	17,201	17,330	17,463	12,243	11,600	11,355	34,774	34,330	34,196					

(注)りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円)(注1)				平均役員(常勤)報酬・賞与(百万円)				平均役員退職慰労金(百万円)				平均給与月額(千円)					
	うち役員報酬				24/3 実績	25/3 実績	24/3 実績	25/3 実績	24/3 実績	25/3 実績	24/3 実績	25/3 実績	24/3 実績	25/3 健全化 計画	24/3 実績	25/3 健全化 計画	24/3 実績	25/3 実績
	24/3 実績	25/3 健全化 計画	25/3 実績	24/3 実績														
りそなHD(注2)	859	819	803	859	819	803	803	19	20	20	20	-	-	421	427	426		
新生	177	200	175	172	200	170	40	40	40	40	-	-	489	495	487			
千葉興業	72	72	72	72	72	72	11	11	11	11	4	7	395	395	390			
あおぞら	210	226	226	210	226	226	29	29	29	29	15	21	501	520	492			

(注1)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2)りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。



## 国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	25年3月期 計画(対前期比)	25年3月期 実績(対前期比)	25年3月期 計画(対前期比)	25年3月期 実績(対前期比)
りそな3行	4,240	7,063	300	2,018
新 生	2,884	2,216	50	217
千葉興業	576	650	30	187
あおぞら	176	▲174	10	165

(注)千葉興業はインパクトローンを含むベース。その他はインパクトローンを除くベース。

不良債権額(単体ベース)

	(億円)						(億円)			
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	24/3 実績	25/3 実績	24/3 実績	25/3 実績	24/3 実績	25/3 実績	24/3 実績	25/3 実績	24/3 実績	25/3 実績
りそな3行	741	703	4,107	3,445	1,328	1,470	6,176	5,620	845	199
新生	491	386	2,452	1,983	16	57	2,959	2,426	163	88
千葉興業	76	67	365	361	50	79	491	508	46	29
あおぞら	75	72	640	792	377	200	1,091	1,063	188	219

## 剰余金の状況

(単位:億円)

	剰余金の状況(25/3期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注2)
りそなHD(注1)	12,343	31,280	8,716
新生	1,391	4,166	2,500
千葉興業(注3)	425	600	600
あおぞら(注4)	1,761	3,200	1,887

(注1) HDと傘下子銀行の合算利益剰余金

(注2) 公的資金注入額ベース

(注3) 千葉興業銀行は、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、25年1月に第三者割当増資及び資本勘定の組換え(減資)を行い、その他資本剰余金320億円(25/3期)を有している。

(注4) あおぞら銀行は、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、24年11月に資本勘定の組換え(減資)を行い、その他資本剰余金2,433億円(25/3期)を有している。

# 資料9-5-4 金融機能強化法(本則:組織再編成)に基づく資本参加の概要

(平成24年11月14日(水)決定)

	ぐんまみらい信用組合 (群馬県高崎市)	東群馬信用組合 (群馬県伊勢崎市)	かみつけ信用組合 (群馬県高崎市)
預金残高 (24/3末)	3, 283 億円	1, 077 億円	2, 205 億円
貸出金残高 (24/3末)	1, 648 億円	496 億円	1, 152 億円

注) 資本参加決定後の平成24年11月26日(月)に「東群馬信用組合」と「かみつけ信用組合」が合併し、「ぐんまみらい信用組合」が誕生

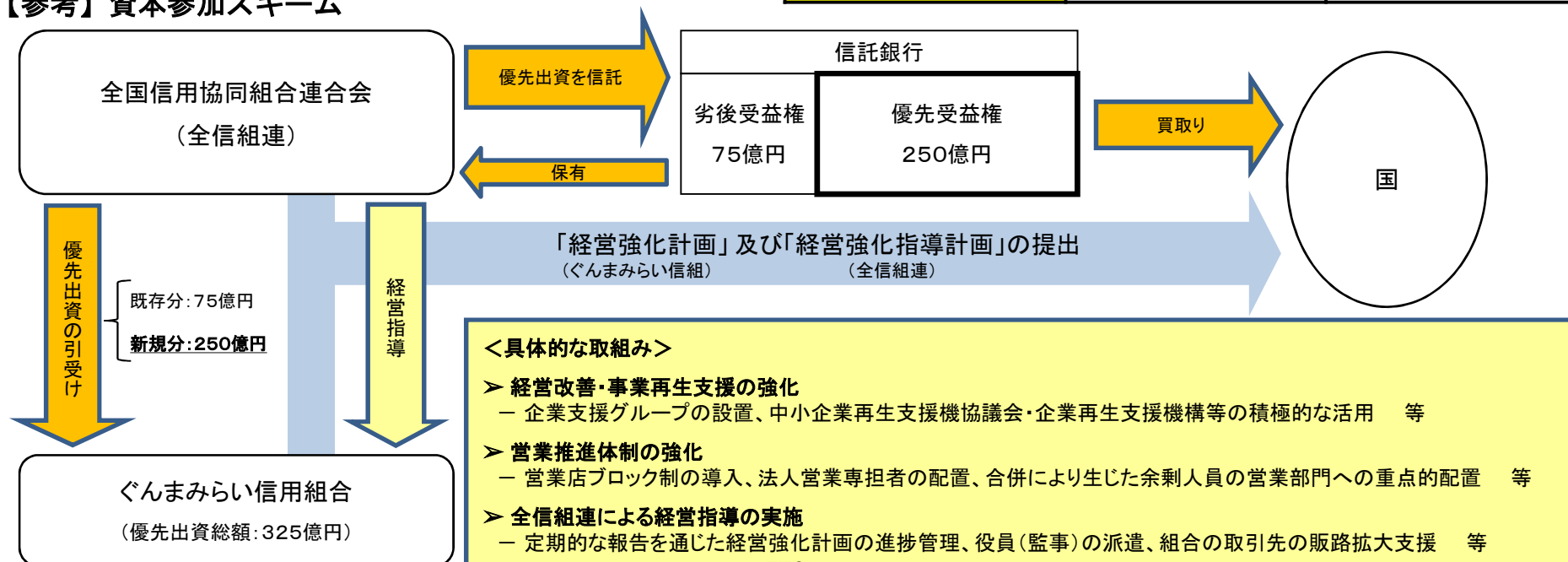
## 1. 資本参加の概要

資本参加額	250 億円
優先受益権の配当率	Tibor (12ヶ月)+1.24%
自己資本比率 (25/3末見通し)	20.9%程度

## 2. 経営改善・信用供与の円滑化の目標

	計画の始期(24/3末)	計画の終期(27/3末)
コア業務純益	9 億円	10 億円
業務粗利益経費率	79.06%	75.61%
中小企業向け貸出残高	988 億円	1, 028 億円
中小企業向け貸出比率	28.10%	28.43%
経営改善支援先割合	6.71%	8.40%

### 【参考】資本参加スキーム



## 金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 24 年 3 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
平成 20 年改正法に基づき資本参加を行った金融機関		
北洋銀行	21 年 3 月 31 日	1,000 億円
福邦銀行		60 億円
南日本銀行		150 億円
みちのく銀行	21 年 9 月 30 日	200 億円
きらやか銀行		200 億円
第三銀行		300 億円
山梨県民信用組合		450 億円
東和銀行	21 年 12 月 28 日	350 億円
高知銀行		150 億円
北都銀行	22 年 3 月 31 日	100 億円
宮崎太陽銀行		130 億円
旧法（平成 16 年 8 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
紀陽銀行	18 年 11 月 13 日	315 億円
豊和銀行	18 年 12 月 18 日	90 億円

（注）山梨県民信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受け、紀陽銀行は紀陽ホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

# 金融機能強化法(平成20年12月改正)に基づく経営強化計画 平成24年3月期の履行状況の概要

## 1. 経営改善の目標

### 1) コア業務純益 又は コア業務純益ROA (選択制)

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	24年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	317	321	317	+ 0	▲ 3	経費の削減に努めたものの、市場金利の低下の影響等による貸出金利息が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
福 邦	0.35	0.33	0.36	+ 0.01	+ 0.03	資金需要の低迷等による貸出金平残の減少等により資金利益は計画を下回ったが、役務取引等損益が計画を上回ったことや広告宣伝費等の削減により物件費が計画を下回ったことから、コア業務純益ROAは計画を上回った。
南日本	38	40	40	+ 1	▲ 0	経費の削減に努めたものの、金融機関間の競争等により貸出金利回が低下したことなどから、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	54	71	64	+ 10	▲ 7	有価証券運用利回の改善や経費の削減に努めたものの、資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
きらやか	53	55	54	+ 1	▲ 1	個人年金販売への積極的な取組みや経費の削減に努めたものの、資金需要の低迷による貸出金平残の伸び悩みや貸出金利回の低下により貸出金利息が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	64	78	67	+ 3	▲ 11	物件費を中心に経費の削減に努めたものの、貸出金利回の低下等により資金利益が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	21	35	23	+ 1	▲ 12	経費の削減に努めたものの、資金利益が貸出金利回の低下等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	56	101	106	+ 49	+ 4	資金利益が貸出金残高の増加や有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	22	39	34	+ 12	▲ 4	物件費を中心に経費の削減に努めたものの、資金利益が資金需要の低迷や貸出金利回の低下等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	28	46	36	+ 7	▲ 10	経費の削減に努めたものの、資金利益が貸出金利回の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
宮崎太陽	22	27	23	+ 0	▲ 3	経費の削減に努めたものの、資金利益が貸出金利回の低下等により計画を下回ったことなどから、コア業務純益は計画を下回った。

注) 福邦銀行は「コア業務純益ROA」を、その他の銀行は「コア業務純益」を選択

## 2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

	計画始期の水準	24年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	55.72	55.50	<b>54.14</b>	▲ 1.58	▲ 1.36	機械化関連費用を除く経費は物件費の増加により計画を上回ったが、業務粗利益が主に国債等債券関係損益の改善により計画を上回ったことなどから、OHRは計画を下回った。
福 邦	64.39	65.14	<b>64.25</b>	▲ 0.14	▲ 0.89	業務粗利益が債券売却損益の改善等により計画を上回ったことや、物件費が計画を下回ったことなどから、OHRは計画を下回った。
南日本	57.45	60.70	<b>57.24</b>	▲ 0.21	▲ 3.46	業務粗利益が国債等関係損益の改善等により計画を上回ったことや、経費が計画を下回ったことなどから、OHRは計画を下回った。
みちのく	95.29	62.02	<b>71.28</b>	▲ 24.01	+ 9.26	物件費の削減により経費は計画を下回ったものの、資金利益が計画を下回ったことや債券先物に関する金融費用を計上したことにより、業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
きらやか	65.21	60.63	<b>62.39</b>	▲ 2.82	+ 1.76	経費は計画を下回ったものの、業務粗利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	105.21	62.03	<b>61.15</b>	▲ 44.06	▲ 0.88	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、物件費を中心に経費の削減に努めたことから、OHRは計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	71.65	49.95	<b>57.59</b>	▲ 14.06	+ 7.64	経費の削減に努めたものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	71.23	60.01	<b>63.17</b>	▲ 8.06	+ 3.16	人件費について新人事制度導入の効果が次年度以降に持ち越しになったことや、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
高 知	65.40	65.38	<b>66.79</b>	+ 1.39	+ 1.41	業務粗利益が市場金利の低下等により計画を下回ったことに加え、業務効率化を目的とした一部業務の外部委託に伴う費用が増加したことから、OHRは計画を上回った。
北 都	74.63	65.27	<b>67.13</b>	▲ 7.50	+ 1.86	業務粗利益が国債等債券関係損益の改善により計画を上回ったものの、人件費が計画を上回ったことなどから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	66.83	62.99	<b>63.43</b>	▲ 3.40	+ 0.44	適正人員の見直しや賞与の圧縮により人件費の削減に努めたものの、業務粗利益が貸出金利の低下により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	24年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
北 洋	残高	18,312	18,362	18,655	+ 343	+ 293	新規先の開拓、成長分野(医療、食品、観光等)への融資推進に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、貸出比率は計画を下回った。
	比率	24.81	24.83	24.29	▲ 0.52	▲ 0.54	
福 邦	残高	1,585	1,600	1,608	+ 23	+ 8	新貸出先の獲得の増加や提案型営業に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、貸出比率は計画を下回った。
	比率	36.70	36.75	36.41	▲ 0.29	▲ 0.34	
南日本	残高	2,724	2,744	2,798	+ 74	+ 54	顧客ニーズの発掘や創業・新事業への積極的な取り組みのほか、地場産業に対し積極的に融資を行ったことから、貸出残高、貸出比率ともに計画を上回った。
	比率	39.84	39.86	40.24	+ 0.40	+ 0.38	
みちのく	残高	4,168	4,323	4,176	+ 8	▲ 147	新規開拓や既存先の取引深化に取り組んだものの、資金需要が低迷したことなどから貸出残高は計画を下回った。預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、貸出比率は計画を下回った。
	比率	22.78	22.99	20.60	▲ 2.18	▲ 2.39	
きらやか	残高	4,588	4,773	4,820	+ 232	+ 47	専担部署による新規開拓等を積極的に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、貸出比率は計画を下回った。
	比率	40.26	40.64	37.96	▲ 2.30	▲ 2.68	
第 三	残高	5,595	5,825	5,828	+ 233	+ 3	コベナンツ活用型融資やファンドを活用した中小企業の成長基盤に資する融資等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金やその他有価証券評価差額金等の増加により総資産が計画を上回ったため、貸出比率は計画を下回った。
	比率	32.48	32.55	31.68	▲ 0.80	▲ 0.87	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,725	1,848	1,729	+ 4	▲ 118	中小企業向け貸出増強運動などに取り組んだものの資金需要が低迷したことなどから貸出残高は計画を下回った。貸出比率は、総資産が減少したため計画を上回った。
	比率	38.21	39.10	41.23	+ 3.02	+ 2.13	
東 和	残高	5,292	5,601	5,768	+ 476	+ 167	創業・新事業開拓支援融資や担保・保証に過度に依存しない融資等に積極的に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、貸出比率は計画を下回った。
	比率	30.82	31.56	31.53	+ 0.71	▲ 0.03	
高 知	残高	3,437	3,557	3,511	+ 74	▲ 46	公共工事の減少や設備投資の抑制等により資金需要が低迷したことなどから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	36.81	37.80	36.93	+ 0.12	▲ 0.87	
北 都	残高	2,730	2,790	2,858	+ 128	+ 68	法人推進エリアサポートチーム等による事業性融資基盤の拡充に積極的に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、貸出比率は計画を下回った。
	比率	23.76	23.91	23.50	▲ 0.26	▲ 0.41	
宮崎太陽	残高	2,074	2,146	2,164	+ 90	+ 18	事業先専担者による新規事業先開拓活動や既存事業先との関係強化等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加により総資産が計画を上回ったため、貸出比率は計画を下回った。
	比率	37.28	37.83	36.74	▲ 0.54	▲ 1.09	



## 2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	24年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	2.41	2.49	3.16	+ 0.75	+ 0.67	医療などの成長分野への経営相談・支援強化や事業承継支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
福 邦	3.98	4.21	4.38	+ 0.40	+ 0.17	中小企業診断システムを活用した経営改善計画策定の支援や担保・保証に過度に依存しない融資を推進したことから、計画を上回った。
南日本	1.53	1.67	1.68	+ 0.15	+ 0.01	県や市の創業支援制度の活用を中心に取り組んだほか、新販路開拓支援活動も積極的に取り組んだことなどから、計画を上回った。
みちのく	4.32	4.76	6.79	+ 2.47	+ 2.03	経営改善支援、ビジネスマッチングや商談会への出展支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
きらやか	3.41	3.95	6.57	+ 3.16	+ 2.62	経営改善計画の策定支援、外部機関と連携した事業再生、事業承継等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	0.95	1.06	1.55	+ 0.60	+ 0.49	経営改善計画の策定など取引先支援や、コベナント活用型融資、ABL等に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	2.04	3.09	4.61	+ 2.57	+ 1.52	個社別取組方針の策定により経営改善指導の徹底に努めるとともに、担保・保証に過度に依存しない融資(売掛金見合い無担保融資)に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	3.07	4.75	6.71	+ 3.64	+ 1.96	担保・保証に過度に依存しない融資(ビジネスローン等)や、制度融資を活用した創業・新事業支援融資、外部専門家等による経営相談会の開催など取引先企業に対する支援強化に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	0.72	1.09	2.02	+ 1.30	+ 0.93	経営改善計画の策定支援、財務分析資料の活用による経営相談、ビジネスマッチング、信用保証協会の創業・新事業制度融資の積極的な活用に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	4.29	4.88	5.02	+ 0.73	+ 0.14	ビジネスマッチングによる本業支援や経営改善計画の策定支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	0.72	3.19	14.45	+ 13.73	+ 11.26	ビジネスマッチングによる本業支援、経営改善計画の策定支援、事業承継支援、担保・保証に過度に依存しない融資(個人事業者向けローン等)に取り組んだことから、計画を上回った。

# 金融機能強化法(平成16年8月施行)に基づく経営強化計画

## 平成24年3月期の履行状況の概要

### 1. 経営改善の目標

#### 1) コア業務純益ROA

(単位:%)

	計画始期の水準	24年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
紀陽	0.65	0.66	<b>0.50</b>	▲ 0.15	▲ 0.16	貸出金利回の低下等により資金利益が計画を下回り、コア業務純益が計画を下回ったことや、預金の増加により総資産が計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
豊和	0.69	0.73	<b>0.75</b>	+ 0.06	+ 0.02	預金の増加により総資産が計画を上回ったものの、役務取引等利益が計画を上回ったことや経費削減の取組みを強化したことなどから、コア業務純益が計画を上回り、コア業務純益ROAは計画を上回った。

#### 2) 業務粗利益経費率(OHR)

(単位:%)

紀陽	64.13	51.93	<b>54.55</b>	▲ 9.58	+ 2.62	経費の削減に努めたものの、資金利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことなどから、OHRは計画を上回った。
豊和	49.20	49.19	<b>49.08</b>	▲ 0.12	▲ 0.11	役務取引等利益等が計画を上回り業務粗利益が計画を上回ったことや、経費の削減を進めたことから、OHRは計画を下回った。

#### 3) 不良債権比率

(単位:%)

紀陽	3.96	3.57	<b>3.58</b>	▲ 0.38	+ 0.01	経営改善支援によるランクアップや回収の進捗により開示債権額は計画を下回ったものの、総与信残高が計画を下回ったことから、不良債権比率は計画を上回った。
豊和	5.06	4.20	<b>3.01</b>	▲ 2.05	▲ 1.19	経営改善・企業再生支援によるランクアップや不良債権のオフバランス化に取り組んだことから、不良債権比率は計画を下回った。

### 2. 中小企業金融の円滑化の目標

#### 1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

紀陽	残高	10,658	11,315	<b>11,330</b>	+ 672	+ 15	法人新規開拓室を増員して、新規取引先の獲得等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、貸出比率は計画を下回った。
	比率	30.63	30.74	<b>29.45</b>	▲ 1.18	▲ 1.29	
豊和	残高	1,738	1,858	<b>2,142</b>	+ 404	+ 284	渉外戦力の増強等により、中小企業に対する信用供与に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.41	37.50	<b>41.56</b>	+ 4.15	+ 4.06	

#### 2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

紀陽	1.34	1.57	<b>2.87</b>	+ 1.53	+ 1.30	海外進出や人材確保等の経営支援、外部機関の活用等による事業再生支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
豊和	2.21	3.26	<b>3.28</b>	+ 1.07	+ 0.02	県の制度融資等を活用した創業・新事業支援融資、経営改善計画の策定支援等に取り組んだことから、計画を上回った。

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った  
金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 24 年 3 月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
七十七銀行	23年12月28日	200億円
相双信用組合	24年1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年3月30日	70億円

（注）相双信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、それぞれ資本参加。

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した3地域銀行の経営強化計画 平成24年3月期の履行状況の概要

	仙台銀行(宮城県仙台市)	筑波銀行(茨城県土浦市)	七十七銀行(宮城県仙台市)
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	350億円(23年9月)	200億円(23年12月)

## 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>①実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災事業者等の復興を支援する「地元企業応援部」を新設し、24年5月末までに61名に増員</li> <li>・復興支援活動を継続して実施する体制を構築するため、店舗移転・統合や本部再編を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域復興支援プロジェクト『あゆみ』を推進するため、被災地域に融資に強い専担者を配置するなど、23年度中に28名の復興支援のための専担者を配置</li> <li>・震災の影響等により抜本的な事業再生が必要な事業者等を支援するため、「経営支援特別チーム」を発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の審査部門の職員が被災地域の営業店を訪問する「出張審査」に加えて、営業店に駐在して集中的に案件審査等を行う「駐在型審査」を開始</li> <li>・取引先の復興ニーズや資金需要等に対応する「営業支援部隊」を設置</li> </ul>	
<b>②具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者との接点を拡充するため、週3日、巡回型移動店舗での営業を24年5月から開始</li> <li>・広域でのビジネスマッチングから事業再生支援まで、幅広い本業支援に資する施策を充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の雇用に伴う資金に利用できる事業性ローン等、新商品の開発及び既往商品の見直しを実施</li> <li>・地方自治体(北茨城市、大洗町)と包括的提携協定を締結し、地域の復興プランに企画段階から参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧に向けた資金需要に対応するため、既往商品について、融資限度額や返済期間、金利等の見直しを実施</li> <li>・東日本大震災復興ファンド(3先実行)など外部機関と連携したファンドの設立・活用</li> </ul>	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	1,552先 / 396億円 482先 / 57億円	9,543件 / 1,059億円 2,454件 / 84億円	4,612件 / 1,611億円 3,511件 / 344億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	247先 / 152億円 154先 / 18億円	1,864件 / 416億円 120件 / 10億円	1,326先 / 1,188億円 1,089先 / 142億円
【参考】 24/3期の貸出金残高		5,168億円	1兆4,907億円	3兆6,491億円
産業復興機構の活用		決定3先 / 検討中8先	検討中3先	決定5先 / 検討中16先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		検討中9先	検討中2先	決定1先 / 検討中4先
(今後の方針)	被災事業者の実情を踏まえ、両機構の活用を引き続き検討			
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立4件 / 検討中13件	-	成立1件 / 検討中35件
(今後の方針)	ガイドラインの周知 及び 積極的な利用の推奨			

※ 計数は平成24年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成24年6月末時点)

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成 24 年 3 月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

## 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>①実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融サービス機能の維持を図るための仮設店舗等の設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>閉鎖店舗数は、3金庫合計で震災直後の26店舗から10店舗まで減少</li> </ul> </li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先の避難状況を踏まえた体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>福島市(23年8月)及びいわき市(23年11月)に常設相談所を開設</li> <li>いわき市内及び宮城県南部に新店舗を開設(24年3月)</li> </ul> </li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部(事業所開拓専任チーム及び企業支援課チーム)と営業店の連携による相談業務の強化(23年11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興支援に係る統括部署として、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>「復興支援課」を新設(24年3月)</li> <li>「復興支援室」を新設(23年9月)</li> </ul> </li> </ul>			
<b>②具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北地区信用金庫協会の主催により開催した「ビジネスマッチ東北」(24年3月)を通じた取引先の販路拡大支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>4金庫合計で17先について、NPO等の外部コーディネーターとの連携による他の地域での販路開拓支援を決定</li> </ul> </li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮古市産業支援センターへの定期訪問(毎月1回以上)を通じた被災事業者の実態把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPOと連携して新設した基金の活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用・創業助成金 55件/0.8億円</li> <li>利子補給型融資 65件/5億円</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災事業者に対する動産担保融資(ABL)の実行(2件/3億円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の信金との連携による県内外での移動相談会の開催(常設相談所と合わせ23年4月から7,802件の相談を受付)</li> </ul>	
被災者向け新規融資	事業性	180先/25億円	452先/89億円	346先/63億円	218先/48億円
被災者向け新規融資	消費性	96先/3億円	61先/1億円	186先/5億円	18先/2億円
被災者向け条件変更	事業性	69先/51億円	93先/55億円	158先/77億円	329先/154億円
被災者向け条件変更	消費性	59先/3億円	234先/8億円	88先/11億円	393先/29億円
【参考】24/3期の貸出金残高		300億円	467億円	617億円	597億円
産業復興機構の活用		決定1先/検討中8先	決定1先 ┌ 検討中23先	決定1先/検討中2先	決定1先 ┌ 検討中8先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用		検討中4先		検討中8先	
(今後の方針)		被災事業者の実情を踏まえ、両機構の活用を引き続き検討			
個人版私的整理ガイドラインの活用		成立1件/検討中1件	検討中4件	成立2件/検討中2件	検討中2件
(今後の方針)		ガイドラインの周知 及び 積極的な利用の推奨			

※ 計数は平成24年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成24年6月末時点)

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成 24 年 3 月期の履行状況の概要

	相双(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

## 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>①実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先の避難状況を踏まえた体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 会津若松市・二本松市(23年4月)・いわき市(23年11月)に相談所を開設</li> <li>－ 宮城県南部への営業地区拡大(23年11月)</li> </ul> </li> <li>・条件変更を含めた債権正常化を図るための「債権管理サポートチーム」(6名)を創設(23年7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的店舗展開による営業体制の充実(24年4月)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 統廃合した3店舗の職員を基幹店舗の渉外担当等に再配置</li> <li>－ ローンセンターの市街地への移転、人員増強(2名)、取扱商品の拡充</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部による営業店支援体制の強化(24年4月)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 営業店のみでは対応困難な案件をサポートする「事業再生支援チーム」(13名)を創設</li> <li>－ 営業店と連携して復興に向けた資金需要に対応するための「新規融資先開拓チーム」(6名)を創設</li> </ul> </li> </ul>								
<b>②具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問契約を締結した中小企業診断士等の派遣による取引先の経営改善計画の策定支援(8先)</li> <li>・営業店における夜間・休日融資相談会の開催 (震災以降、相談所と合わせて452件の相談を受付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部と営業店の連携による取引先の経営改善計画の策定支援(51先)</li> <li>・ビジネスマッチング機会の創出による取引先の販路拡大支援(商談成立 20件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業再生支援チーム」による取引先の経営改善計画の策定支援(30先)</li> <li>・「新規融資先開拓チーム」による新規融資の推進 (29件/2億円)</li> </ul>								
被災者向け 新規融資	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">事業性</td> <td style="text-align: center;">81先 / 21億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">消費性</td> <td style="text-align: center;">8先 / 0.7億円</td> </tr> </table>	事業性	81先 / 21億円	消費性	8先 / 0.7億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">106先 / 58億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">15先 / 2億円</td> </tr> </table>	106先 / 58億円	15先 / 2億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">851件 / 64億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">9件 / 0.3億円</td> </tr> </table>	851件 / 64億円	9件 / 0.3億円
事業性	81先 / 21億円										
消費性	8先 / 0.7億円										
106先 / 58億円											
15先 / 2億円											
851件 / 64億円											
9件 / 0.3億円											
被災者向け 条件変更	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">事業性</td> <td style="text-align: center;">124先 / 52億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">消費性</td> <td style="text-align: center;">160先 / 13億円</td> </tr> </table>	事業性	124先 / 52億円	消費性	160先 / 13億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">195先 / 192億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">65先 / 7億円</td> </tr> </table>	195先 / 192億円	65先 / 7億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">594件 / 77億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">20件 / 4億円</td> </tr> </table>	594件 / 77億円	20件 / 4億円
事業性	124先 / 52億円										
消費性	160先 / 13億円										
195先 / 192億円											
65先 / 7億円											
594件 / 77億円											
20件 / 4億円											
【参考】 24/3期の貸出金残高	259億円	960億円	414億円								
産業復興機構の活用	—	検討中3先	—								
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	検討中3先	検討中4先	検討中3先								
(今後の方針)	被災事業者の実情を踏まえ、両機構の活用を引き続き検討										
個人版私的整理 ガイドラインの活用	—	検討中1件	—								
(今後の方針)	ガイドラインの周知 及び 積極的な利用の推奨										

※ 計数は平成 24 年 5 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 24 年 6 月末時点)

## 金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 24 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
平成 20 年改正法に基づき資本参加を行った金融機関		
北洋銀行	21 年 3 月 31 日	1,000 億円
福邦銀行		60 億円
南日本銀行		150 億円
みちのく銀行	21 年 9 月 30 日	200 億円
きらやか銀行		200 億円
第三銀行		300 億円
山梨県民信用組合		450 億円
東和銀行	21 年 12 月 28 日	350 億円
高知銀行		150 億円
北都銀行	22 年 3 月 31 日	100 億円
宮崎太陽銀行		130 億円
旧法（平成 16 年 8 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
紀陽銀行	18 年 11 月 13 日	315 億円
豊和銀行	18 年 12 月 18 日	90 億円

（注）山梨県民信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受け、紀陽銀行は紀陽ホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

**金融機能強化法(平成20年12月改正)に基づく経営強化計画  
平成24年9月期の履行状況の概要**

**1. 経営改善の目標**

**1) コア業務純益 又は コア業務純益ROA (選択制)**

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	24年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	317	159	155	▲ 6	▲ 3	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
福 邦	0.35	0.37	0.24	▲ 0.11	▲ 0.13	コア業務純益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
南日本	38	22	18	▲ 1	▲ 3	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	64	27	34	+ 4	+ 7	資金利益は貸出金利や有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったものの、貸出金の売却益を計上したことから、コア業務純益は計画を上回った。
きらやか	54	28	25	▲ 4	▲ 3	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	67	30	25	▲ 17	▲ 4	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	106	45	52	▲ 1	+ 6	資金利益が貸出残高の増加等により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	34	15	14	▲ 6	▲ 1	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	36	17	15	▲ 5	▲ 2	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
宮崎太陽	23	11	10	▲ 2	▲ 1	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。

注1) 福邦銀行は「コア業務純益ROA」を、その他の銀行は「コア業務純益」を選択

注2) 「始期比」は、24年9月期(半期)の実績を2倍し、「計画始期の水準」(通期)と比較



## 2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

	計画始期の水準	24年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	55.72	55.39	51.15	▲ 4.57	▲ 4.24	経費(機械化関連費用を除く)はほぼ計画通りだったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
福 邦	64.39	63.73	63.15	▲ 1.24	▲ 0.58	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が物件費の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	57.45	59.12	61.70	+ 4.25	+ 2.58	経費(機械化関連費用を除く)は減少したものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	71.28	68.05	71.16	▲ 0.12	+ 3.11	経費(機械化関連費用を除く)は減少したものの、業務粗利益が国債等債券関係損失の計上により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
きらやか	62.39	62.38	61.58	▲ 0.81	▲ 0.80	経費(機械化関連費用を除く)が計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
第 三	61.15	61.90	57.32	▲ 3.83	▲ 4.58	経費(機械化関連費用を除く)が物件費を中心に計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東 和	63.17	64.37	62.69	▲ 0.48	▲ 1.68	業務粗利益は国債等債券売却損の計上により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が人件費の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	66.79	69.36	65.86	▲ 0.93	▲ 3.50	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北 都	67.13	68.67	67.62	+ 0.49	▲ 1.05	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	63.43	65.49	65.26	+ 1.83	▲ 0.23	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	24年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
北 洋	残高	18,312	18,442	<b>18,726</b>	+ 413	+ 284	専担者による提案型の新規開拓、医療・環境等の成長分野の支援に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	24.81	24.83	<b>24.86</b>	+ 0.05	+ 0.03	
福 邦	残高	1,585	1,610	<b>1,595</b>	+ 10	▲ 14	新規開拓の推進、「6,000先訪問運動」を通じた課題解決型提案営業に取り組んだものの、資金需要の低迷等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	36.70	36.77	<b>36.08</b>	▲ 0.62	▲ 0.69	
南日本	残高	2,724	2,754	<b>2,789</b>	+ 65	+ 35	貸出残高はABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回り、計画を下回った。
	比率	39.84	39.87	<b>39.49</b>	▲ 0.35	▲ 0.38	
みちのく	残高	4,201	4,204	<b>4,247</b>	+ 46	+ 43	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや企業のニーズに応じて私募債の推進に取り組んだことなどから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.72	21.34	<b>21.53</b>	+ 0.81	+ 0.19	
きらやか	残高	4,695	4,705	<b>4,711</b>	+ 16	+ 6	貸出残高は「本業支援」の徹底により顧客との更なるリレーション強化を図ったことや新規開拓の強化等から、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回り、計画を下回った。
	比率	36.98	36.98	<b>35.06</b>	▲ 1.92	▲ 1.92	
第 三	残高	5,750	5,765	<b>5,767</b>	+ 16	+ 1	貸出残高は専担者の配置による農業経営者への取組み強化やエネルギー分野等の新規事業開拓支援に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回り、計画を下回った。
	比率	31.26	31.17	<b>31.09</b>	▲ 0.17	▲ 0.08	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,729	1,733	<b>1,706</b>	▲ 23	▲ 26	地元商工会との連携強化やローラー活動情報を活かした貸出先の新規開拓活動、さらには既存先のメイン化推進による取引拡大等に取り組んだものの、資金需要の低迷により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	41.23	41.26	<b>40.59</b>	▲ 0.64	▲ 0.67	
東 和	残高	5,768	5,805	<b>5,831</b>	+ 62	+ 26	貸出残高は事務作業効率化を通じた渉外活動時間増加のための取組みや、成長地域への積極的な人員配置により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.53	31.84	<b>31.24</b>	▲ 0.29	▲ 0.60	
高 知	残高	3,421	3,423	<b>3,322</b>	▲ 99	▲ 101	新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に積極的に取り組んだものの、全体的な資金需要の低迷等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.98	36.03	<b>34.82</b>	▲ 1.16	▲ 1.21	
北 都	残高	2,858	2,858	<b>2,920</b>	+ 61	+ 61	貸出残高は海外進出支援や成長分野への積極的な取組みにより、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	23.50	23.50	<b>23.08</b>	▲ 0.42	▲ 0.42	
宮崎太陽	残高	2,164	2,165	<b>2,147</b>	▲ 17	▲ 18	小規模事業先への取組み強化により貸出先の新規開拓に取り組んだものの、資金需要の低迷等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	36.74	36.85	<b>36.20</b>	▲ 0.54	▲ 0.65	

## 2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	24年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北洋	2.41	2.52	3.30	+ 0.89	+ 0.78	経営改善計画の策定支援や顧客同士のマッチング支援等の経営相談・支援強化、外部提携先を活用した事業承継支援に取り組んだことから、計画を上回った。
福邦	3.98	4.34	4.78	+ 0.80	+ 0.44	経営革新制度等の公的制度を利用した事業化の支援、県内の専門家団体との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	1.61	2.85	+ 1.32	+ 1.24	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や中小企業再生支援協議会との連携による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	8.17	8.20	8.56	+ 0.39	+ 0.36	地域ファンド、制度融資の活用等による創業・新事業開拓支援や本部主体で企業再生に深く関与する「経営改善支援等の活動」に取り組んだことから、計画を上回った。
きらやか	6.57	7.85	24.89	+ 18.32	+ 17.04	既存顧客への経営相談等を組織的に取り組んだことや、スコアリングモデルを活用した新商品を販売したことから、計画を上回った。
第三	1.55	1.56	1.77	+ 0.22	+ 0.21	再生エネルギー分野における創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	4.61	4.67	4.71	+ 0.10	+ 0.04	山梨県の起業家支援制度を活用した創業・新事業開拓支援に取り組んだこと、および中小企業支援ネットワーク強化事業を積極的に活用し、同事業のアドバイザーとともに取引先の経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
東和	6.71	6.73	8.17	+ 1.46	+ 1.44	本業支援活動を推進し、外部専門家を活用した経営相談会の実施、無担保事業性ローン等積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高知	2.02	2.05	2.21	+ 0.19	+ 0.16	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援や中小企業再生支援協議会等との連携強化による事業再生に取り組んだことから、計画を上回った。
北都	5.02	5.03	5.40	+ 0.38	+ 0.37	中小企業支援ネットワーク事業やビジネス商談会を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	14.45	14.48	14.59	+ 0.14	+ 0.11	ビジネスマッチング等の販路拡大支援、ABL等による融資に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。

# 金融機能強化法(平成16年8月施行)に基づく経営強化計画

## 平成24年9月期の履行状況の概要

### 1. 経営改善の目標

#### 1) コア業務純益ROA

(単位:%)

	計画始期の水準	24年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
紀陽	0.50	0.45	<b>0.43</b>	▲ 0.07	▲ 0.02	コア業務純益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことや、総資産が預金の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
豊和	0.75	0.55	<b>0.55</b>	▲ 0.20	+ 0.00	コア業務純益は経費の削減が計画を上回ったことにより計画を上回ったものの、総資産が預金の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画通りとなった。

#### 2) 業務粗利益経費率(OHR)

(単位:%)

紀陽	54.55	56.29	<b>56.43</b>	+ 1.88	+ 0.14	経費(機械化関連費用を除く)は計画通り削減したものの、資金利益や役員取引等利益の減少により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊和	49.08	53.99	<b>53.83</b>	+ 4.75	▲ 0.16	経費(機械化関連費用を除く)は計画通り削減したことや、債券関係利益の計上により業務粗利益も計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

#### 3) 不良債権比率

(単位:%)

紀陽	3.58	3.59	<b>3.58</b>	+ 0.00	▲ 0.01	開示債権額は経営改善計画の進捗不芳先のランクダウン等により計画を上回ったものの、総与信残高が計画を上回ったことから、不良債権比率は計画を下回った。
豊和	3.01	3.12	<b>3.51</b>	+ 0.50	+ 0.39	開示債権額が大口取引先の倒産等により計画を上回ったことや、総与信残高が計画を下回ったことから、不良債権比率は計画を上回った。

### 2. 中小企業金融の円滑化の目標

#### 1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

紀陽	残高	11,330	11,380	<b>11,320</b>	▲ 10	▲ 60	貸出残高は資金需要の低迷等により計画を下回った。貸出比率は譲渡性預金の減少や公的資金の一部返済により総資産が計画を下回ったことから、計画を上回った。
	比率	29.45	29.32	<b>29.49</b>	+ 0.04	+ 0.17	
豊和	残高	2,142	2,149	<b>2,129</b>	▲ 13	▲ 20	貸出残高は資金需要の低迷等により計画を下回った。貸出比率も預金の増加により総資産が計画を上回ったことから、計画を下回った。
	比率	41.56	41.59	<b>40.02</b>	▲ 1.54	▲ 1.57	

#### 2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

紀陽	2.87	2.90	<b>3.62</b>	+ 0.75	+ 0.72	本部専門部署の増員等による創業・新事業支援の強化や、本部・営業店が一体となった課題解決型の経営相談に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
豊和	3.28	3.30	<b>2.91</b>	▲ 0.37	▲ 0.39	創業・新事業支援や経営相談に取り組んだものの、担保・保証に過度に依存しない融資(ビジネスローン等の小口事業融資)の需要が低迷したことから、計画を下回った。

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った  
金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 24 年 9 月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
七十七銀行	23年12月28日	200億円
相双信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円

（注）相双信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、それぞれ資本参加。

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画 平成 24 年 9 月期の履行状況の概要

	仙台銀行(宮城県仙台市)	筑波銀行(茨城県土浦市)	七十七銀行(宮城県仙台市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	350億円(23年9月)	200億円(23年12月)	100億円(24年9月)

## 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私的整理ガイドラインの周知や防災集団移転促進事業への対応を強化するため、24年8月に、本部に分科会を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地域の復興を面的に支援するため、住宅ローンや事業再生支援の専担者を24年度上期に3名増員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の審査部門の職員による被災地域の営業店での「出張審査」や「駐在型審査」を継続して実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地域の復興支援に積極的に取り組むため、被災店及び「企業経営支援室」等の職員を24年度に5名増員</li> </ul>	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者との接点を拡充するため、週3回、巡回型移動店舗の営業を継続</li> <li>・被災者向けに、融資限度額や返済期間、金利等を優遇した商品を継続して提供</li> <li>・きらやか銀行(24年10月に経営統合)との県境を越えた業者紹介等のビジネスマッチングを通じて、資材や人材不足の解消を支援し、復興事業の促進に貢献</li> <li>・地元自治体や商工会議所等が実施する地域復興計画の策定に参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者向けに、融資限度額や返済期間、金利等を優遇した商品を継続して提供</li> <li>・地元自治体と連携して、観光誌の発刊や各種復興イベントの企画・開催を通じた地域経済復興に貢献</li> <li>・風評被害など震災により財務内容が悪化した顧客に対して、DDS実施により過大な借入負担を軽減</li> <li>・住宅ローン先全先訪問や相談窓口の休日営業等により、顧客ごとの状況を把握し、生活再建をサポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興事業に利用する建設機械等を担保にしたABLを実行</li> <li>・地方自治体が主導する地域復興プロジェクトへの円滑な資金供給や、地域復興のための協議会等に企画段階から参加</li> <li>・復興事業の従事者向けの宿泊施設建設等に対して、協調融資等の他の金融機関と連携した支援を実施</li> <li>・東日本大震災復興ファンドなど外部機関と連携したファンド(7先実行)の活用を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災で大きな被害を受けた農林水産業者や食品業者に対して、ビジネスマッチングやつなぎ資金の円滑な供給等による生産・流通体制の再構築を支援</li> <li>・被災者向けに金利等を優遇した商品を販売</li> <li>・税理士等と共同で復興支援セミナーや個別相談会を開催することで、被災者の要望等に幅広く対応</li> <li>・運転資金等の円滑な供給のため、在庫・売掛金等を担保としたABLによる融資を実行</li> </ul>	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	1,847先 / 517億円 676先 / 79億円	12,106件 / 1,363億円 3,809件 / 133億円	5,318件 / 2,002億円 5,132件 / 586億円	1,762件 / 434億円 136件 / 14億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	248先 / 152億円 170先 / 19億円	2,364件 / 546億円 139件 / 11億円	1,472先 / 1,252億円 1,237先 / 161億円	843先 / 148億円 69先 / 84億円
【参考】 24/9期の貸出金残高		5,306億円	1兆5,071億円	3兆6,820億円	4,910億円
産業復興機構の活用		決定8先 / 検討中16先	決定2先 / 検討中8先	決定16先 / 検討中62先	決定23先 / 検討中15先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定12先 / 検討中12先	決定1先 / 検討中4先	決定25先 / 検討中79先	決定11先 / 検討中9先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立6件 / 検討中8件	-	成立33件 / 検討中49件	検討中15件

※ 計数は平成24年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成24年12月末時点)

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成 24 年 9 月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

## 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>①実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業店と本部の連携強化及び復興施策の円滑な実行のため、業務推進課を業務部から総合企画部に変更(24年6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客の利便性向上に資するため、新店舗開設の準備を進めるとともに、2店舗の新築移転に向けた整備を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客の要望に応えるため、「しんきん復興支援相談会」の開催期間を延長し、継続して実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわき支店の新築移転(24年11月)</li> <li>・店舗の混雑緩和のため、全店舗のATMに通帳自動繰越機能を追加</li> </ul>
<b>②具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地区信用金庫協会の主催により開催した「ビジネスマッチ東北 2012 秋」(24年11月)を通じた取引先の販路拡大支援</li> <li>・4金庫合計で16先について、NPO等の外部コーディネーターとの連携による他の地域での販路開拓支援を決定</li> </ul>			
<b>被災者向け新規融資</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮古市産業支援センターへの定期訪問を通じた被災事業者の実態把握を継続して実施</li> <li>・事業承継支援ネットワーク構築のため、(独)中小企業基盤整備機構主催の「事業承継支援会議」に参加</li> <li>・売掛債権等を担保としたABL保証を実行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「産・学・金」連携により産業復興を目指すため、「三陸産業再生ネットワーク」協定を締結</li> <li>・NPOと連携した基金を活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 雇用・創業助成金 105件/1億円</li> <li>－ 利子補給型融資 112件/9億円</li> </ul> </li> <li>・信金業界など外部機関と連携したファンドの活用を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「産・学・金」連携により産業復興を目指すため、「三陸産業再生ネットワーク」協定を締結</li> <li>・被災事業者に対する動産担保融資(ABL)を実行(4件/4億円)</li> <li>・信金業界など外部機関と連携したファンドの活用を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南相馬市において起業する事業者を支援するため、NPOと連携した新たな基金を創設</li> <li>・顧問弁護士による「債務問題に係る相談会」を開催</li> <li>・他の信金との連携による県内外での移動相談会を開催(常設相談所と合わせ23年4月から9,516件の相談を受付)</li> </ul>
<b>被災者向け条件変更</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業性 264先/35億円</li> <li>消費性 141先/8億円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業性 583先/117億円</li> <li>消費性 75先/2億円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業性 443先/134億円</li> <li>消費性 247先/7億円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業性 322先/75億円</li> <li>消費性 73先/7億円</li> </ul>
<b>【参考】 24/9 期の貸出金残高</b>	312億円	458億円	648億円	607億円
<b>産業復興機構の活用</b>	決定8先/検討中8先	決定6先	決定6先/検討中12先	決定1先/検討中1先
<b>東日本大震災事業者再生支援機構の活用</b>	決定12先/検討中11先	決定6先	決定8先/検討中27先	決定2先/検討中2先
<b>個人版私的整理ガイドラインの活用</b>	成立2件/検討中2件	成立4件/検討中4件	成立5件/検討中7件	成立2件

※ 計数は平成 24 年 11 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 24 年 12 月末時点)

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成 24 年 9 月期の履行状況の概要

	相双(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

## 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>①実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先の避難状況を踏まえ、いわき市の相談所の人員を1名増員(24年8月)したほか、相馬西支店を開設(24年10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業体制の充実を図るため、基幹店舗の渉外担当を3名増員(24年4月)したほか、顧客層が高齢化している店舗に女性渉外を2名配置(24年9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な信用供与による震災復興を図るため、廃止・無人化した出張所の職員4名を得意先係に配置(24年11月)</li> </ul>								
<b>②具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問契約を締結した中小企業診断士等を派遣し、取引先の経営改善計画の策定を支援(26先)</li> <li>・融資部を中心とする組織横断的な「債権管理サポートチーム」において、債権正常化に向けた取引先の実態把握等を継続して実施(延滞解消1,146先)</li> <li>・よりきめ細やかな相談サポートを行うため、営業店における休日融資相談会等を継続して実施(震災以降、相談所と合わせて979件の相談を受付)</li> <li>・取引先の要望に素早く対応するため、避難者や仮設住宅等を含めた週3回の個別訪問を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部と営業店が連携し、取引先の経営改善計画の策定を支援(61先)</li> <li>・震災等により財務内容が悪化した取引先に対して、DDSを実施し過大な債務負担を軽減</li> <li>・業容拡大や新分野への進出に係る資金を提供する新商品を開発</li> <li>・ビジネスマッチング交流会の実施等により、取引先の販路拡大を支援(商談成立28件)</li> <li>・定期的な個別訪問により、私的整理ガイドラインの説明を行うとともに、積極的な利用を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チーム」において、取引先の経営改善計画の策定を支援(36先)</li> <li>・中小企業診断士会と業務提携し、取引先に中小企業診断士を派遣して、事業再生を支援(2先)</li> <li>・復興支援の主力商品として、幅広い資金ニーズに対応できる新商品を開発</li> <li>・復興に向けた資金需要に対応するための「新規融資先開拓チーム」において、継続して新規融資を推進</li> </ul>								
被災者向け 新規融資	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%; text-align: right;">事業性</td><td style="text-align: center;">110先 / 40億円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">消費性</td><td style="text-align: center;">33先 / 5億円</td></tr> </table>	事業性	110先 / 40億円	消費性	33先 / 5億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%; text-align: right;">117先 / 98億円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">37先 / 5億円</td></tr> </table>	117先 / 98億円	37先 / 5億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%; text-align: right;">1,213件 / 93億円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">11件 / 0.5億円</td></tr> </table>	1,213件 / 93億円	11件 / 0.5億円
事業性	110先 / 40億円										
消費性	33先 / 5億円										
117先 / 98億円											
37先 / 5億円											
1,213件 / 93億円											
11件 / 0.5億円											
被災者向け 条件変更	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%; text-align: right;">事業性</td><td style="text-align: center;">146先 / 65億円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">消費性</td><td style="text-align: center;">172先 / 14億円</td></tr> </table>	事業性	146先 / 65億円	消費性	172先 / 14億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%; text-align: right;">201先 / 211億円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">66先 / 7億円</td></tr> </table>	201先 / 211億円	66先 / 7億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%; text-align: right;">833件 / 112億円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">28件 / 5億円</td></tr> </table>	833件 / 112億円	28件 / 5億円
事業性	146先 / 65億円										
消費性	172先 / 14億円										
201先 / 211億円											
66先 / 7億円											
833件 / 112億円											
28件 / 5億円											
<b>【参考】 24/9 期の貸出金残高</b>	264億円	975億円	416億円								
産業復興機構の活用	{ 検討中3先	決定3先	—								
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	{	決定1先 / 検討中4先	検討中3先								
個人版私的整理 ガイドラインの活用	検討中1件	検討中6件	—								

※ 計数は平成 24 年 11 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 24 年 12 月末時点)



## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要 ①

(平成 24 年 8 月 10 日 (金) 公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (資本参加額/時期)	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (24/3 期)	計画終期 (27/3 期)	始期比	具体的な取組み
みちのく銀行 (200 億円/21 年 9 月)	コア業務純益	64	65	+1	<u>○全員営業体制の構築</u> - エリア営業体制(全 27 エリア)を導入し、店舗形態を再編(旗艦店・エリア統括店・ビジネス店・リテール店) - 他行との共同利用型システムの導入や、小口事業性融資の審査・管理業務の法人ビジネスセンターへの集約等、融資業務の効率化を図り、事務中心から営業中心の融資業務に転換 <u>○収益力の強化</u> - 「お客さまをよく知る活動」を発展させた「成長支援活動」の展開・拡大 <u>○人材育成の強化</u> - 全員営業態勢の確立のため、法人・個人営業担当者の育成を推進
	業務粗利益経費率	71.28	62.57	▲8.71	
	中小企業向け貸出残高	4,201	4,229	+28	
	同 貸出比率	20.72	20.82	+0.10	
	経営改善支援先割合	8.17	8.47	+0.30	
北都銀行 (100 億円/22 年 3 月)	コア業務純益	36	36	+0	<u>○収益力の強化等</u> - 営業関連部の再編(営業推進と企画・統括部門の区分けの明確化等)によるサポート態勢の充実及び商品サービスの企画推進力の強化 - 成長分野(農業、新エネルギー、医療・福祉等)への取組み強化 - 預り資産推進、バンカシュアランスの強化等による顧客基盤の強化 <u>○経営改善・事業再生支援等へのコンサルティング機能の発揮</u> - 「金融円滑化推進室」を設置(24/4)し、適切なソリューションを提案・実施 - 中小企業再生支援協議会、RCC 等、外部機関の積極的な活用 <u>○経営の効率化</u> - 新人事制度や営業店事務の集中化等による人件費・物件費の適正化
	業務粗利益経費率	67.13	67.04	▲0.09	
	中小企業向け貸出残高	2,858	2,870	+12	
	同 貸出比率	23.50	23.52	+0.02	
	経営改善支援先割合	5.02	5.22	+0.20	
きらやか銀行 (200 億円/21 年 9 月)	コア業務純益	54	62	+7	<u>○前計画からの地域密着型金融ビジネスモデルの更なる徹底と進化</u> - 「本業支援グループ」を新設(24/2)し、営業店支援を強化。顧客の「本業支援」、「最適提案」を徹底・深化 <u>○仙台銀行等の統合による震災復興支援と地域経済活性化の強化</u> - じもと HD 設立(24/10 予定)を踏まえた仙台銀行との協調融資の推進等 <u>○収益力の強化と経営基盤の強化</u> - 仙台銀行との勘定系システム統一、事務機能の共通化等による経営資源配分の効率化 - 専門子会社(きらやかターンアラウンド・パートナー(株))の設立(24/5)による集中的かつ多様な企業再生支援に取り組む
	業務粗利益経費率	62.39	61.76	▲0.63	
	中小企業向け貸出残高	4,695	4,795	+100	
	同 貸出比率	36.98	37.43	+0.45	
	経営改善支援先割合	6.57	10.00	+3.43	

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要 ②

(単位：億円、%)

銀行名 (資本参加額/時期)	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (24/3期)	計画終期 (27/3期)	始期比	具体的な取組み
東和銀行 (350億円/21年12月)	コア業務純益	106	107	+1	<p>○法人渉外業務の強化、支店サポート体制の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-本部に3部門(ビジネスマッチング・地域情報の提供、事業承継・事業再編、医療・介護・福祉分野)のソリューション部署を設置し、営業店支援体制を強化</li> <li>-中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構等、外部機関・専門家の知見・機能の積極的な活用</li> </ul> <p>○貸出戦略等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-資金需要の見込まれる地域(10店舗)に法人渉外担当を各1名増員</li> <li>-無担保の事業性ローンの推進、ABLの積極的な活用等</li> </ul> <p>○効率化戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-成果・能力に応じた人事考課制度の見直し、管理会計の強化等</li> </ul>
	業務粗利益経費率	63.17	60.03	▲3.14	
	中小企業向け貸出残高	5,768	6,055	+287	
	同 貸出比率	31.53	32.03	+0.50	
	経営改善支援先割合	6.71	6.74	+0.03	
第三銀行 (300億円/21年9月)	コア業務純益	67	76	+8	<p>○コンサルティング機能の一層の発揮と営業力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-本部(企業支援部、法人ソリューションチーム)による、営業店と一体での経営改善等支援及び一元的な進捗管理</li> <li>-コベナント活用型融資やABL等、多様な資金供給手段の提供</li> <li>-融資重点推進地域への事業先専担者の増員、事業性融資に特化した店舗の拡充</li> </ul> <p>○経営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-営業店事務の本部集中化、基幹系システムの共同化への移行</li> </ul> <p>○人材力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-行内研修の充実等による事業先・個人顧客への提案力のある人材育成</li> </ul>
	業務粗利益経費率	61.15	60.01	▲1.14	
	中小企業向け貸出残高	5,750	5,840	+90	
	同 貸出比率	31.26	31.27	+0.01	
	経営改善支援先割合	1.55	1.61	+0.06	
高知銀行 (150億円/21年12月)	コア業務純益	34	36	+1	<p>○収益力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-取引先のビジネス拡大に有用な情報を提供する情報ネットワークを構築</li> <li>-市町村・店舗エリア単位での精緻なマーケット分析、今後の成長分野(医療・福祉、農業・食品加工、防災・環境等)への融資推進等</li> <li>-「連合店形式」(母店・子店)の更なる推進、軒先顧客管理システムによる的確な顧客ニーズの把握、既存取引先のシェアアップ活動等の強化</li> <li>-派遣職員の直接雇用や窓口担当者の営業部門へ再配置</li> </ul> <p>○資産の健全化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-本支店一体となった積極的な経営改善・事業再生支援</li> <li>-中小企業再生支援協議会等の外部機関の積極的な活用、外部専門家との連携による事業再生支援の一層の強化</li> </ul>
	業務粗利益経費率	66.79	66.70	▲0.09	
	中小企業向け貸出残高	3,421	3,450	+29	
	同 貸出比率	35.98	36.26	+0.28	
	経営改善支援先割合	2.02	2.08	+0.06	

# 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要 ③

(単位：億円、%)

銀行名 (資本参加額/時期)	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (24/3期)	計画終期 (27/3期)	始期比	具体的な取組み
宮崎太陽銀行 (130億円/22年3月)	コア業務純益	23	26	+2	<u>○収益力の強化等</u> - 資金ニーズへの早期対応を目的として、支店長決裁範囲内の小口融資案件に積極的に取り組むことで、営業店の提案意識を活性化 - 農業、医療・介護・福祉等の分野について、外部機関の知見等を活用した高度な提案活動の実施 - 中小企業再生支援協議会等の積極的な活用 <u>○ローコスト態勢の強化</u> - 店舗運営ワーキンググループの設置等による店舗・ATM戦略の見直し <u>○人財力の強化</u> - 研修や勉強会の見直しによる人材育成力の強化。
	業務粗利益経費率	63.43	63.37	▲0.06	
	中小企業向け貸出残高	2,164	2,219	+55	
	同 貸出比率	36.74	36.79	+0.05	
	経営改善支援先割合	14.45	14.99	+0.54	
紀陽銀行 (315億円/18年11月)	コア業務純益ROA	0.50	0.51	+0.01	<u>○大阪府南部を中心とした営業基盤の強化</u> - 和歌山県内では「地域内シェア維持」、大阪府内では「メイン化によるシェアアップ」に取り組み - 大阪府内における中小企業取引の増強(リレバン活動による情報蓄積) - 大学等と連携し、和歌山県内取引先等の新たな事業分野への進出支援 <u>○顧客満足度向上に向けた営業体制の変革</u> - 「リレバン全行運動」の推進(取引先への「情報提供・提案」を年間2,000件以上実施等) - 営業店を事務処理の場から相談・セールスの拠点へと変革 <u>○経営管理態勢の強化</u> - 取引先の経営改善計画策定支援等によるモニタリング機能の充実 <u>○CSR活動推進等による存在感の向上</u>
	業務粗利益経費率	54.55	54.25	▲0.30	
	中小企業向け貸出残高	11,330	11,630	+300	
	同 貸出比率	29.45	29.00	▲0.45	
	経営改善支援先割合	2.87	3.03	+0.16	
豊和銀行 (90億円/18年12月)	コア業務純益ROA	0.75	0.70	▲0.05	<u>○地域密着型金融の推進・強化</u> - 大分県の資源・成長産業への取組み強化 - 外部機関を活用した最適なソリューションの提案 <u>○営業体制の高度化</u> - 法人専担涉外、資産運用涉外等の法人・個人担当専門職を新設 - 営業店業務の本部集中化を通じた顧客との接点・リレーションの強化 <u>○収益力の強化</u> - 西日本シティ銀行との業務提携強化による業務ノウハウの活用 - SBK 加盟行との連携強化による新商品・サービスの共同運営 <u>○資産の健全化—不良資産の改善と信用コストの抑制</u> - 中小企業再生支援協議会等の積極的な活用
	業務粗利益経費率	49.08	50.41	+1.33	
	中小企業向け貸出残高	2,142	2,401	+258	
	同 貸出比率	41.56	42.10	+0.54	
	経営改善支援先割合	3.28	3.35	+0.07	

コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益  
 コア業務純益ROA＝コア業務純益÷総資産  
 業務粗利益経費率＝(経費－機械化関連費用)÷業務粗利益

中小企業向け貸出比率＝中小企業向け貸出残高÷総資産  
 経営改善支援先割合＝経営改善支援先数÷取引先総数

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要 ④

(平成 24 年 8 月 10 日 (金) 公表)

(単位：億円、%)

金融機関名 (資本参加額)	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (24/3 期)	計画終期 (27/3 期)	始期比	具体的な取組み
山梨県民 信用組合 (450 億円)	コア業務純益	23	34	+10	○取引先の事業再生支援の強化 －新たに経営改善・コンサルティング業務に特化した役員をトップとする部署を新設し、判断を先送りすることなく、中小企業再生支援協議会などの外部専門機関を活用した抜本的な経営改善・事業再生支援を実施
	業務粗利益経費率	57.59	48.75	▲8.84	
	中小企業向け貸出残高	1,729	1,811	+81	○営業力の強化 －営業店ブロックを細分化(4ヶ所→8ヶ所)し、ブロック内店舗間の連携を強化するとともに、営業店の「指導役」を新設配置し、営業店に対するきめ細かな指導・管理を行うことにより、営業活動のPDCAを徹底
	同 貸出比率	41.23	41.43	+0.20	
	経営改善支援先割合	4.61	5.08	+0.47	○組織力の強化 －新体制における組合の業務運営の状況を踏まえつつ、全信組連に対し、追加の人材派遣を要請することを検討

# 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況

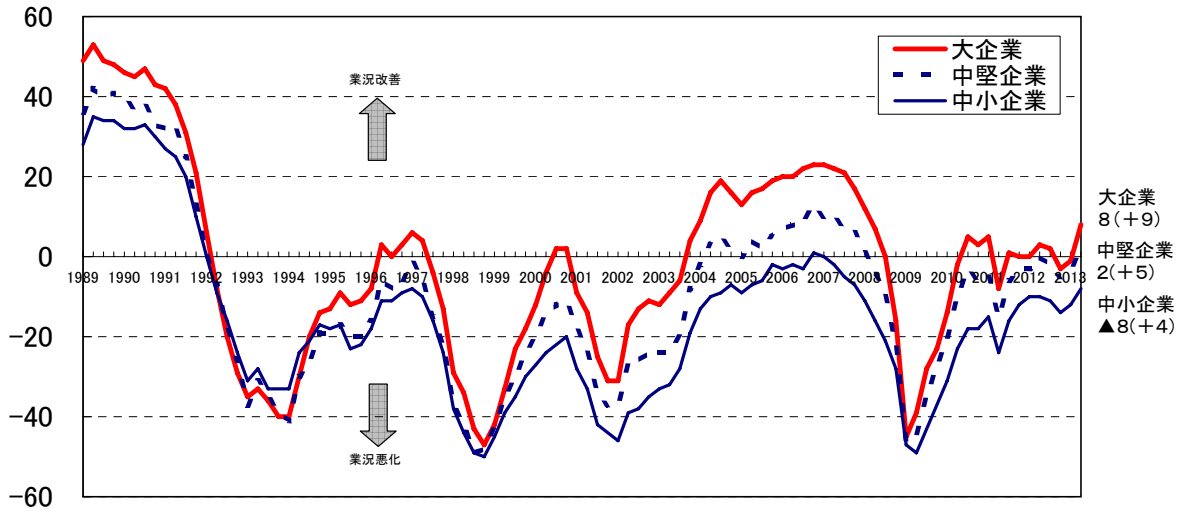
## ◆ 貸付条件の変更等の状況(平成25年3月末時点)

上段は件数、下段括弧内は金額(単位:億円)

	申込み	実行 (A)	謝絶 (B)	実行率 [A/(A+B)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計(1509)	4,369,962 (1,196,000)	4,075,064 (1,123,490)	107,528 (29,202)	97.4%
【住宅ローン】 金融機関合計(1509)	325,452 (50,380)	262,868 (40,975)	23,385 (3,599)	91.8%

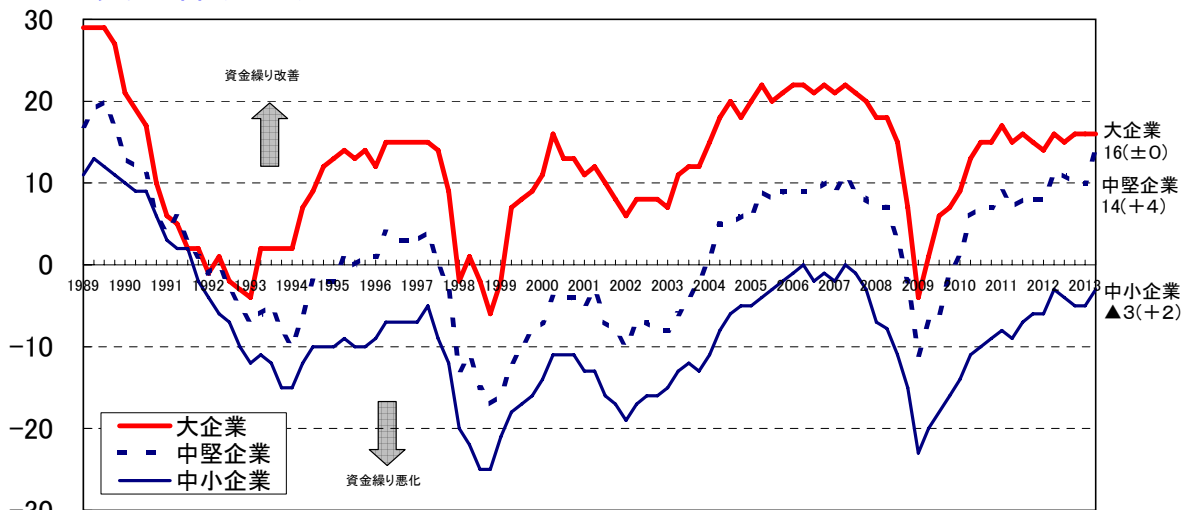
(注)上記金融機関(1509)は、銀行(142)、信用金庫(271)、信用組合(158)、労働金庫(14)、系統金融機関(924)の合計。

○業況判断



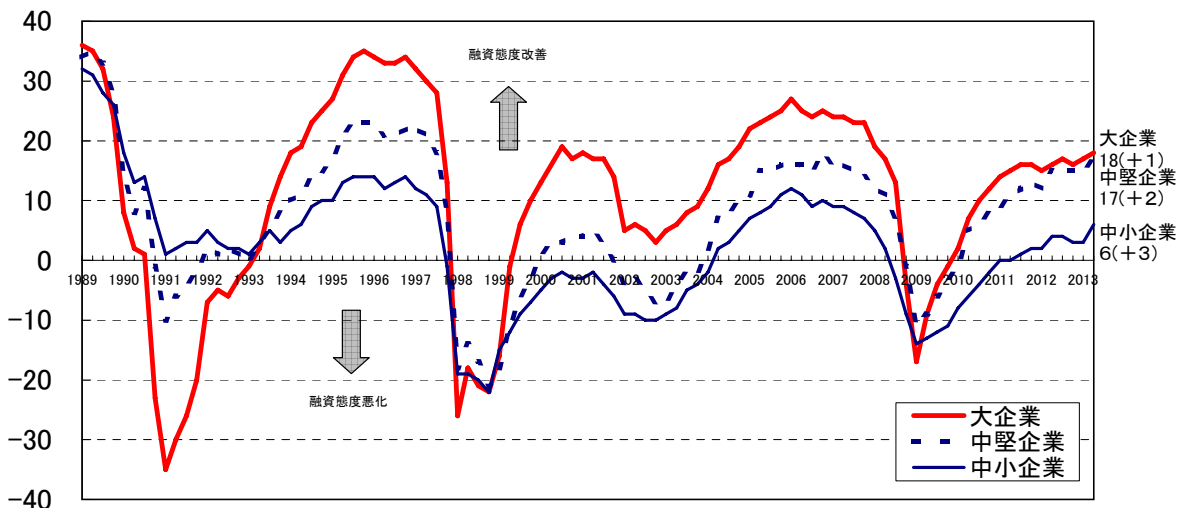
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

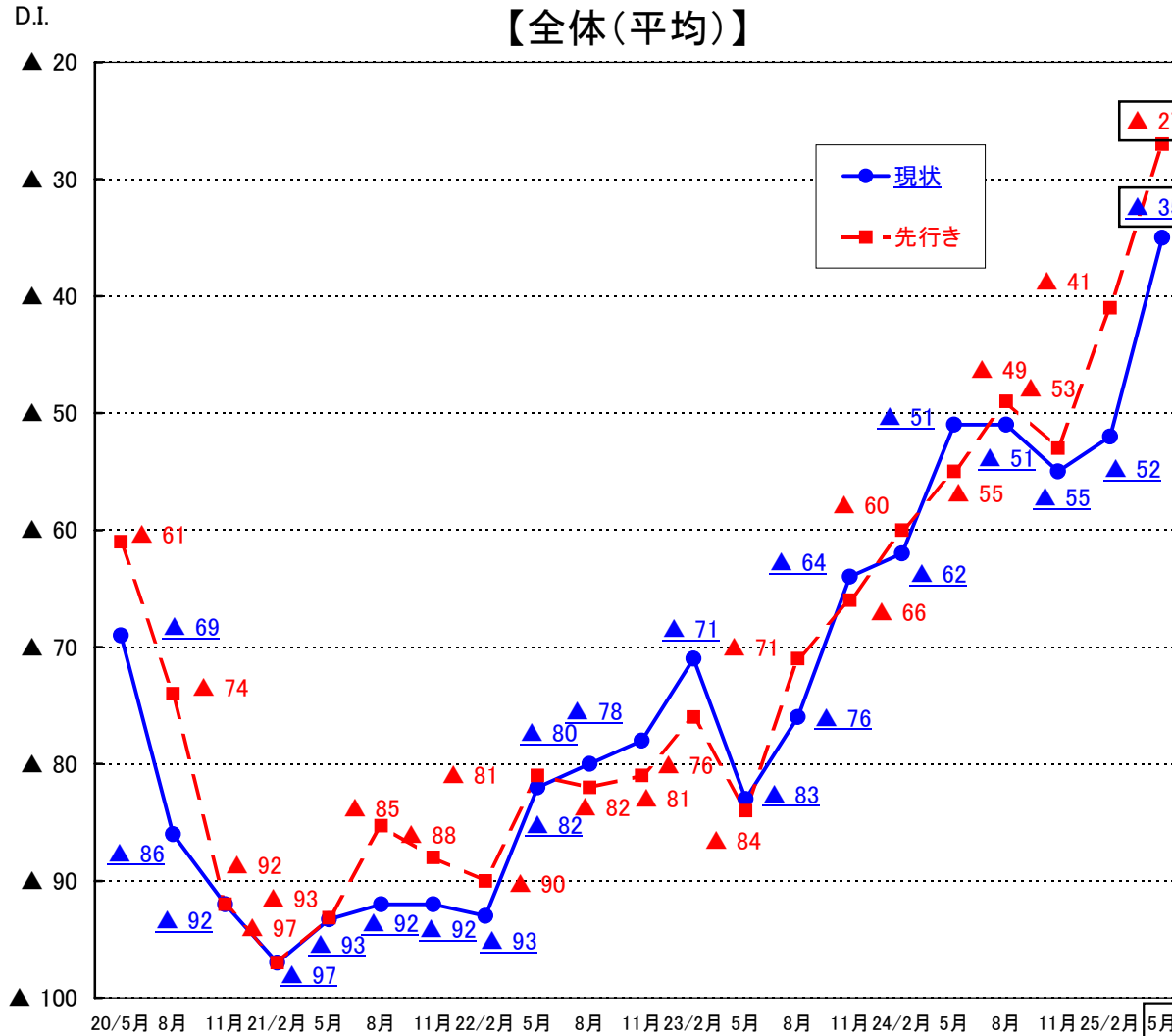
(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」  
 (注) 数字は2013年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2013年3月)との比較)

# 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果

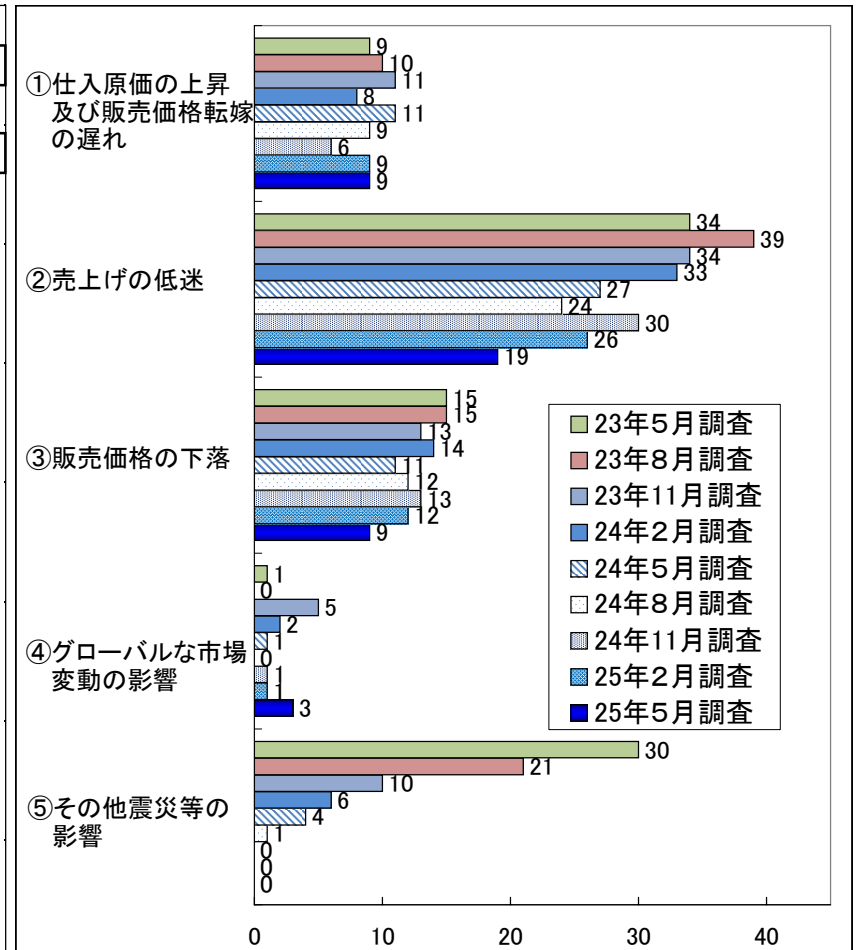
## 1. 中小企業の業況

(1) 「D. I.」の推移

【全体(平均)】



(2) 現状の「悪いと判断した場合の要因」回答数



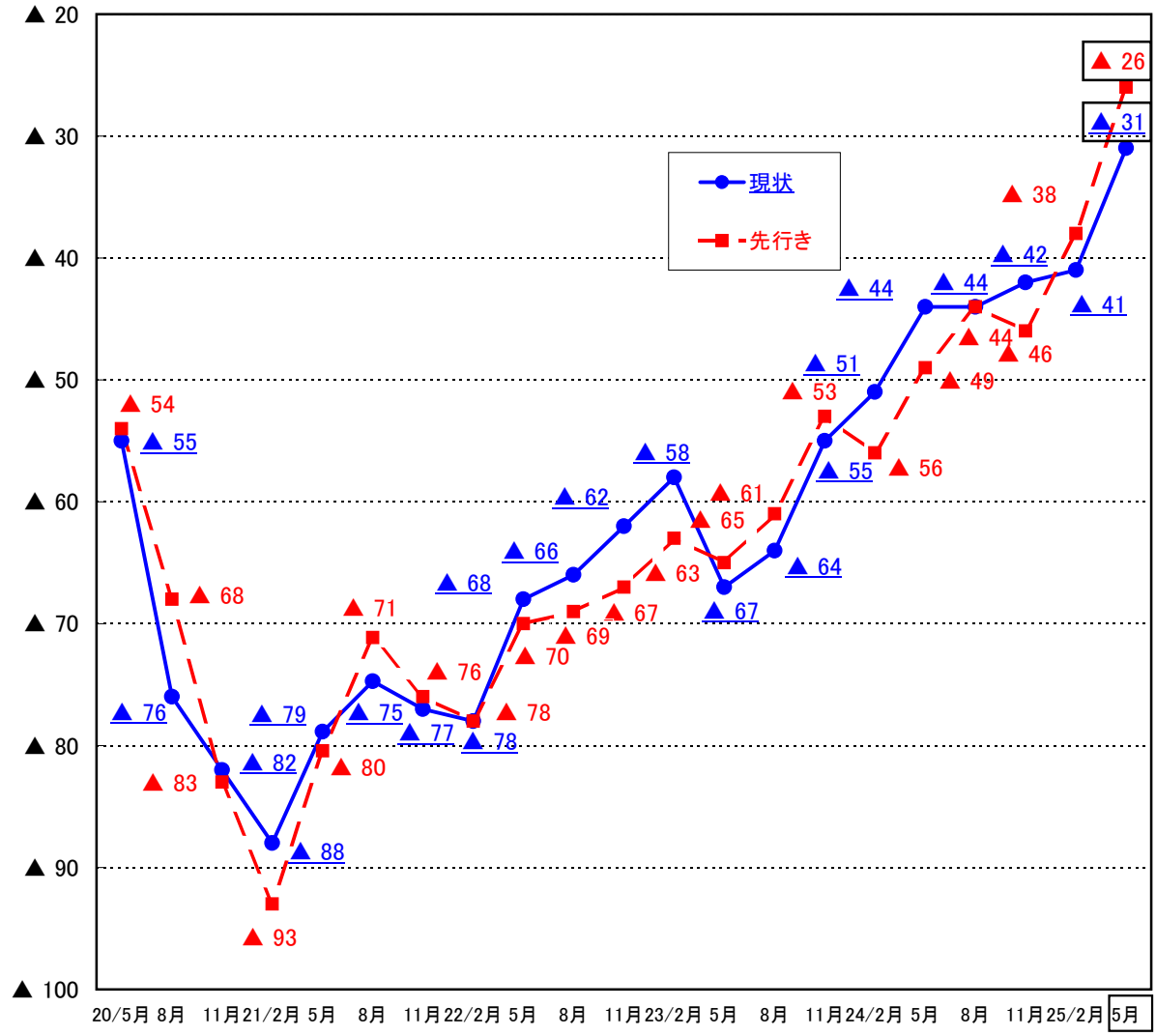
(注) 商工会議所が、中小企業全般の現状の「悪いと判断した場合の要因」について回答したものを集計

## 2. 中小企業の資金繰り

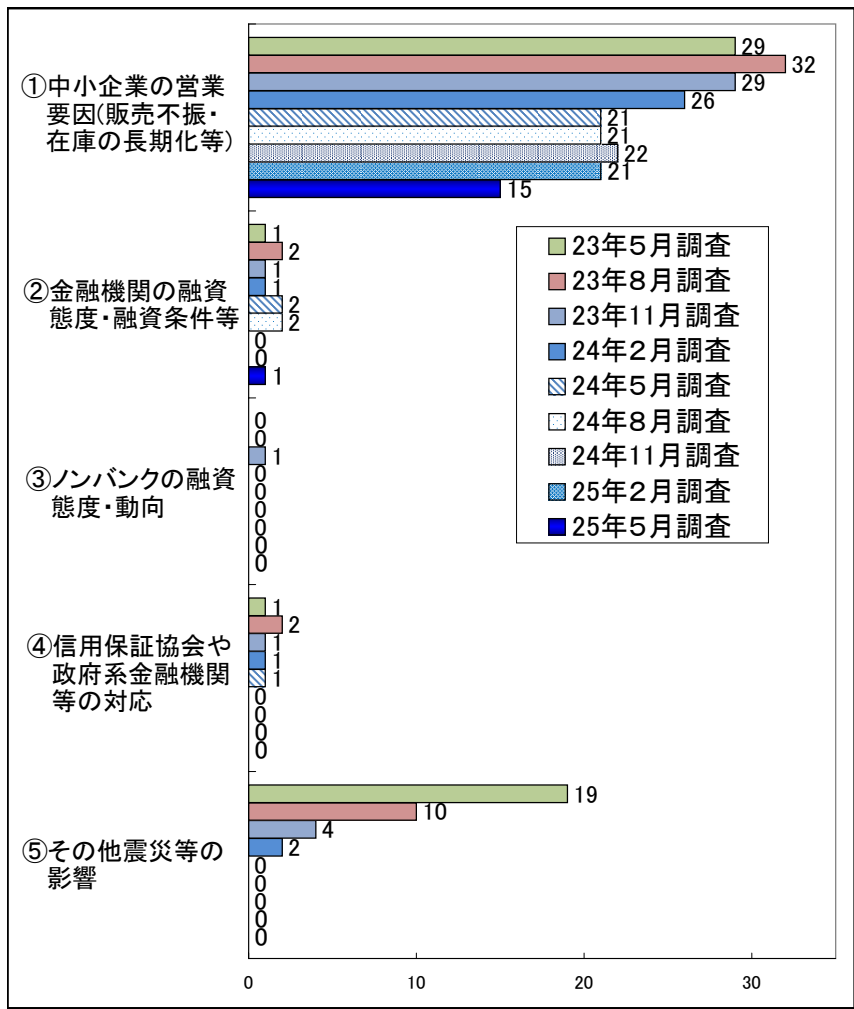
(1) 「D. I.」の推移

D.I.

【全体(平均)】



(2) 現状の「悪いと判断した場合の要因」回答数



(注) 商工会議所が、中小企業全般の現状の「悪いと判断した場合の要因」について回答したものを集計



## 法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	中小企業向け		中堅・大企業向け		
		前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	
2011.01	267.0	▲ 4.4	171.0	▲ 3.1	96.0	▲ 6.5
2011.02	266.4	▲ 4.4	170.5	▲ 3.3	95.9	▲ 6.3
2011.03	272.6	▲ 2.2	175.5	▲ 1.6	97.1	▲ 3.3
2011.04	267.8	▲ 1.8	171.1	▲ 1.8	96.7	▲ 2.0
2011.05	265.3	▲ 2.1	168.6	▲ 2.4	96.8	▲ 1.6
2011.06	267.0	▲ 2.0	170.2	▲ 2.1	96.8	▲ 1.7
2011.07	266.5	▲ 1.7	168.9	▲ 2.6	97.5	▲ 0.2
2011.08	265.0	▲ 1.6	167.4	▲ 2.6	97.6	0.2
2011.09	270.2	▲ 0.7	171.7	▲ 1.9	98.5	1.4
2011.10	266.0	▲ 0.8	168.4	▲ 2.1	97.6	1.7
2011.11	266.3	▲ 0.4	168.4	▲ 1.7	97.9	1.8
2011.12	270.0	▲ 0.0	171.8	▲ 1.4	98.2	2.5
2012.01	266.8	▲ 0.1	168.6	▲ 1.4	98.2	2.3
2012.02	266.8	0.1	168.7	▲ 1.1	98.1	2.3
2012.03	271.5	▲ 0.4	172.8	▲ 1.5	98.7	1.6
2012.04	266.4	▲ 0.5	168.5	▲ 1.5	97.9	1.2
2012.05	264.3	▲ 0.4	166.3	▲ 1.3	98.0	1.2
2012.06	267.7	0.3	169.0	▲ 0.7	98.7	2.0
2012.07	265.9	▲ 0.2	166.8	▲ 1.2	99.1	1.6
2012.08	265.6	0.2	166.3	▲ 0.7	99.4	1.8
2012.09	270.9	0.3	170.7	▲ 0.5	100.2	1.6
2012.10	266.7	0.3	166.5	▲ 1.2	100.2	2.7
2012.11	267.5	0.4	166.7	▲ 1.0	100.7	2.9
2012.12	272.7	1.0	170.5	▲ 0.8	102.2	4.1
2013.01	270.4	1.3	167.8	▲ 0.5	102.6	4.4
2013.02	270.6	1.4	167.9	▲ 0.5	102.7	4.7
2013.03	275.5	1.5	172.4	▲ 0.2	103.0	4.4
2013.04	270.2	1.4	167.5	▲ 0.6	102.7	4.9
2013.05	269.7	2.1	166.6	0.2	103.1	5.2
2013.06	272.2	1.7	168.4	▲ 0.3	103.7	5.1

(出典)日本銀行「現金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」:資本金3億円(卸売は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)への貸出しを指す。サービス業は物品賃貸業、宿泊業、医療・福祉等。

## 1. 主要行の取組み

主要10行において、債権譲渡担保融資が減少した一方で、動産担保融資が増加したことにより、動産・債権譲渡担保融資実行額が前年比増。また、財務制限条項を活用した融資実行額は前年比増加。

## 貸出実行額

(単位:億円)

	22年度中	23年度中	24年度中
動産・債権譲渡担保融資	8,629	6,987	8,127
うち動産担保融資	5,275	3,502	5,152
うち債権譲渡担保融資	3,354	3,485	2,975
財務制限条項を活用した融資	160,504	204,055	244,882

## 2. 地域金融機関の取組み

(単位:億円)

	22年度中	23年度中	24年度	
			実行額	年度末残高
動産・債権譲渡担保融資(※1, 2)	1,948	2,497	1,647	4,700
うち動産担保融資	669	1,205	431	1,929
うち債権譲渡担保融資	1,279	1,292	1,216	2,771
財務制限条項を活用した融資	49,006	50,424	55,927	

※1 22, 23年度は実行ベースの計数。ただし、把握が困難な金融機関は年度末残高の計数を計上。

※2 24年度は実行ベース及び年度末の計数。(新規融資の促進及びその状況把握の観点から報告の定義の明確化を図ったもの)

平成 25 年 8 月 21 日  
 金融庁

## 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

偽造キャッシュカード犯罪、盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪による預金等の不正払戻し等の被害について、各金融機関からの報告を基に、被害発生状況及び金融機関による補償状況を別紙 1～4 のとおり、取りまとめました。

### 対象期間

以下の期間に発生した被害について、犯罪類型ごとに集計しています。

- 偽造キャッシュカード犯罪：平成 12 年 4 月から平成 25 年 3 月
- 盗難キャッシュカード犯罪：平成 17 年 2 月から平成 25 年 3 月
- 盗難通帳犯罪：平成 15 年 4 月から平成 25 年 3 月
- インターネットバンキング犯罪：平成 17 年 2 月から平成 25 年 3 月

### 概要

#### 1. 被害発生状況

(注)「計」欄は、犯罪類型ごとの上記集計対象期間に発生した被害の件数及び平均被害額になります。

#### ○被害発生件数

(単位:件)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	306	273	476	858	5,187
盗難キャッシュカード	6,036	6,594	5,303	3,623	45,496
盗難通帳	245	243	172	129	2,873
インターネットバンキング	62	78	163	132	956

#### ○平均被害額

(単位:万円)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	55	91	69	78	99
盗難キャッシュカード	48	59	54	45	52
盗難通帳	110	92	118	60	184
インターネットバンキング	187	113	246	81	134

## 2. 金融機関による補償状況

(注1) 預貯金者保護法の施行は、18年2月10日です。

(注2) 補償件数は、金融機関が処理方針を決定した被害のうち、被害金額の全額または一部を補償した件数の合計です。

(注3) 「計」欄は、犯罪類型ごとの集計対象期間に発生した被害の件数になります。

### ○偽造キャッシュカード

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
21年度	291	273	(93.8%)	18	(6.2%)
22年度	259	243	(93.8%)	16	(6.2%)
23年度	469	448	(95.5%)	21	(4.5%)
24年度	760	732	(96.3%)	28	(3.7%)
対象期間計	4,994	4,802	(96.2%)	192	(3.8%)

(注) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等 (92件)」、「預貯金者に重大な過失がある (22件)」などでした。

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、偽造キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、偽造キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は98.8%です。

### ○盗難キャッシュカード

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
21年度	6,022	3,290	(54.6%)	2,732	(45.4%)
22年度	6,571	3,733	(56.8%)	2,838	(43.2%)
23年度	5,251	2,656	(50.6%)	2,595	(49.4%)
24年度	3,162	1,323	(41.8%)	1,839	(58.2%)
対象期間計	44,883	25,412	(56.6%)	19,471	(43.4%)

(注) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等 (6,256件)」、「遺失等による不正払戻し (3,801件)」、「預貯金者の配偶者や親族による払戻し (2,378件)」などでした。

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、盗難キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は82.8%です。

## ○盗難通帳

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
21年度	227	107	(47.1%)	120	(52.9%)
22年度	233	130	(55.8%)	103	(44.2%)
23年度	160	100	(62.5%)	60	(37.5%)
24年度	100	62	(62.0%)	38	(38.0%)
対象期間計	2,682	1,011	(37.7%)	1,671	(62.3%)

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、盗難通帳による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難通帳による不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は48.7%です。

## ○インターネットバンキング

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
21年度	48	16	(33.3%)	32	(66.7%)
22年度	52	29	(55.8%)	23	(44.2%)
23年度	150	104	(69.3%)	46	(30.7%)
24年度	109	75	(68.8%)	34	(31.2%)
対象期間計	783	551	(70.4%)	232	(29.6%)

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、本人以外による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は83.4%です。

## お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)

監督局銀行第1課 (内線 2790、2782)

(別紙1) 偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し (被害発生状況・補償状況)

(別紙2) 盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し (被害発生状況・補償状況)

(別紙3) 盗難通帳による預金等不正払戻し (被害発生状況・補償状況)

(別紙4) インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し (被害発生状況・補償状況)

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	補償	補償しない	調査・検討中等
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	11	4	24	29	306	169	55	291	273	18	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	259	243	16	14
23年度	350	206	87	79	7	16	32	26	476	329	69	469	448	21	7
4月～6月	52	15	1	0	1	0	-	-	54	16	31	54	52	2	-
7月～9月	80	89	40	41	3	2	17	12	140	146	104	138	129	9	2
10月～12月	142	76	37	33	2	0	12	13	193	124	64	189	181	8	4
1月～3月	76	24	9	3	1	13	3	0	89	41	46	88	86	2	1
24年度	606	438	132	136	51	29	69	65	858	670	78	760	732	28	98
4月～6月	79	66	13	8	2	0	8	3	102	80	78	100	97	3	2
7月～9月	140	84	50	57	4	7	21	10	215	159	73	205	187	18	10
10月～12月	343	277	68	70	44	21	36	48	493	416	84	442	436	6	51
1月～3月	44	10	1	0	1	0	2	3	48	14	29	13	12	1	35
計	3,237	3,180	1,183	1,244	401	350	366	361	5,187	5,137	99	4,994	4,802	192	193
構成比	62.4%	61.9%	22.8%	24.2%	7.7%	6.8%	7.1%	7.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.2%	3.8%	3.8%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信濃連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等95.9%(3,020件/3,150件)、地方銀行98.0%(1,099件/1,121件)、第二地方銀行96.4%(375件/389件)、信金等92.2%(308件/334件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙2)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	補償	処理方針決定済		調査・検討中等
														補償	補償しない	
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	895	518	6,159	4,387	70	6,141	3,298	799	2,044	18
18年度	3,990	1,629	1,821	1,054	389	172	711	347	6,911	3,203	46	6,880	3,334	968	2,578	31
19年度	3,455	1,322	1,151	617	210	91	496	218	5,312	2,251	42	5,310	2,126	852	2,332	2
20年度	3,486	1,466	993	520	178	120	433	206	5,090	2,314	45	5,080	1,809	895	2,376	10
21年度	4,220	1,840	1,073	627	212	153	531	301	6,036	2,922	48	6,022	1,773	1,517	2,732	14
22年度	4,440	2,370	1,158	870	304	207	692	481	6,594	3,930	59	6,571	1,652	2,081	2,838	23
23年度	3,662	1,744	918	647	216	144	507	328	5,303	2,865	54	5,251	1,210	1,446	2,595	52
4月～6月	1,029	525	235	146	50	34	159	124	1,473	831	56	1,471	362	449	660	2
7月～9月	997	604	259	202	60	32	144	109	1,460	947	64	1,445	313	425	707	15
10月～12月	898	333	239	138	54	34	113	52	1,304	558	42	1,283	302	282	699	21
1月～3月	738	281	185	159	52	43	91	42	1,066	526	49	1,052	233	290	529	14
24年度	2,652	1,025	595	375	117	74	259	159	3,623	1,635	45	3,162	622	701	1,839	461
4月～6月	744	322	198	111	37	22	85	56	1,064	512	48	1,045	219	255	571	19
7月～9月	737	258	155	101	35	26	62	32	989	420	42	953	203	225	525	36
10月～12月	724	253	148	103	33	22	67	46	972	426	43	869	163	176	530	103
1月～3月	447	190	94	58	12	2	45	23	598	276	46	295	37	45	213	303
計	29,129	13,946	9,699	6,154	2,037	1,240	4,631	2,661	44,883	24,002	52	44,883	16,084	9,328	19,471	613
構成比	64.0%	58.1%	21.3%	25.6%	4.5%	5.2%	10.2%	11.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	35.8%	20.8%	43.4%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連、信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.8%(13,184件/28,785件)、地方銀行74.4%(7,093件/9,536件)、第二地方銀行74.0%(1,491件/2,014件)、信金等80.1%(3,644件/4,548件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙3)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	計	処理方針決定済		調査・ 検討中等
													補償	補償 しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	-
17年度	100	909	131	84	13	11	39	34	283	1,040	367	283	64	219	-
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	191	273	59	29	9	9	15	17	274	329	120	262	148	114	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	151	159	65	46	8	4	19	13	243	224	92	233	130	103	10
23年度	98	140	52	40	10	7	12	14	172	203	118	160	100	60	12
4月～6月	38	93	12	14	2	1	4	2	56	111	198	52	32	20	4
7月～9月	25	15	11	5	-	-	4	2	40	23	58	38	23	15	2
10月～12月	17	21	20	10	3	0	-	-	40	32	80	38	23	15	2
1月～3月	18	10	9	9	5	5	4	10	36	36	101	32	22	10	4
24年度	64	28	47	36	7	1	11	11	129	78	60	100	62	38	29
4月～6月	25	9	11	9	2	0	5	7	43	27	64	39	25	14	4
7月～9月	11	5	21	15	1	0	4	2	37	23	63	35	24	11	2
10月～12月	16	7	8	4	2	0	1	0	27	13	50	21	12	9	6
1月～3月	12	5	7	6	2	0	1	1	22	13	60	5	1	4	17
計	1,308	3,273	1,094	1,387	142	222	329	414	2,873	5,297	184	2,682	1,011	1,671	191
構成比	45.5%	61.8%	38.1%	26.2%	4.9%	4.2%	11.5%	7.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	37.7%	62.3%	62.3%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等42.8%(530件/1,238件)、地方銀行29.6%(301件/1,016件)、第二地方銀行41.5%(51件/123件)、信金等42.3%(129件/305件)。



インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙4)  
(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済		調査・検討中等	
												件数	金額		補償
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-
18年度	87	104	8	4	2	0	5	20	102	129	127	98	69	29	4
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	211	186	25	22
20年度	127	130	5	5	1	3	3	2	136	142	105	65	34	31	71
21年度	53	22	6	89	3	3	-	-	62	116	187	48	16	32	14
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	52	29	23	26
23年度	91	173	39	100	10	57	23	71	163	402	246	150	104	46	13
4月～6月	31	25	4	8	-	-	-	-	35	34	98	34	23	11	1
7月～9月	26	75	33	90	10	57	23	71	92	294	319	82	56	26	10
10月～12月	29	24	1	0	-	-	-	-	30	24	81	29	24	5	1
1月～3月	5	47	1	0	-	-	-	-	6	48	813	5	1	4	1
24年度	125	98	6	8	-	-	1	1	132	107	81	109	75	34	23
4月～6月	27	20	-	-	-	-	-	-	27	20	74	27	19	8	-
7月～9月	24	14	-	-	-	-	-	-	24	14	61	23	19	4	1
10月～12月	43	36	1	0	-	-	-	-	44	36	82	32	22	10	12
1月～3月	31	27	5	8	-	-	1	1	37	36	99	27	15	12	10
計	807	815	87	290	22	70	40	106	956	1,283	134	783	551	232	173
構成比	84.4%	63.5%	9.1%	22.6%	2.3%	5.5%	4.2%	8.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	70.4%	29.6%	29.6%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等72.4%(477件/659件)、地方銀行65.8%(50件/76件)、第二地方銀行37.5%(6件/16件)、信金等56.3%(18件/32件)。

平成 25 年 7 月 9 日  
金融庁

**偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況  
(平成 25 年 3 月末) について**

金融庁では、預金取扱金融機関を対象として、「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成 25 年 3 月末）」に係るアンケート調査を実施し、その結果を別添のおとり取りまとめましたので公表します。

**お問い合わせ先**

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第一課 (内線 2790、2782)

(別添) 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況 (平成 25 年 3 月末)

## 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成25年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成25年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

### [表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。

### [調査結果]

#### 1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	ATM設置台数④	キャッシュカード発行枚数⑤
主要行等	11	10	6	26,212	112,584
地銀	65	65	65	39,426	111,467
第二地銀	41	41	41	11,977	29,431
その他の銀行	17	22	26	47,586	167,057
信用金庫	270	267	266	19,400	49,565
信用組合	138	60	47	2,248	5,212
労働金庫	13	13	13	1,929	8,478
計	555	478	464	148,778	483,794
農漁協等	908	908	0	12,509	21,271
総計	1,463	1,386	464	161,287	505,065

#### 2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑥		ICキャッシュカード対応ATM台数⑦		ICキャッシュカード発行枚数⑧	
			⑥/①		⑦/④		⑧/⑤
主要行等	11	8	72.7%	24,780	94.5%	21,985	19.5%
地銀	65	65	100.0%	34,370	87.2%	20,497	18.4%
第二地銀	41	37	90.2%	8,504	71.0%	3,804	12.9%
その他の銀行	17	7	41.2%	47,575	100.0%	44,062	26.4%
信用金庫	270	199	73.7%	14,710	75.8%	5,429	11.0%
信用組合	138	40	29.0%	837	37.2%	285	5.5%
労働金庫	13	13	100.0%	1,928	99.9%	7	0.1%
計	555	369	66.5%	132,704	89.2%	96,069	19.9%
農漁協等	908	905	99.7%	12,243	97.9%	6,232	29.3%
総計	1,463	1,274	87.1%	144,947	89.9%	102,301	20.3%

## (生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード 発行金融 機関数①	生体認証キャッシュカード 導入済み金融機関数⑨		生体認証キャッシュカード 対応ATM台数⑩		生体認証キャッシュ カード発行枚数⑪	
			⑨/①		⑩/④		⑪/⑤
主要行等	11	7	63.6%	21,789	83.1%	15,516	13.8%
地銀	65	50	76.9%	21,043	53.4%	9,565	8.6%
第二地銀	41	9	22.0%	2,350	19.6%	343	1.2%
その他の銀行	17	2	11.8%	26,719	56.1%	36,475	21.8%
信用金庫	270	79	29.3%	5,243	27.0%	1,165	2.4%
信用組合	138	10	7.2%	321	14.3%	92	1.8%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	555	157	28.3%	77,465	52.1%	63,156	13.1%
農漁協等	908	140	15.4%	2,003	16.0%	0	0.0%
総計	1,463	297	20.3%	79,468	49.3%	63,156	12.5%

## 3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けイン ターネットバンキ ング実施金融 機関数②	可変パスワード 導入済み金融機関数⑫	
			⑫/②
主要行等	10	10	100.0%
地銀	65	64	98.5%
第二地銀	41	38	92.7%
その他の銀行	22	16	72.7%
信用金庫	267	261	97.8%
信用組合	60	8	13.3%
労働金庫	13	13	100.0%
計	478	410	85.8%
農漁協等	908	903	99.4%
総計	1,386	1,313	94.7%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑬		パスワード生成機⑭		電子メール・アプリケーション⑮	
		⑬/②		⑭/②		⑮/②
主要行等	9	90.0%	4	40.0%	1	10.0%
地銀	35	53.8%	14	21.5%	26	40.0%
第二地銀	16	39.0%	11	26.8%	14	34.1%
その他の銀行	10	45.5%	6	27.3%	3	13.6%
信用金庫	230	86.1%	63	23.6%	47	17.6%
信用組合	5	8.3%	1	1.7%	3	5.0%
労働金庫	0	0.0%	0	0.0%	13	100.0%
計	305	63.8%	99	20.7%	107	22.4%
農漁協等	0	0.0%	71	7.8%	832	91.6%
総計	305	22.0%	170	12.3%	939	67.7%

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑯		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数⑰	
			⑯/③		⑰/③
主要行等	6	0	0.0%	5	83.3%
地銀	65	33	50.8%	32	49.2%
第二地銀	41	7	17.1%	34	82.9%
その他の銀行	26	17	65.4%	5	19.2%
信用金庫	266	230	86.5%	28	10.5%
信用組合	47	4	8.5%	8	17.0%
労働金庫	13	0	0.0%	13	100.0%
計	464	291	62.7%	125	26.9%
農漁協等	0	0	0.0%	0	0.0%
総計	464	291	62.7%	125	26.9%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑱		パスワード生成機⑲		電子メール・アプリケーション⑳	
		⑱/③		⑲/③		⑳/③
主要行等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地銀	20	30.8%	5	7.7%	9	13.8%
第二地銀	5	12.2%	0	0.0%	1	2.4%
その他の銀行	5	19.2%	10	38.5%	3	11.5%
信用金庫	202	75.9%	2	0.8%	31	11.7%
信用組合	3	6.4%	1	2.1%	1	2.1%
労働金庫	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	235	50.6%	18	3.9%	45	9.7%
農漁協等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	235	50.6%	18	3.9%	45	9.7%

## 信託会社等の新規参入状況

平成25年6月30日現在

	免 許 ・ 登 録 等 件 数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	15	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型信託会社（免許制）	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	8	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	23	15	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	166	63	19	5	12	23	8	7	11	9	7	2
うち みなし信託契約代理業者	137	48	16	3	12	17	8	7	9	9	6	2
計	205	90	29	5	12	23	8	7	11	9	9	2

（注1） 外国信託会社は金融庁直轄

（注2） グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は6社）

## 【参考】監督方針の構成（保険会社等）

## 1. 総論

## 1. 金融システムを取り巻く環境

- ・電力供給の制約、原子力災害、欧州情勢等が、国内経済に与える影響
- ・世界経済の影響を受けやすい金融システムの特長（欧州の政府債務問題、米国の経済・金融動向、中国などの新興市場の動向等）

## 2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ベター・レギュレーションの一層の定着・深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。その際に、足元の欧州情勢等を十分踏まえる。

- ① リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、システム・業務継続体制の点検）
- ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
- ③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
- ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各社における先進的取組みを他社に紹介等）

※ 検査部局との一層緊密な連携（特に検査・監督一体となったモニタリングの実施・強化）

※ 金融機関の負担軽減に配慮した監督行政（報告等の年1回の定期的な点検等）

## 2. 監督重点分野

## 1. 保障・補償機能の適切な発揮

## (1)適切な保険金支払管理態勢の構築

## ① 支払管理態勢

機能発揮状況を引き続き重点的に検証  
反社勢力等による不当請求に対する審査態勢を重点的に検証

## ② 請求案内態勢

整備・実施状況を引き続き重点的に検証

## ③ 契約者の立場に立った取組み

震災時の能動的な取組み姿勢の継続を奨励

## (2)保険会社等の属性に応じた対応

## ① 保険会社グループ

グループ全体の財務健全性や管理態勢を検証

## ② 中小規模の保険会社

新規参入会社に深度ある監督を実施  
新規募集休止会社を注意深くモニタリング

## ③ 外国保険会社等

深度ある監督を実施

## ④ 少額短期保険業者

注意深くモニタリング、実効性ある商品審査等

## ⑤ 認可特定保険業者

注意深く指導監督を実施

## 2. リスク管理の高度化の促進

## (1)統合的なリスク管理の促進

## ① リスク管理態勢の検証

経営戦略と一体で統合的なリスク管理態勢の整備を促すため、ERMヒアリング等を実施

## ② リスク管理状況の検証

リスクの把握と計測、リスク削減への取組み状況とその有効性を検証

## ③ 各社の負債特性に応じた取組みを促進

販売チャネル等の特性に応じた販売進捗管理等を検証

## ④ グループに対する検証

海外拠点に係るリスク管理態勢等を検証

## ⑤ 情報開示

## (2)ソルベンシー評価の見直し等

## ① 経済価値ベースのソルベンシー規制

国際的な検討の動向を踏まえ規制の導入に向けて引き続き検討

## ② 保険監督会計

IASBにおける国際会計基準の見直し作業を踏まえ中期的な保険監督会計のあり方について引き続き検討

## 3. 顧客保護と利用者利便の向上

## (1)業務の継続性の確保

システムの検証

訓練等を通じた業務継続体制の確認

## (2)情報セキュリティ管理の徹底等

顧客情報の厳格な管理の徹底

## (3)適切な保険募集態勢の確立

顧客の知識・経験等を踏まえた商品説明を確保する態勢の検証

## ① 保険募集形態の多様化や大型化が進展する

代理店の実態把握と検証

## ② 銀行窓販の検証

## ③ 保険募集資料の適正表示の検証

## (4)相談・苦情処理態勢の充実

金融ADR制度への対応状況を注視

## (5)商品審査の実効性確保と迅速化

事前の意見交換等の実施

## (6)反社対応

保険契約の特性等にも配慮しつつ態勢整備等の強化を奨励



## 生命保険会社の平成25年3月期決算の概要 (かんぽ生命を除く)

(単位: 億円、%、ポイント)

	23年3月期	24年3月期	25年3月期	前期比
基礎収益	347,037	366,892	414,409	47,517
保険料等収入	277,606	297,287	315,873	18,586
資産運用収益	47,305	52,239	79,383	27,144
基礎費用	325,593	341,861	387,509	45,648
保険金等支払金	197,774	194,231	210,127	15,896
資産運用費用	7,673	3,298	3,422	124
事業費	37,704	37,292	38,365	1,073
基礎利益	21,444	25,031	26,899	1,868
キャピタル損益	▲ 2,563	▲ 3,048	▲ 2,047	1,001
臨時損益	▲ 4,682	▲ 1,787	▲ 4,502	▲ 2,715
危険準備金繰入額	1,088	1,042	2,458	1,416
経常利益	14,197	20,194	20,349	155
特別損益	▲ 1,256	▲ 2,884	▲ 4,682	▲ 1,798
価格変動準備金繰入額	1,364	1,506	3,922	2,416
当期純利益(純剰余)	9,211	7,165	10,363	3,198
総資産	2,239,044	2,332,641	2,545,357	212,716
有価証券含み損益	46,775	85,873	194,753	108,880
公表逆ざや額	▲ 3,645	▲ 3,319	▲ 2,632	687
ソルベンシー・マージン比率	618.6	674.3	807.5	133.2

## 【参考】[個人保険+個人年金ベース]

	23年3月期	24年3月期	25年3月期	前期比
新契約高+転換純増(兆円)	63	64	72	8
解約失効高(兆円)	59	53	52	▲ 1
保有契約高(兆円)	955	938	933	▲ 5
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	20,407	21,956	22,894	938
うち第三分野	5,124	5,226	4,693	▲ 533
保有契約ベース	200,544	206,233	213,330	7,097
うち第三分野	49,316	50,979	51,971	992

(注1) 逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注4) 算出会社(23年3月期: 46社、24年3月期: 43社、25年3月期: 42社)



## 損害保険会社の平成25年3月期決算の概要

(53社ベース)

(単位：億円)

	23年3月期	24年3月期	25年3月期	前期比
正味収入保険料	70,643	73,664	76,348	2,684
正味支払保険金	43,407	56,367	49,044	▲ 7,323
保険引受利益	▲ 1,789	▲ 3,520	▲ 550	2,970
資産運用粗利益	4,683	4,188	5,139	951
経常利益	2,336	704	3,838	3,134
特別損益	▲ 601	▲ 510	▲ 960	▲ 450
当期利益	1,196	▲ 2,761	1,711	4,472

総資産	302,101	285,356	290,384	5,028
-----	---------	---------	---------	-------

有価証券 含み損益	28,432	27,228	40,801	13,573
--------------	--------	--------	--------	--------

(単位：%、ポイント)

ソルベンシー・ マージン比率	494.3	477.3	572.4	95.1
-------------------	-------	-------	-------	------

(注1) 22年度は49社ベース、23年度は52社ベース、24年度は53社ベース。

(注2) 「資産運用粗利益」は、「資産運用収益」－「資産運用費用」により算出している。

(注3) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

## 生命保険会社一覧表（平成25年6月30日現在43社）

## 生命保険会社 40社

		会社名
(19社)	相互会社 5社	日本生命保険相互会社
		明治安田生命保険相互会社
		住友生命保険相互会社
		朝日生命保険相互会社
		富国生命保険相互会社
		第一生命保険株式会社
		三井生命保険株式会社
		太陽生命保険株式会社
		大同生命保険株式会社
		T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
		ソニー生命保険株式会社
		オリックス生命保険株式会社
		第一フロンティア生命保険株式会社
		フコクしんらい生命保険株式会社
		メディケア生命保険株式会社
		ライフネット生命保険株式会社
		楽天生命保険株式会社
		みどり生命保険株式会社
		株式会社かんぼ生命保険
損保系子会社 (損保50%以上) (7社)		東京海上日動あんしん生命保険株式会社
		東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社
		三井住友海上あいおい生命保険株式会社
		NKSJひまわり生命保険株式会社
		損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
		AIG富士生命保険株式会社
		三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
外資系 (外資50%以上) (15社)		ハートフォード生命保険株式会社
		クレディ・アグリコル生命保険株式会社
		アリアンツ生命保険株式会社
		マスマューチュアル生命保険株式会社
		ピーシーエー生命保険株式会社
		メットライフアリコ生命保険株式会社
		ジブラルタ生命保険株式会社
		ブルデンシャル生命保険株式会社
		ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
		アクサ生命保険株式会社
		アクサダイレクト生命保険株式会社
		アイエヌジー生命保険株式会社
		マニユライフ生命保険株式会社
	ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社	
	AIG富士生命保険株式会社(再掲)	

## 外国生命保険会社 3社

支店形態 (3社)	カーディフ・アシュアランス・ヴィ
	アメリカンファミリーライフアシュアランスカンパニーオブコロラド(アフラック)
	チュリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

## 損害保険会社一覧表

(平成25年6月30日現在53社)

## 損害保険会社 30社

	会 社 名
(21社)	東京海上日動火災保険株式会社
	株式会社損害保険ジャパン
	三井住友海上火災保険株式会社
	日本興亜損害保険株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぼ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
イーデザイン損害保険株式会社	
au損害保険株式会社	
アイベツ損害保険株式会社	
外資系 (外資50%以上) (6社)	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	エース損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
AIU損害保険株式会社	
生保系子会社 (生保50%以上)	明治安田損害保険株式会社
再保険専業社 (2社)	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社

## 外国損害保険会社等 22社

アメリ カ	アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー
	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
	トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー
	アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー
	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
(5社)	
イギ リス	ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド
(2社)	
フラ ンス	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリユール
	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
(2社)	
スイ ス	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド
(2社)	
ルク セン ブル ク	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
イタ リア	アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ
ノル ウェ ー	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イエンシディグ
イン ド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓 国	現代海上火災保険株式会社
バ ミ ユ ー ダ	ジ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(バミューダ)リミテッド
ド イ ツ	エイチディーアイ・ゲーリング・インドウストウリー・フェアジツヒヤルングス・
	アクツィエンゲゼルシャフト
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	ミュンヘナー・リュックフェルシツヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
(4社)	
オ ラ ン ダ	ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフト
	アトラディウス・クレジツ・インシュアランス・エヌ・ヴィ

## 免許特定法人(特定損害保険業免許) 1社

イ ギ リス	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
--------------	------------------

## 保険持株会社一覧表

(平成25年6月30日現在10社)

	保険持株会社名
(10社)	アクサジャパンホールディング株式会社
	アニコム ホールディングス株式会社
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	NKSJホールディングス株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社

## 生命保険会社の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年6月末現在
生命保険会社	42社	43社	43社	40社	40社	40社
+ 免許 ▲ 廃止	+ SBI アクサ (20年4月)  + ライフネット (20年4月)  + アイリオ (20年8月)  + みどり (20年8月)	+ ソニーライフ・エイゴン (21年8月)  ※合併 + アクサ (21年9月) ▲ アクサ ▲ アクサフィナンシャル  + メディケア生命 (22年3月)		※合併 (+NKSJひまわり (23年10月) ▲ 損保ジャパンひまわり ▲ 日本興亜)  ※合併 (+三井住友海上あいおい (23年10月) ▲ 三井住友海上きらめき ▲ あいおい)  ※合併 (+ジブラルタ (24年1月) ▲ ジブラルタ ▲ AIGエジソン ▲ エイアイジー・スター)  + メットライフアリコ (24年2月)		
外国生命保険会社	4社	4社	4社	4社	3社	3社
+ 免許 ▲ 廃止					▲ アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (24年5月)	
合計	46社	47社	47社	44社	43社	43社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

## 損害保険会社の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年6月末現在
損害保険会社	30社	30社	29社	29社	29社	30社
+ 免許 ▲ 廃止		+イーデザイン損害保険 (21年6月) ▲大成再保険 (21年6月)	※合併(22年10月) +あいおいニッセイ同和損害保険 ▲あいおい損害保険 ▲ニッセイ同和損害保険 ▲スミセイ損害保険 (23年1月) +au損害保険 (23年2月)	※合併(23年5月) +あいおいニッセイ同和損害保険 ▲あいおいニッセイ同和損害保険 ▲アドリック損害保険 +アイペット (24年3月) →アイペット損害保険へ社名変更(24年3月)		※現地法人化(25年4月) +AIU損害保険 ▲エイアイユー インシュアランス カンパニー
外国損害保険会社等 免許特定法人	21社	21社	23社	24社	24社	23社
+ 免許 ▲ 廃止	▲イーグル・スター・インシュアランス・カンパニー・リミテッド(20年9月)	▲ジェンワース・モーゲージ・インシュアランス・コーポレーション(21年9月)  +ケルニッシュ・ルックヴェルシヘルングス・ゲゼルシャフト・エイジイ(21年12月) →ジェネラル・リインシュアランス・エイジイへ社名変更(22年7月)	+ミュンヘナー・リュックフェルシツヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン(22年6月)  +スイス・リー・インターナショナル・エスイー(23年2月)	▲アシュアド・ギャランティ・ミュニシパル・コープ(23年4月) +ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド(24年1月)  +スター・インデムニティー・アンド・ライアビリティ・カンパニー(24年3月)		
合計	51社	51社	52社	53社	53社	53社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

## ERMヒアリングの結果について

金融庁では平成23事務年度において、前事務年度に続き、主要な保険会社・グループを対象にERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）ヒアリングを実施し、リスク管理態勢の整備状況について検証を行った。

### 1. 目的

保険会社を取り巻くリスクが多様化・複雑化しているなかで、保険会社が将来にわたり財務の健全性を確保していくには、規制上求められる自己資本等の維持や財務情報の適切な開示に加え、保険会社が自らの経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し事業全体でコントロールする統合的なリスク管理態勢を整備することが重要である。

また、IAIS（保険監督者国際機構）は、平成23年10月に採択した「保険コアプリンシプル（ICP）<sup>1</sup>」において、ORSA（リスクとソルベンシーの自己評価）の実施を盛り込んでいる。これは、保険会社・グループがERMを実践するなかで、現在及び将来の経営リスクと自己資本等の評価を自ら行ったうえで、当局に報告し、当局がそれを検証するというものであり、リスク管理の高度化促進を通じた健全性確保の枠組みである。

このような状況を踏まえ、金融庁では、保険会社等向け監督方針において「リスク管理の高度化の促進」を掲げ、その一環としてERMヒアリングを実施しているものである。

保険会社のERMについては標準的な枠組みが確立されている状況にはないが、各保険会社における態勢整備に向けた取組みの参考に供すること等を目的として、ヒアリングの結果を公表するものである。

### 2. 主な実施内容

今年度のヒアリングでは、会社の規模や事業・リスク特性を踏まえて抽出した保険会社・保険持株会社23社を対象に、あらかじめ提示したヒアリング項目に沿って、各社のリスク管理担当役員に対し、概ね2時間程度の質疑応答を行った。<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 保険コアプリンシプル（ICP）は、保険セクターの財務健全性を促進し、保険契約者を適切に保護するために、監督制度としてあるべき重要な要素を定めたIAISの文書である。

<sup>2</sup> アクサ生命、トーア再保険、日本生命、第一生命、T&Dホールディングス、MS&ADホールディングス、NKSJホールディングス、オリックス生命、明治安田生命、住友生命、朝日生命、ソニーフィナンシャルホールディングス、富士火災、ジブラルタ生命、アイエヌジー生命、三井生命、朝日火災、マニユライフ生命、富国生命、メットライフアリコ生命、ハートフォード生命、マスマニユチュアル生命、東京海上ホールディングスの23社を対象とした。

主なヒアリング項目は次の通り。

- ① リスクガバナンスの現状と課題
  - ・ リスク管理方針と内部規程の整備状況
  - ・ 経営陣、担当取締役等、リスク管理委員会等及び内部監査部門の役割
  - ・ リスク報告の状況
- ② リスク選好の現状と課題
  - ・ リスクプロファイルの把握
  - ・ リスク選好の枠組み
- ③ リスクと自己資本等の管理状況
  - ・ 管理プロセスの現状と課題
  - ・ 統合リスク管理ツールの活用状況
  - ・ ストレステストの実施状況
  - ・ 負債特性を踏まえたALMの実施状況
  - ・ 中期的な経営計画を踏まえた将来のリスクと資本の十分性

### 3. ヒアリング結果の概要

#### ① リスクガバナンスの現状と課題

ヒアリングでは「リスク管理方針と内部規程の整備状況」「経営陣、担当取締役等、リスク管理委員会等及び内部監査部門の役割」「リスク報告の状況」を中心に検証を行った。

<リスク管理方針と内部規程の整備状況>

- 方針等に統合的なリスク管理を行う目的が示されているか、経営戦略との関係が明確になっているか、「取締役会等」「リスク管理部門の担当役員」「リスク管理委員会等」「内部監査部門」について、それぞれの役割や責任を定めているか、などを中心に検証した。

リスク管理の目的としては、「適切なリスク管理を統合的に行うことにより、当社の財務の健全性の確保および収益性の改善ならびに業務の適切性の確保を図る」「自己資本との関係を踏まえた管理による財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値向上の実現に資する」など、多くの社がリスク管理の目的や基本的な考え方を明記していた。

他方、方針等にリスク管理の目的を明示しておらず、経営方針に沿った戦略目標を踏まえたものとなっているか確認できなかった社や、方針を毎年変更し、中長期的な方針が定まっていないと伺える社も見られた。また、方針等にリスク管理における内部監査部門の役割や責任を定めていない社もあった。リスク選好についての記載は、後述するリスク選好の枠組みが総じて未整備であるため、方針や内部規程に盛り込まれているケースは少なかった。

なお、平成23年の保険検査マニュアルの改定により、新たに「統合的リスク管理態勢」が導入されたことを受けて、この1年間でリスク管理方針や内部規程を大幅に見直した社が目立った。



### <経営陣の役割>

- ERMの構築・実行において経営陣の役割は極めて重要であり、リスク文化を浸透させるためにも、経営陣による主導性と強いコミットメントが求められる。

ヒアリングからは、経営陣の意識が総じて高まりつつあることが伺えた。例えば、ERMを経営戦略の中心に据え、トップが内外に強くコミットメントしていることが随所に伺えた社や、経営方針・計画とリスク管理を結び付けようとしていた社などがあった。他方、一部には、スタッフ任せで受身の姿勢が強いと伺えた社や、中期経営計画の策定プロセスにリスク管理部門が関わっていなかった社、経営資源の投入が限られていた社なども見られた。

### <担当取締役等の役割>

- リスク管理部門の担当役員は、前回ヒアリングと同様に「人事ローテーションの一環」「リスク管理以外の部門も兼務」「専門性を重視した人事ではない」といったコメントがあり、担当役員がリスク管理と親和性の低い部門を兼務していたり、ERMの構築・実行において求められる専門性が必ずしも重視されず、スタッフに支えられていたりする姿が浮き彫りになった。「ここ数年、毎年のように担当役員が交代」「親会社や親密先から専門性とは無関係に就任」という事例もあり、会社としてどのような人材を担当役員にするかという考え方が必ずしも明らかではない社もあった。

外資系の場合には、CRO（チーフ・リスクオフィサー）を置いているケースが多かった（国内系の一部にも設置事例あり）。CROは国内系のリスク管理担当役員に比べ、経験や専門性が考慮され、経営の主要メンバーとしてリスクの観点から重要な役割を果たすことが期待されていた。さらに、グループにおける重要性が高い会社では、報告・協力体制など本社のリスク管理チームとの連携が進んでいた。しかし、その一方で、「リスク文化を醸成し全社的な理解を深める取組みが課題」というコメントもあった。

なお、社長がリスク管理担当役員を兼務しているケースがあった。会社の規模やリスク特性などにもよるが、経営戦略とリスク管理の一体化を図りやすいというメリットはあるものの、例えば経営トップに対する牽制効果といったガバナンスの面での懸念があるため、留意が必要と考えられる。

### <リスク管理委員会等の役割>

- 一部の社を除き、「リスク管理委員会（名称は様々）」を設置していた。大半は決議機関ではなく、「経営の諮問機関」「リスクに関する議論の場」という位置付けだった。

前回のヒアリングでは、「出席者が多く、扱うテーマがかなり広い」「膨大な資料が配布され、結果として議論よりも報告が中心」というのが大手保険会社の典型的な委員会像だった。

今回のヒアリングでは、経営トップや社外取締役も参加し、様々な角度から活発に議論していることが伺えた社や、『ALM（資産・負債の総合管理）』と『事務・システム』に分け、それぞれ個別事象を集中的に議論「時間を比較的長めに設定し、議論が進みやすいように報告内容に評価を加えている」など、形骸化防止のための改善の取組みが見

られた。

一方で、「事前にスタッフが説明している」としているものの、議事録を見る限り、委員会における実質的な議論が少なく、各委員からの意見収集・論点の共有が十分か確認できない社もあった。また、多額の保険金支払いが発生した事案に関し、委員会で現状分析や対応策の検討等について議論をした形跡がなかった社、方針・規程見直しなど形式面の話が多く、自己資本等が外部環境の変化に影響を受けやすいという経営実態に即した議論が行われていないと見られる社など、委員会が十分に機能していないと伺える事例もあった。

#### <内部監査部門の役割>

- 内部監査部門には、ERMの有効性を独立した立場から検証し、改善すべき点があれば経営陣に提言を行うことが期待されている。

しかしながら、現状では、保険会社のERMやリスク管理における内部監査部門の存在感は総じて小さく、内部監査部門の専門的能力の向上などが課題となっている。方針等で役割を明確化している社は増えていたものの、実際の監査は内部規程の確認や事務不備の指摘などに止まっている模様だった。

ただし、一部には、「今年度のテーマとして統合的リスク管理態勢の整備状況について重点的に監査を行う予定にしている」「リスク管理の枠組みを見直し、今年度から本格的な監査を実施」「まずは新しい検査マニュアルに沿った監査を実施した」など、徐々にではあるが内部監査の充実に向けた動きが見られるようになってきた。

なお、外資系の場合には、グループとしての内部監査の枠組みのなかで日本法人等の監査が行われているケースが多く、例えば、「内部監査部門による確認済みのものでなければ、経営陣へ定期的な報告ができない仕組みとしている」「(体制を整備するうえで)グループから多くのフィードバックを受けている」という事例も確認した。

#### <リスク報告>

- リスク管理部門は自社のリスクと自己資本等の状況を分析した「リスクレポート」等を定期的（または必要に応じて随時）に作成し、経営陣に報告する必要がある。このリスク報告については、「報告体制が整備されているか」「報告内容が充実しており、かつ、わかりやすいか」「報告のタイミング」といった点に注目した。

各社とも、方針や内部規程で取締役会等への報告について定めており、何らかのリスク報告が定期的（四半期または月次など）に行われており、緊急時など一定条件のもとでは、報告頻度を高めている社も多かった。また、「過去に市場変動への対応が遅れて損失が発生したため、危機対応に入る協議ポイントを設定」「リーマンショックの際、経営にリスクの拡大がタイムリーに伝わらなかったため、その後、緊急報告の枠組みを定めた」など、過去の失敗を踏まえた危機対応の強化も見られた。

- 報告内容は各社ごと様々だったが、例えば、文章と図表との組み合わせに工夫がみられ、わかりやすい報告に努めていることが伺える事例や、文章中心でやや読みにくい感

はあるものの、現状分析に止まらず、課題認識やそれに対する対応状況についても記載している事例、サマリー部分を見れば全体像がわかるうえ、各リスクの現状について目で見えるような工夫がなされており、すでにORSAレポートの作成にも着手している事例などがあった。

他方、いくつかの社の報告資料からは、部分的な記載に止まり全体像がつかめない事例や、カテゴリごとのリスクのみが報告されている事例、カテゴリごとのリスクと統合的なリスクが同一の報告資料に記載されておらず、網羅性や一覧性が不十分と感じられる事例、子保険会社のリスク管理状況をまとめているだけで、グループの全体像がつかめない事例、報告資料がかなり膨大で、リスク管理委員会のメンバーが消化できているかどうかについて懸念が持たれる事例などがあった。

- 報告のタイミングに関しては、「統合的なリスクと資本の関係、ストレステストの結果について、四半期ごとに1ヶ月後に報告」「報告は月次。例えば9月末の統合リスクの状況を10月19日に報告」という社がある一方で、「リスク量の計測に3ヶ月かかる」「例えば12月末の結果がわかるのは3月末」「本社が計算するのに40~50日は必要で、さらに日本での調整に1ヶ月かかる」など、リスク量等の計測にかなりの時間を費やしている社も目立った。

## ② リスク選好の現状と課題

リスク選好とは、経営として、どのようなリスクプロファイル（リスクの全体像）としたいかを規定する枠組みである。ERMでは、自らのリスクプロファイルを能動的に把握したうえで、取るべきリスクや許容される損失を定め、それに基づきリスクのモニタリングやコントロールを行っていくことが基本である。ヒアリングでは、リスクプロファイルの把握方法やその活用状況、リスク選好の考え方や枠組みについて検証した。

### <リスクプロファイルの把握状況>

- 検証に際しては、特に「自らのリスクプロファイルを十分把握しているか」「定量的につかみにくいリスクをどう捉えているか」「把握した結果は経営陣にとって活用しやすいものとなっているか」などに着目した。

自らのリスクプロファイルに関しては、統合リスク量の計測やストレステストの実施により、重要リスクを定量的に把握している社が多かったものの、定量的につかみにくいリスクの把握については検討を開始したばかりの社が多かった。

それでも、「主要リスクの洗い出しリストを作成し、レベルと頻度を推定したうえで、グループにとって重要なリスクを選定」「CSA<sup>3</sup>を拡張し、リスクの種類ごとに各リスク管理部門にて洗い出しと評価を開始」「各リスク部会でリスクの洗い出しを実施し、リ

<sup>3</sup> Control Self Assessment（統制自己評価）。実際に業務を行う担当者等が内部統制の適切性や有効性について自己評価を行う活動。内部監査人協会（IIA）の定義によると、「CSAとは、内部統制の有効性が検証され評価されるプロセスである。その目的は、すべての事業目的が達成されるであろうという合理的保証を与えるものである」とされている。

スク管理部門が重要度に応じて整理し、モニタリング方針を決定」といった取組みも見られるようになってきている。

外資系ではグループのツールを活用しているケースが目立った。「CSAを実施し、リスク管理上の重要指標を設定してモニタリングを行うとともに、ヒートマップ（リスクを発生頻度・影響度に分けて示したもの）を作成。さらに自社にとってのリスク上位10件も確認」「執行役員が会社にとっての重大リスクを共有。CSAも実施し、リスク管理委員会に報告。さらに、リスク区分ごとにリスク管理上の重要指標を設定し、そのモニタリングを実施」といった複数のツールを活用している社も多かった。

ただし、グループ本社が作成したツール（多くは英文）をそのまま日本法人等に当てはめた場合、現場の使い勝手が悪かったり、形式的な取組みに陥ったりしがちであり、実効性を高める工夫が必要と感じられる事例もあった。

#### <リスク選好>

- リスク選好の枠組みは、経営戦略とリスク管理を結びつけ、ERMを全社的な活動とするために欠かせない要素である。前回に比べれば社内で議論を進めたと同える社が目立ち、社としてあるべきリスク選好を定めるという発想が見受けられないという事例は少なかったものの、あるべき手法の確立に向けて模索中という状況だった。

例えば、リスク選好として「高格付の維持」「一定の信頼水準（99.9%VaRなど）により計測された所要資本の確保」「規制資本の維持」を掲げる社が多かった。しかし、ヒアリングで確認したところ、財務健全性の確保という観点だけからの目標設定となっており、中期経営計画の策定や日々の経営判断、各部門の日常的な業務運営とは必ずしも結びついていないことが多かった。例えば、「経営目標や経営上重要と考えていることと、リスク管理で活用している指標が繋がっていない」「リスク報告とビジネス報告（＝伝統的な収益管理）の内容に関連性がない」といった事例が見られた。

そのなかで、一歩進んだ取組みとしては、「自らのリスク選好に基づいてリスク許容度を設定し、その範囲に収めるためにリミット管理を実施」「中期経営計画のなかでリスクテイク方針（定量的・定性的方針）を明確にし、モニタリングを実施」といった事例があった。また、大手を中心にリスク管理部門と経営企画部門の連携を強める傾向がみられた。

#### ③ リスクと自己資本等の管理状況

ヒアリングでは、「管理プロセスの現状と課題」「統合リスク管理ツール（内部モデル、ストレステストなど）」などについて検証したうえで、リスクと資本の充分性について各社による自己評価をもとに意見交換を行った。

#### <管理プロセスの現状と課題>

- リスク管理に関するPDCAサイクルは一定程度整備されており、「検査マニュアル改定を踏まえ、サイクルを明確化」「リーマンショックでの損失発生を受けて、モニタリングや危機対応を整備」「統合リスク量による管理を補完する枠組み（新興リスクや集積リ

スク対応など)を構築中」など、改善に向けた継続的な取り組みも見られた。

ただし、外資系の場合には、能動的なリスク管理というよりは、グループの枠組みに従っている面が強いと見受けられる社や、グループとしての共通の枠組みがないことから、ローカルとしてのリスク管理態勢の構築が遅れがちと思われる社もあった。

- 損保では、自然災害に伴う多額損失の発生という具体的な事例をもとに管理サイクルの機能状況を確認したところ、「11月上旬に危機本部を立ち上げ、モニタリングを強めるとともに、早期警戒としてリスク圧縮や資本増強を論議」と事後的な対応としては管理プロセスが機能していた社もあったが、「アラームに抵触したら対応するというのは無理があると実感」「集積情報の管理に課題があると認識」というコメントもあった。

また、海外保険事業の管理プロセスについては、本社と海外拠点（特に海外保険子会社）の連携が必ずしも十分ではないと思われる事例もあり、連携を強め、情報の透明性を高める必要があるように見受けられた。特に、買収によりグループに加わった海外保険会社の管理体制の構築は、「グループとして経営リスクを一元管理するうえで課題であり、より連携を強める」などのコメントがあった。

#### <統合リスク管理ツール（内部モデルなど）>

- 大半の社で内部モデルにより統合リスク量を計測し、自己資本等と対比する管理を行っていた。しかしながら、中堅会社のなかには、「現在は資産運用リスク、保険引受リスクそれぞれで管理」「統合ベースは規制資本（ソルベンシー・マージン比率）のモニタリングのみ」という社や、計測しているだけでリスク管理ツールとしては機能していない社もあった。

大手や外資系では、生損保とも経済価値ベースの評価（あるいは損保積立保険の含み損益と金利リスクを反映）に基づいた管理が主流であり、現行会計ベースの管理のみという社は少なかった。いずれの社も、内部モデルによる経済価値ベースの管理のほか、並行して現行会計に基づいた健全性規制等のモニタリングも行っていた。

- 具体的な管理方法としては、「リスク量が所定のリスク許容値を超過すると見込まれる場合、リスク削減策や資本増強策を検討し、超過状態の解消を図る」「時価純資産と統合リスク量の差額の状況を確認し、予め設定したアラームポイントを上回るように管理」「リスクバッファの範囲内に統合リスク量を収めるため、各リスクにアラームポイントとリミットを設け、モニタリングを実施」「リスク選好の枠組みで設定した各指標をモニタリングすることで、経済資本を上回るマージンを確保」など、各社により独自の枠組みを構築していた。保険会社には銀行のような業界標準的なリスク管理手法が存在しないこともあり、リスク管理ツールや管理方法が多様だった。

リスク量の計測に際しても、例えば信頼水準は95%、99%、99.5%、99.95%などばらつきが大きかった（保有期間は1年が大半）。リスク統合に関しても、「実績等に基づき独自に統合方法を決定」「EUソルベンシーⅡの手法を参考」「リスク統合に際して各リスクの相関を考慮していない」と様々だった。

- 今回のヒアリングでは内部モデルの詳細なレビューまでは踏み込まなかったが、「統合リスク量(内部モデル)の計測に要する時間と頻度」「内部モデルの見直し」に注目した。

統合リスク量の計測に関しては、リスク報告の項目で言及したように、計測にかなりの時間を要する事例が散見された。特に、経済価値評価の計測は所要時間が膨大になりがちであり、計測頻度を高めるうえで制約となっていると見受けられる。リスク管理ツールとして経営判断に活用するためには、インフラの整備や簡便法の開発など何らかの対応が必要と考えられる。

内部モデルについては、リスク計測手法の高度化やポートフォリオの変化等に応じて不断に見直しを行うことが必要であるものの、リスク管理ツールとして活用していた物差しが変わることになり、場合によっては経営判断を誤ることになりかねない。今回、いくつかの社で内部モデル見直しを主因としたリスクバッファの大幅な変動が見られたが、見直し前後の差異分析や見直しの妥当性、客観性などについて、十分な検証が行われているかどうか、ヒアリングからは必ずしも明らかでない事例もあった。

#### <ストレステスト>

- 前回と同様、ヒアリングを行った全ての社で何らかのストレステスト(感応度分析を含む)を行っていた。また、統合的なストレステストを行っている社では、ヒストリカルシナリオ(=過去のストレス時の再現)だけではなく、仮想シナリオによるストレステストを実施している例が多かった。他方、資産運用面のリスクについてのみストレステストを実施し、統合的なシナリオに基づいたテストを行っていない事例も少数ながらあった。

実施状況に関しては、「結果を一覧化して、自己資本等への影響度分析に活用」「グループのリスクポートフォリオの特性を踏まえたシナリオを設定し、子保険会社では個社のリスク特性に応じてシナリオを追加」「シナリオは経営会議での審議を経て決定し、結果はリスク管理委員会、経営会議、取締役会に報告」「結果についてリスク管理部門の考察を加えて報告している」などの事例が見られた。

ただし、「テストとしては十分だが、どう活用するのかが課題」「結果に基づくリスク選好を明示し、経営判断につなげていく取組みが課題」など、経営への活用には課題があるという声が多かった。

#### <負債特性を踏まえたALMの実施状況>

- 保険会社のERMにおいて、ALM(資産・負債の総合管理)は中核的な要素である。平成23事務年度保険会社等向け監督方針では、「例えば保険会社の負債特性に応じ、資産負債の総合的な管理(ALM)の状況を重点的に検証し、各保険会社の特性に合わせた取組みを促していく」としている。

ヒアリングの結果、各社のALMの実施状況は、負債特性に応じて区分を設け、キャッシュフロー・マッチングを志向する社から、デュレーション・マッチングを実施しイールドカーブの平行移動のみ意識している社や、ALM委員会が実質的に資産運用委員

会となっている社、「責任準備金対応債券区分の活用が当社のALM」「今後数年間の運用利回り予測と流動性管理のみ実施」といった社など、ばらつきが非常に大きかった。

「保険負債のうち一定期間（15年、30年など）までの部分はマッチング運用、それを超える部分は債券、株式、不動産等に分散投資」といったALMを行っている社が複数あり、そのなかには、結果として超長期部分の金利リスクを管理していない事例もあった。

平準払い契約のフォワード性（保険会社はすでに受け取っている保険料だけではなく、将来受け取る保険料の予定利率も保証していること）や動的解約（金利変動など外部要因により解約が増減してしまうこと）など、技術的な困難さもあるが、今後ともALMの実施状況に注目していきたい。

#### <中期的な経営計画を踏まえた将来のリスクと資本の十分性>

- リスクと自己資本等の管理にあたっては、過去の一時点におけるリスクと資本の十分性を確認するだけでは不十分であり、将来にわたる健全性の状況を確認する必要がある。IAISのICPでも、保険会社に定期的でフォワード・ルッキングな継続性分析を求めている。

今回のヒアリングで、中期的な経営計画を踏まえた将来のリスクと資本の十分性について検証したところ、いくつかの社において、最近開始した取組みとして、「中期経営計画の策定・管理の一環として、将来のリスクと資本の十分性を確認」「中期経営計画に含まれるアクションを織り込んだリスクと資本の試算を行い、将来の資本十分性を検証」「当面の対応として、計理人意見書の3号収支分析を活用した継続性評価を定例実施」といった事例が見られた。

#### 4. まとめ

前回に引き続きヒアリングの対象とした社では、①リスク管理に対する経営陣の意識が総じて高まりつつあること、②リスク管理部門と経営企画部門の連携を強める傾向が見られること、③管理プロセスの改善に向けた継続的な見直しに取り組んでいる会社等が目立ったことなど、前向きに評価できる動きがあった。

一方、「リスク管理部門の担当役員の専門性」「内部監査部門の役割」「リスクプロファイルの把握と活用」「リスク選好の考え方や枠組み」「海外保険事業の管理体制の構築」「内部モデル見直しにおける妥当性等の検証態勢」など、態勢の高度化を図っていく必要があることが伺えた。

ERMの構築は、本来、保険会社が自己管理の一環として行うべきものであり、形式的な取組みに陥らないよう留意することが必要であるが、当局として保険会社のERM高度化を促していくことは、業界全体の底上げを図るうえで効果があると思われる。

また、今後ORSAの導入を検討していくにあたって、保険会社のリスク管理態勢の現状と課題を定期的に確認し、必要に応じ、高度なリスク管理態勢の構築を促すことは、有効と考えられる。

以上

## 少額短期保険業者一覧

(平成25年6月30日現在:74業者)

所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地
関東財務局	H18.10.27 (関東財務局長第1号)	SBI少額短期保険(株)	東京都港区六本木1-9-9
	H18.11.29 (関東財務局長第2号)	ペット&ファミリー少額短期保険(株)	東京都文京区本郷3-34-3
	H19.6.21 (関東財務局長第3号)	エクセルエイド少額短期保険(株)	東京都港区三田1-3-35
	H19.10.25 (関東財務局長第5号)	ジャパン少額短期保険(株)	東京都千代田区大手町2-6-2
	H19.11.14 (関東財務局長第6号)	イオン少額短期保険(株)	東京都千代田区神田錦町1-2-1
	H19.11.20 (関東財務局長第7号)	みらい少額短期保険(株)	東京都港区新橋5-14-10
	H19.11.22 (関東財務局長第8号)	いきいき世代(株)	東京都千代田区九段北1-8-10
	H19.12.10 (関東財務局長第10号)	東京海上ミレア少額短期保険(株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
	H19.12.28 (関東財務局長第11号)	(株)アソシア	東京都千代田区九段北3-2-5
	H20.2.4 (関東財務局長第12号)	(株)宅建ファミリー共済	東京都千代田区九段北3-2-11
	H20.2.5 (関東財務局長第14号)	ぜんち共済(株)	東京都千代田区岩本町3-5-8
	H20.3.17 (関東財務局長第15号)	ブロードマインド少額短期保険(株)	東京都渋谷区恵比寿南1-5-5
	H20.3.17 (関東財務局長第16号)	(株)全管協共済会	東京都中央区八重洲2-1-5
	H20.3.19 (関東財務局長第17号)	さくら少額短期保険(株)	東京都豊島区池袋2-16-13
	H20.3.19 (関東財務局長第18号)	(株)メモリード・ライフ	東京都文京区小石川1-2-4
	H20.3.19 (関東財務局長第19号)	NP少額短期保険(株)	東京都千代田区神田練堀町73
	H20.3.21 (関東財務局長第21号)	富士少額短期保険(株)	山梨県甲府市丸の内1-17-10
	H20.3.21 (関東財務局長第22号)	Aライフ(株)	東京都豊島区東池袋1-15-12
	H20.3.25 (関東財務局長第23号)	エース賃貸少額短期保険(株)	東京都渋谷区東1-26-20
	H20.3.26 (関東財務局長第24号)	ペットメディカルサポート(株)	東京都渋谷区東1-4-23
	H20.3.31 (関東財務局長第25号)	もつとぎゅっと少額短期保険(株)	東京都港区新橋6-1-11
	H20.3.31 (関東財務局長第26号)	レオパレス少額短期保険(株)	東京都中野区新井1-8-8
	H20.3.31 (関東財務局長第27号)	エヌシーシー少額短期保険(株)	東京都板橋区成増3-11-3
	H20.5.20 (関東財務局長第28号)	ABC少額短期保険(株)	東京都千代田区丸の内3-1-1
	H20.5.29 (関東財務局長第29号)	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい	東京都新宿区歌舞伎町2-19-13
	H20.5.30 (関東財務局長第30号)	ジック少額短期保険(株)	千葉県東金市東岩崎15-6
	H20.5.30 (関東財務局長第31号)	(株)クローバー少額短期保険	東京都港区芝大門1-1-35
	H20.6.30 (関東財務局長第33号)	ユニバーサル少額短期保険(株)	東京都文京区湯島2-32-3
	H20.7.10 (関東財務局長第34号)	(株)住宅保障共済会	東京都港区芝大門1-14-10
	H20.8.29 (関東財務局長第35号)	ヒューマンライフ少額短期保険(株)	東京都中央区日本橋蛸殻町1-27-5
	H20.8.29 (関東財務局長第36号)	プレミア少額短期保険(株)	東京都港区虎ノ門1-8-12
	H20.9.1 (関東財務局長第37号)	旭化成ホームズ少額短期保険(株)	東京都新宿区西新宿2-3-1
	H20.9.24 (関東財務局長第38号)	(株)ミニンシュラー	東京都中央区八丁堀4-8-2



所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地
関東財務局	H20.9.24 (関東財務局長第39号)	まごころ少額短期保険(株)	東京都渋谷区広尾3-12-36
	H20.10.22 (関東財務局長第40号)	日本共済(株)	東京都千代田区猿楽町2-8-16
	H20.10.31 (関東財務局長第41号)	共生ネット少額短期保険(株)	東京都渋谷区代々木1-37-8
	H20.12.10 (関東財務局長第43号)	㈱賃貸少額短期保険	東京都新宿区西新宿7-10-19
	H20.12.12 (関東財務局長第44号)	JMM少額短期保険(株)	神奈川県横浜市南区吉野町3-7
	H21.1.20 (関東財務局長第46号)	e-Net少額短期保険(株)	長野県佐久市岩村田北1-12-7
	H21.1.23 (関東財務局長第47号)	アイアル少額短期保険(株)	東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6
	H21.2.16 (関東財務局長第49号)	ペッツベスト少額短期保険(株)	東京都千代田区九段南 4-6-10
	H21.3.16 (関東財務局長第50号)	(株)サン・ライフ・ファミリー	神奈川県平塚市馬入本町13-2
	H21.3.24 (関東財務局長第51号)	(株)ビバビーダメディカルライフ	神奈川県大和市上草柳482-2-201
	H21.3.24 (関東財務局長第52号)	あんしんネット少額短期(株)	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-14-24
	H21.4.20 (関東財務局長第53号)	日本費用補償少額短期保険(株)	長野県松本市中央2-5-15
	H21.12.21 (関東財務局長第55号)	(株)FIS	東京都新宿区新宿2-11-2
	H23.3.14 (関東財務局長第56号)	エイチ・エスライフ少額短期保険(株)	東京都千代田区外神田6-5-4
	H23.6.20 (関東財務局長第57号)	チケットガード少額短期保険(株)	東京都品川区東品川4-12-8
	H23.6.20 (関東財務局長第58号)	アイアイ少額短期保険(株)	東京都町田市南つくし野3-1-2
	H23.6.28 (関東財務局長第59号)	セント・プラス少額短期保険(株)	東京都中央区京橋2-8-5
	H24.3.27 (関東財務局長第60号)	ワーカーズ・コレクティブ共済(株)	神奈川県横浜市中区南仲通4-39
	H24.12.20 (関東財務局長第61号)	日本ペット少額短期保険(株)	東京都千代田区四番町4-9
	H25.4.18 (関東財務局長第62号)	ウイズネット少額短期保険(株)	東京都千代田区平河町2-7-5
H25.5.29 (関東財務局長第63号)	ライフサポートジャパン少額短期保険(株)	東京都新宿区新宿3-1-24	
近畿財務局	H19.7.25 (近畿財務局長第1号)	アクア少額短期保険(株)	大阪府大阪市淀川区東三国2-37-3
	H19.12.12 (近畿財務局長第2号)	エイ・ワン少額短期保険(株)	大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26
	H20.2.25 (近畿財務局長第3号)	日本住宅少額短期保険(株)	大阪府大阪市北区芝田1-14-8
	H20.11.13 (近畿財務局長第5号)	(株)SANKO少額短期保険	奈良県北葛城郡王寺町王寺2-7-13
	H20.11.28 (近畿財務局長第6号)	セーフティージャパン・リスクマネジメント(株)	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1
	H22.10.18 (近畿財務局長第7号)	エタニティ少額短期保険(株)	大阪府大阪市中央区道修町4-5-10
	H24.6.1 (近畿財務局長第8号)	エスエスアイ富士菱(株)	大阪府守口市本町2-5-18
北海道財務局	H20.5.30 (北海道財務局長第1号)	常口セーフティ少額短期保険(株)	北海道札幌市中央区南1条西6-20-1
東北財務局	H20.1.31 (東北財務局長第1号)	日本アニマル倶楽部(株)	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-6-22
	H20.3.31 (東北財務局長第2号)	フローラル共済(株)	宮城県仙台市青葉区水の森3-41-15
	H20.6.5 (東北財務局長第3号)	東日本少額短期保険(株)	宮城県仙台市青葉区上杉3-3-9
	H25.5.15 (東北財務局長第5号)	プリベント少額短期保険(株)	宮城県仙台市青葉区本町2-10-33
東海財務局	H20.6.16 (東海財務局長第1号)	(株)学校安全共済会	静岡県沼津市大塚141
	H24.6.25 (東海財務局長第3号)	トライアングル少額短期保険(株)	愛知県名古屋市中央区栄3-18-1
中国財務局	H20.3.27 (中国財務局長第1号)	エス・シー少額短期保険(株)	広島県呉市西中央2-2-12
	H20.7.14 (中国財務局長第2号)	(株)EBC	広島県福山市三吉町南1-15-18

所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地
四国財務局	H21.9.2 (四国財務局長第1号)	あおい少額短期保険(株)	徳島県徳島市両国本町2-12-1
福岡財務支局	H20.3.31 (福岡財務支局長第1号)	ベル少額短期保険(株)	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-7-3
	H20.5.30 (福岡財務支局長第2号)	フェニックス少額短期保険(株)	福岡県久留米市津福本町6-3-105
沖縄総合事務局	H20.5.30 (沖縄総合事務局局長第1号)	レキオス少額短期保険(株)	沖縄県那覇市真嘉比244-11

# 【参考】監督方針の構成（金融商品取引業者等）

## 1. 総論

### 1. 金融資本市場を取り巻く環境

- ・ 欧州情勢、電力供給の制約等が国内経済に与える影響
- ・ 世界経済の影響を受けやすい金融システムの特長（欧州の政府債務問題、米国の経済・金融動向、中国などの新興市場の動向等）
- ・ 我が国の金融市場に対する内外の信認の動揺（AIJ問題、公募増資に関連したインサイダー取引等）

### 2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ ベター・レギュレーションの一層の定着・深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。

- ① リスク感応度の高い行政（リスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、業者等に対するリスクベースの監督の推進、システム・業務継続体制の点検）
- ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上、AIJ問題の再発防止策や分別管理の徹底等を重点的に確認）
- ③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
- ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各金融機関の先進的取組みを他の金融機関に紹介等）

※ 証券取引等監視委員会・自主規制機関・日本銀行等との一層緊密な連携

## 2. 監督重点分野

### 1. 市場仲介機能の適切な発揮

#### (1) 市場仲介機能の適切な発揮に向けた対応状況の検証

内部管理態勢（公開引受けに係る審査態勢等）の整備状況の検証

#### (2) 顧客情報・法人関係情報の管理の徹底

公募増資に関連したインサイダー取引の問題を踏まえ、法人関係情報の厳格な管理を徹底。役職員による不正行為の防止に向けた職業倫理の強化、法令遵守意識の涵養の検証

#### (3) 反社会的勢力排除の徹底

反社会的勢力データベースの確実な構築、中小の金融商品取引業者等に対する資金提供者等への反社会的勢力の関与の有無等を注視

### 2. リスク管理と金融システムの安定

#### (1) 証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進

- ① 大規模証券会社グループ等について、万全な流動性リスク管理・積極的な対外メッセージの発信を求める
- ② グループ全体の経営実態の適時・的確な把握

#### (2) 中小証券会社(国内・外資系)、投資運用会社等の経営リスクへの備え

財務内容の悪化や資金繰りの困難化等への対応策について実効性を検証、顧客財産の保全状況（分別管理）や反社会的勢力等の関与について注視

#### (3) 各種ファンドへの対応

### 3. 顧客保護と利用者利便の向上

AIJ問題や増資インサイダー問題等を踏まえ、顧客保護に全力を挙げる再発防止策に則った適切な対応がとられているか重点的に検証  
特に、金商業者は形式的な法令遵守では足りず、法令の趣旨・目的を十分に踏まえ、顧客等の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要

#### (1) 投信等の販売態勢等

#### (2) 苦情・相談処理態勢

#### (3) 業務の継続性(システム・BCP)

#### (4) 投資一任業者に係る再発防止策への対応

#### (5) 外国為替証拠金取引に係る対応

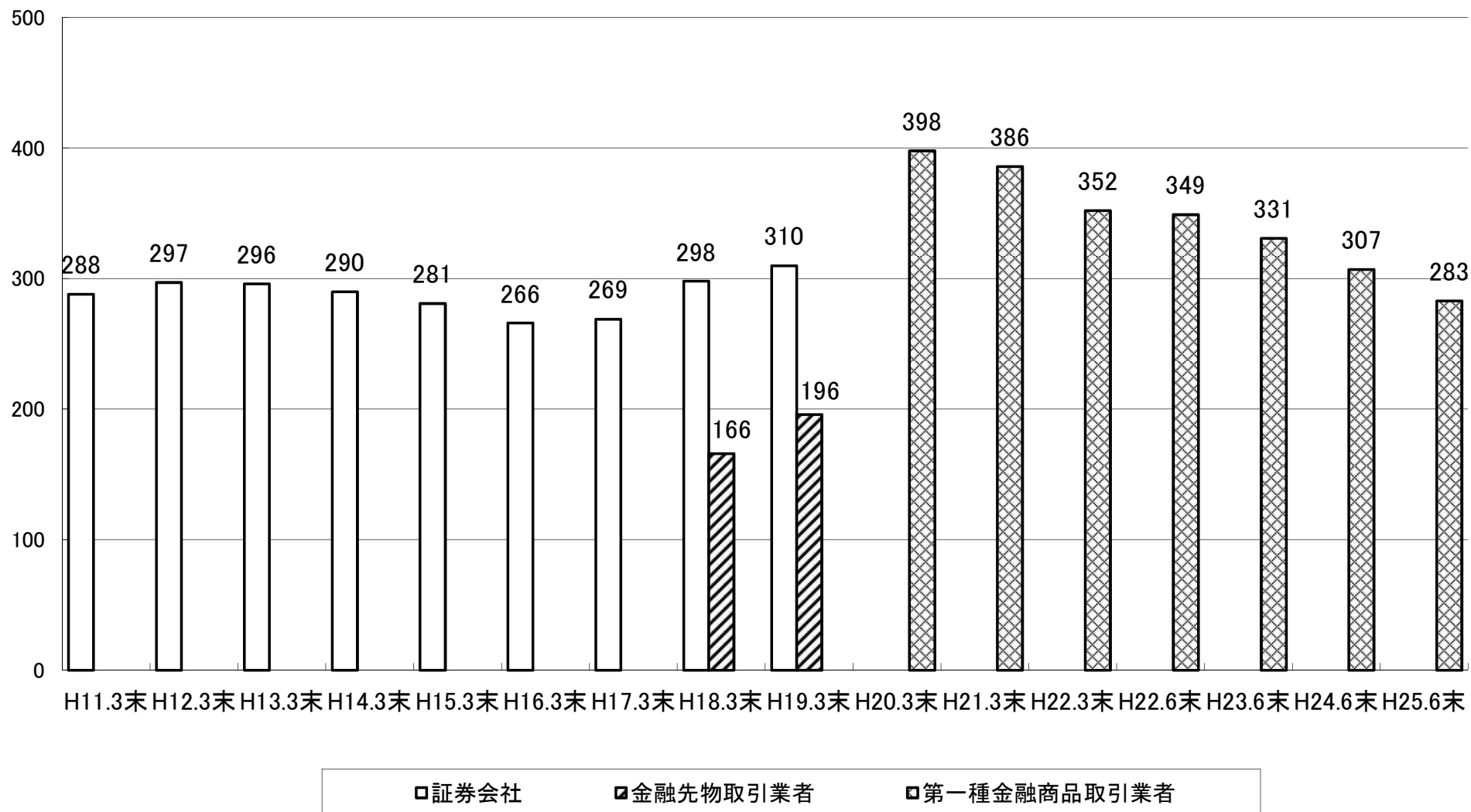
#### (6) 第二種金融商品取引業に係る自主規制

#### (7) 格付会社規制への対応

#### (8) 金融犯罪等への対応

### 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

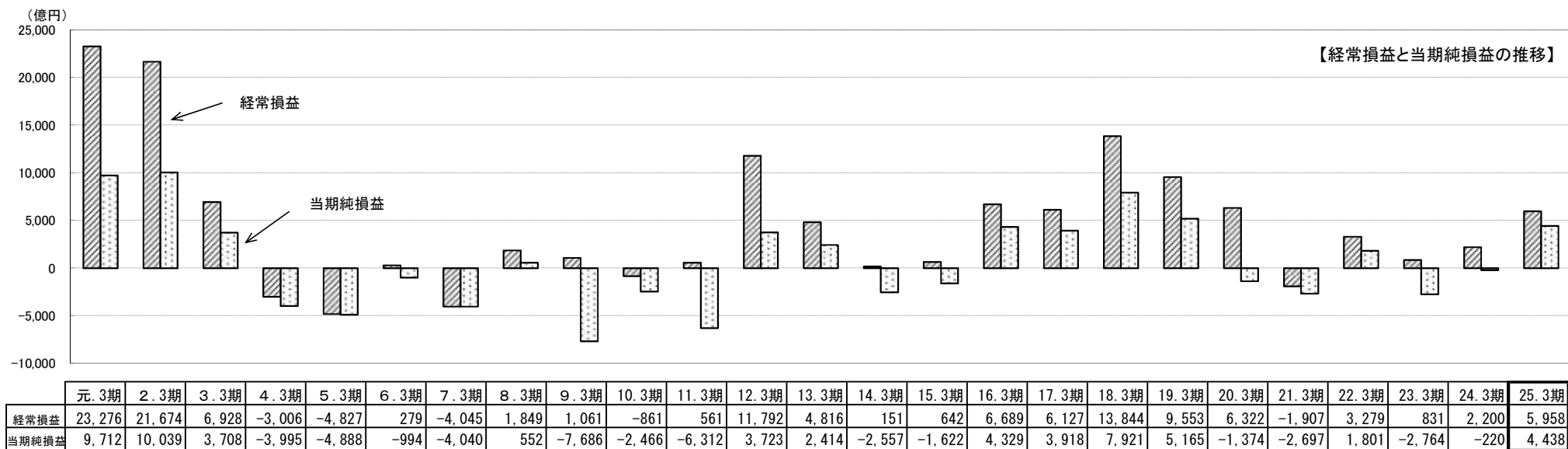
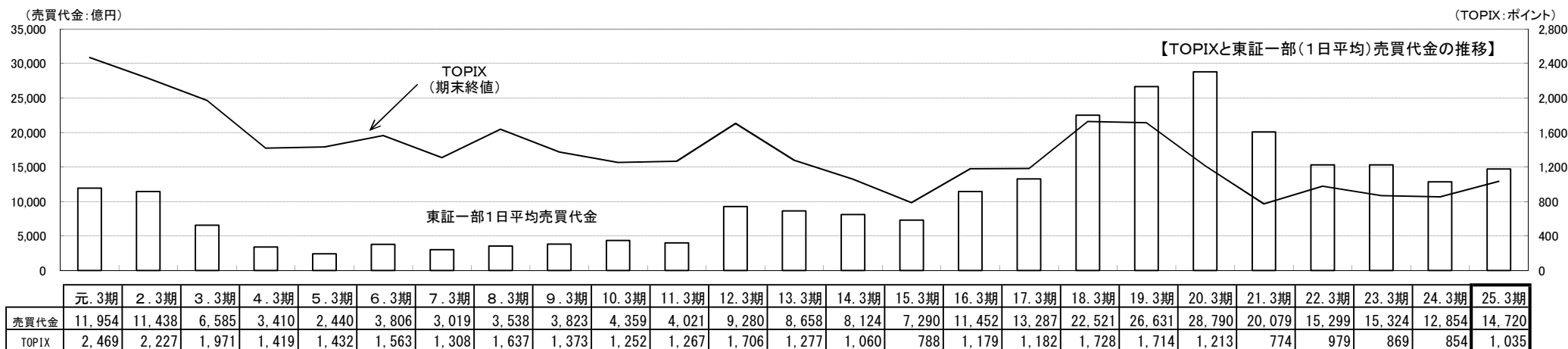
## 国内証券会社の平成25年3月期決算概況

(単位:億円)

	25.3期(A)	24.3期(B)	(A)/(B)
会 社 数	237社	252社	—
営 業 収 益	31,070	26,040	119%
受 入 手 数 料	17,427	15,556	112%
委 託 手 数 料	4,705	3,703	127%
引 受 け ・ 売 出 し 手 数 料	1,151	731	157%
募 集 ・ 売 出 し の 取 扱 手 数 料	4,697	4,154	113%
ト レー デ ィ ン グ 損 益	9,025	6,319	143%
金 融 収 益	4,194	3,834	109%
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	22,714	21,926	104%
取 引 関 係 費	4,278	3,869	111%
人 件 費	9,864	9,471	104%
経 常 損 益	5,958	2,200	271%
当 期 純 損 益	4,438	▲ 220	—

(注)日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移



(注) 1. 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。  
 2. 元年3月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を2倍した。

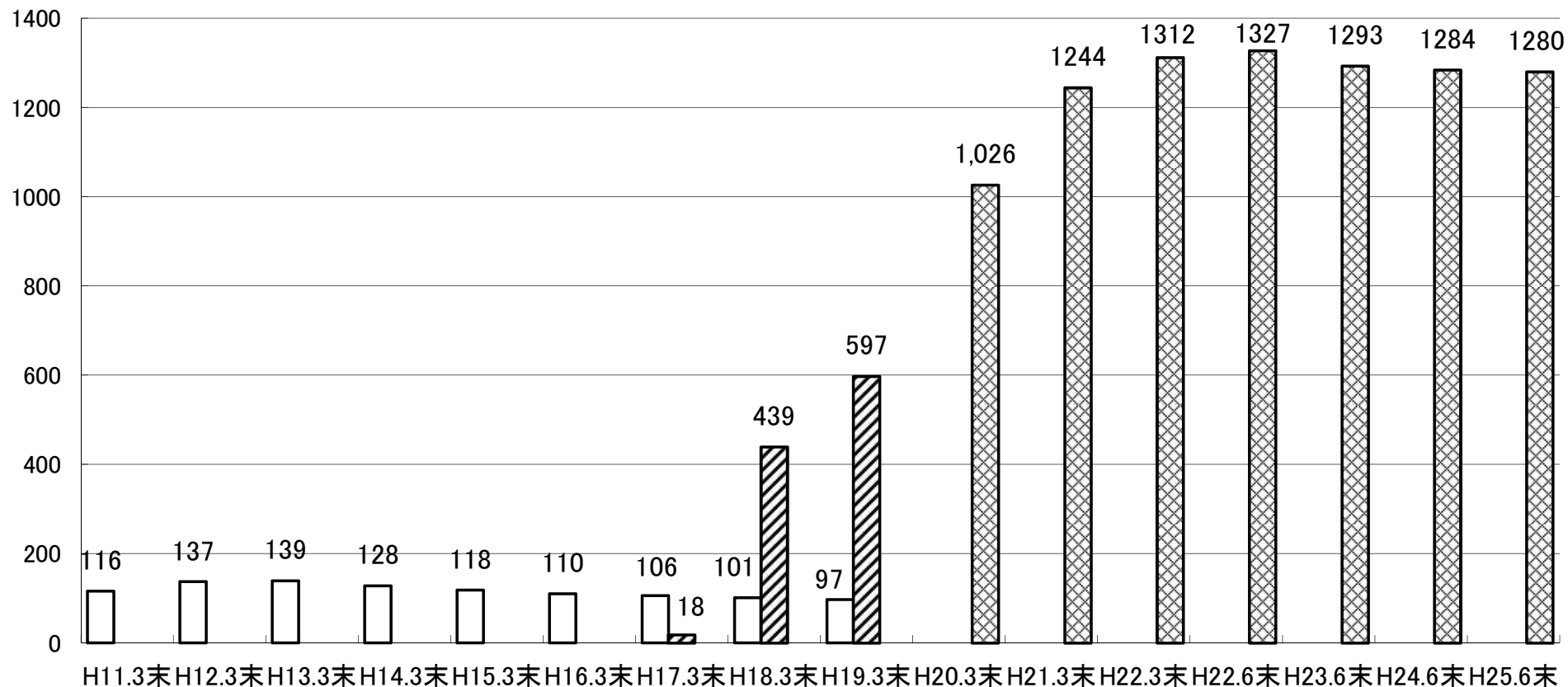
## 投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金
会員数	<p>会員証券会社数（平成25年6月30日現在）</p> <p>国内証券会社 237社  <u>外国証券会社 16社</u>  計 253社</p>
役員	理事長 増井喜一郎
基金規模	平成25年6月30日現在 約555億円
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南証券の破産に伴うもの（H12.3）－ 補償額 約59億円（うち破産管財人からの返還額 約24億円）</li> <li>・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの（H19.6）－ 補償額 約2億円  （H19.10）－ 補償額 約0.6億円</li> <li>・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの（H24.3）－ 補償額 約1.7億円</li> </ul>
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。

資料12-3-1

金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



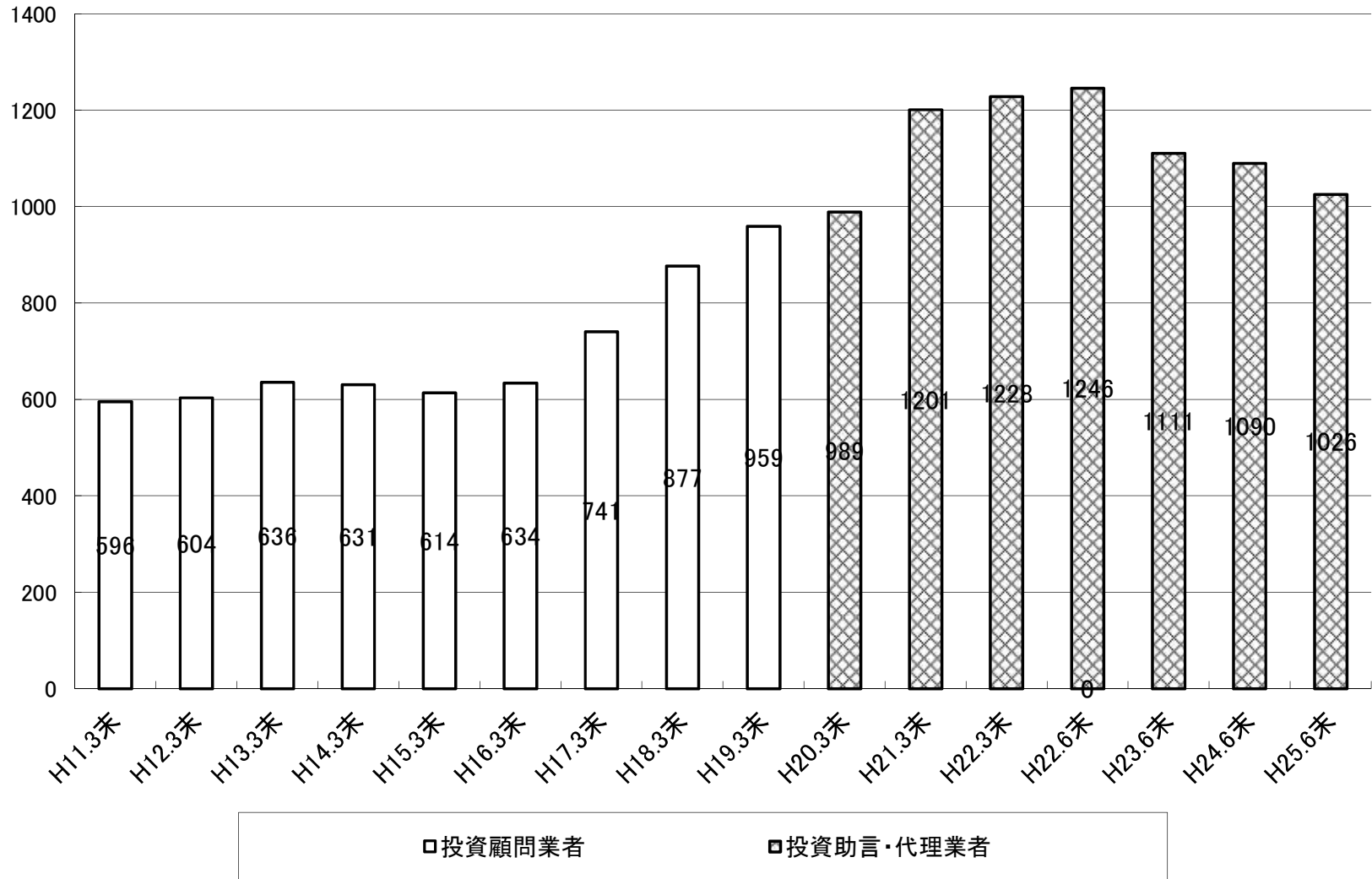
□商品投資販売業者    ▨信託受益権販売業者    ▩第二種金融商品取引業者

注:平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。



金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

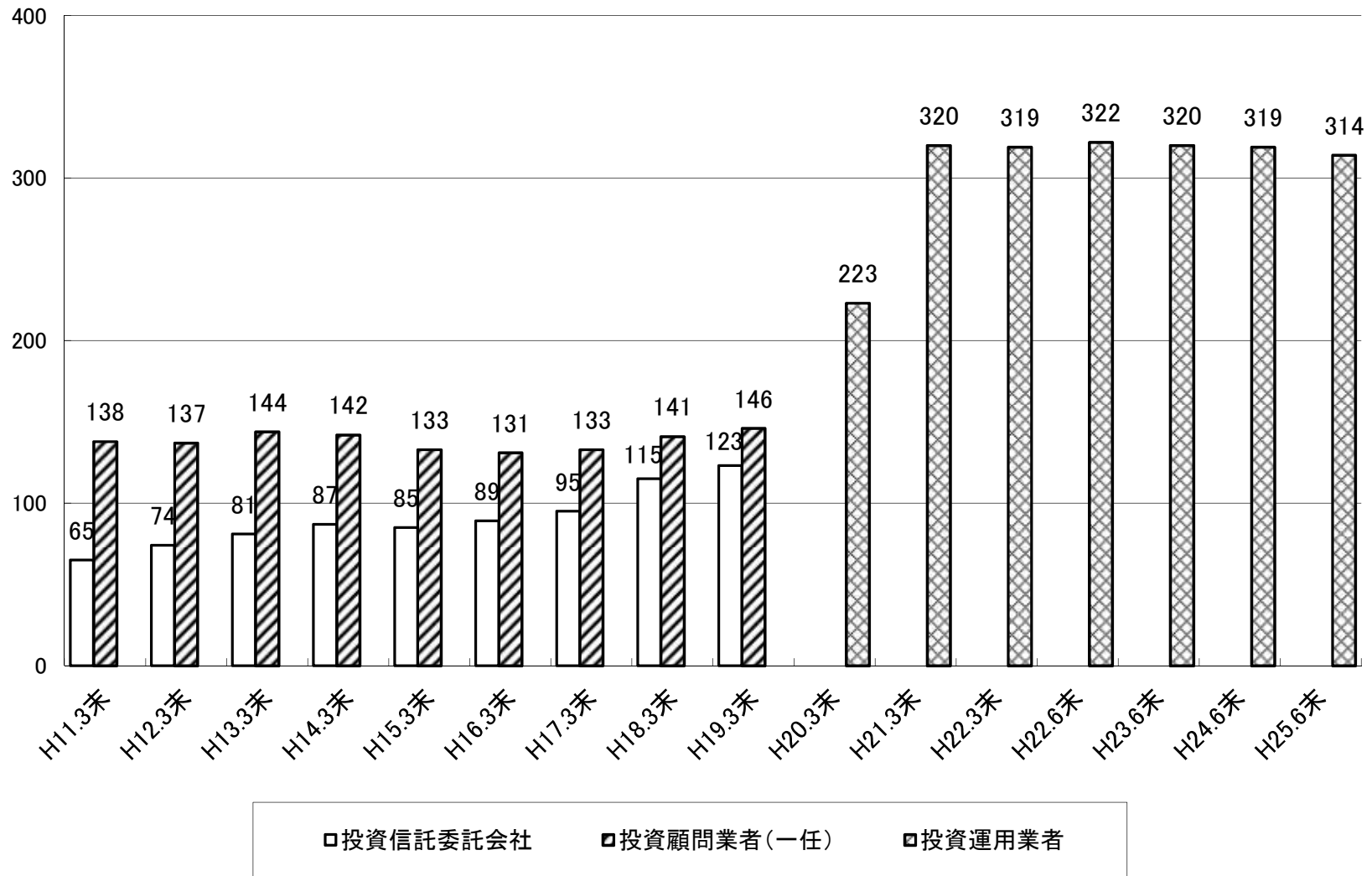
(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

### 金融商品取引業者(投資運用業)数の推移

(業者数)



## 投資法人の新規上市について

	投資法人名	上市日	資産運用会社
1	大和ハウスリート投資法人	H24. 11. 28	大和ハウス・リート・マネジメント(株)
2	GLP投資法人	H24. 12. 21	GLPジャパン・アドバイザーズ(株)
3	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	H25. 2. 6	東急不動産コンフォリア投信(株)
4	日本プロロジスリート投資法人	H25. 2. 14	プロロジス・リート・マネジメント(株)
5	野村不動産マスターファンド投資法人	H25. 6. 12	野村不動産投資顧問(株)

## 投資信託の純資産総額の推移

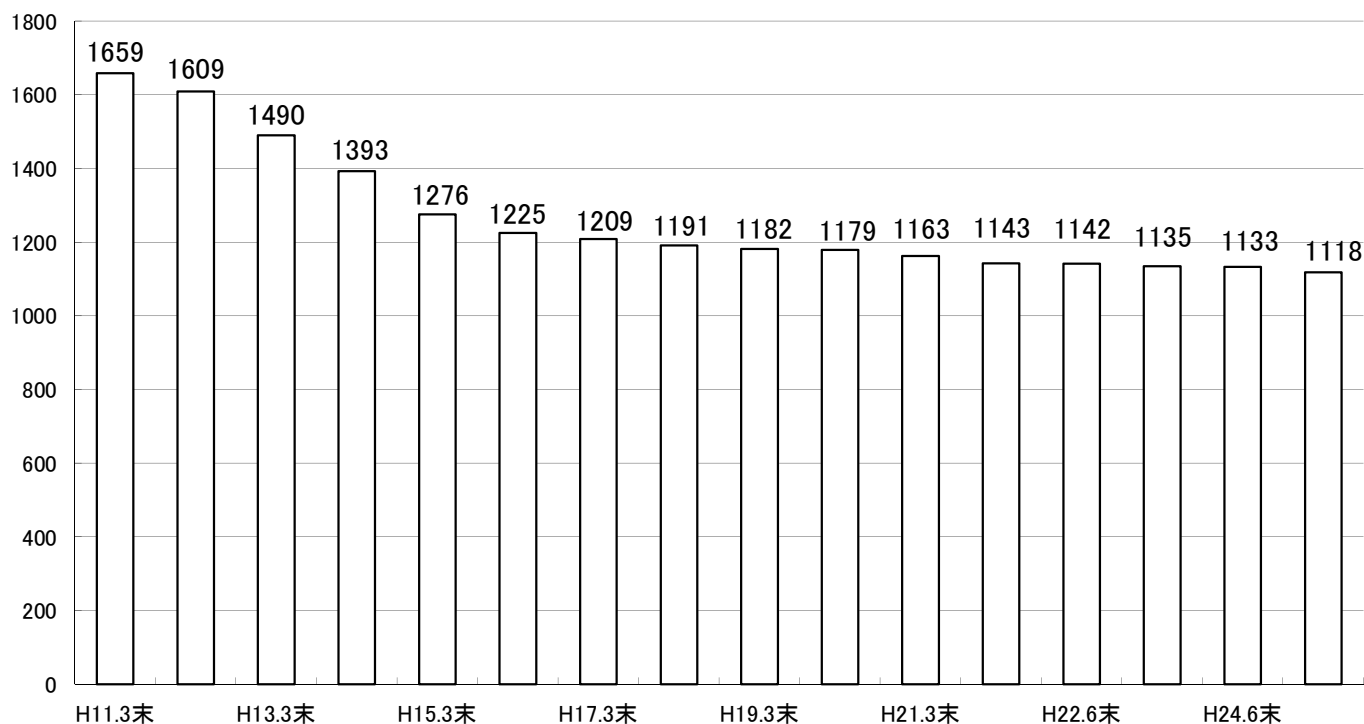
(単位:億円)

年(月)末	株式投信		公社債投信			合計	
		うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信
昭和 40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年1月	890,098	327,924	124,582	5,302	18,633	1,014,680	333,227
2月	903,268	331,252	128,746	5,694	18,550	1,032,014	336,947
3月	944,080	343,598	131,496	5,662	18,450	1,075,576	349,260
4月	1,006,785	365,841	141,325	5,528	18,449	1,148,110	371,369
5月	1,007,890	368,583	146,868	5,780	18,496	1,154,758	374,363
6月	967,168	361,805	141,173	5,341	18,351	1,108,341	367,146

出典:(社)投資信託協会公表資料

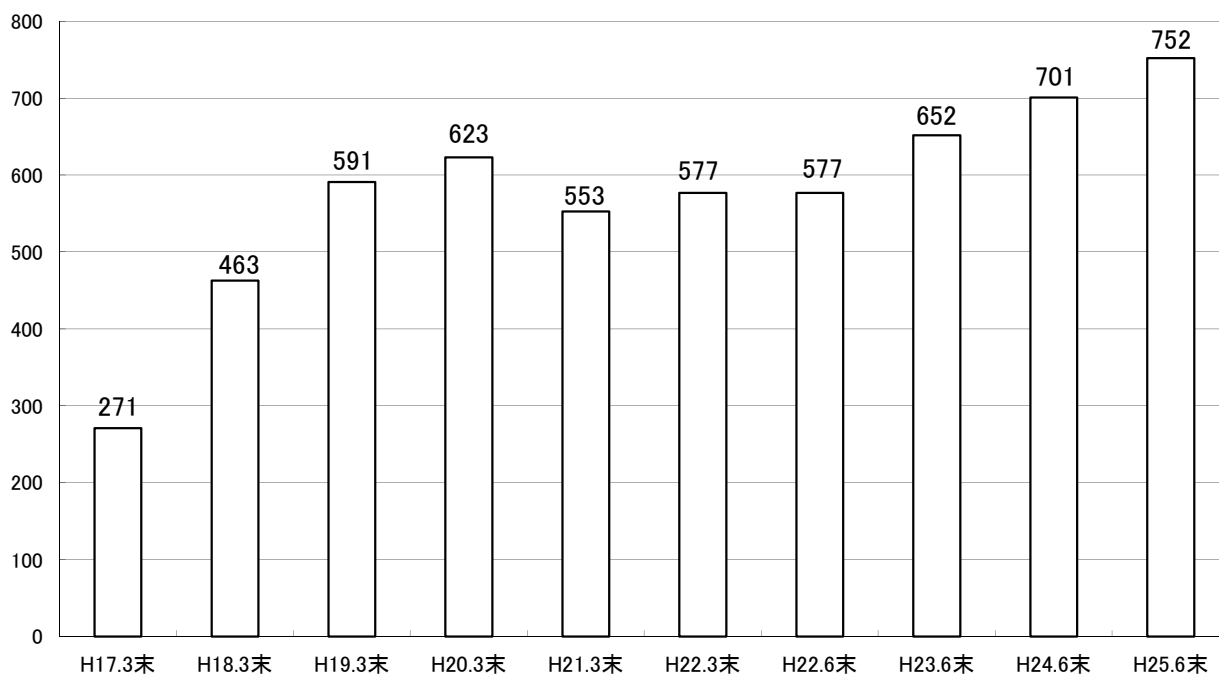
(業者数)

### 登録金融機関数の推移



### 金融商品仲介業者数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までは証券仲介業者の数。

## 信用格付業者登録一覧

(平成25年6月末日現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	日本スタンダード&プアーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

## 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況

(単位:人、%)

	第1回試験 (平成21年8月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	第5回試験 (平成22年11月21日実施)	第6回試験 (平成23年11月20日実施)	第7回試験 (平成24年11月18日実施)	合計
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	127,615
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	115,408
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	64,522
合格率	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	55.9

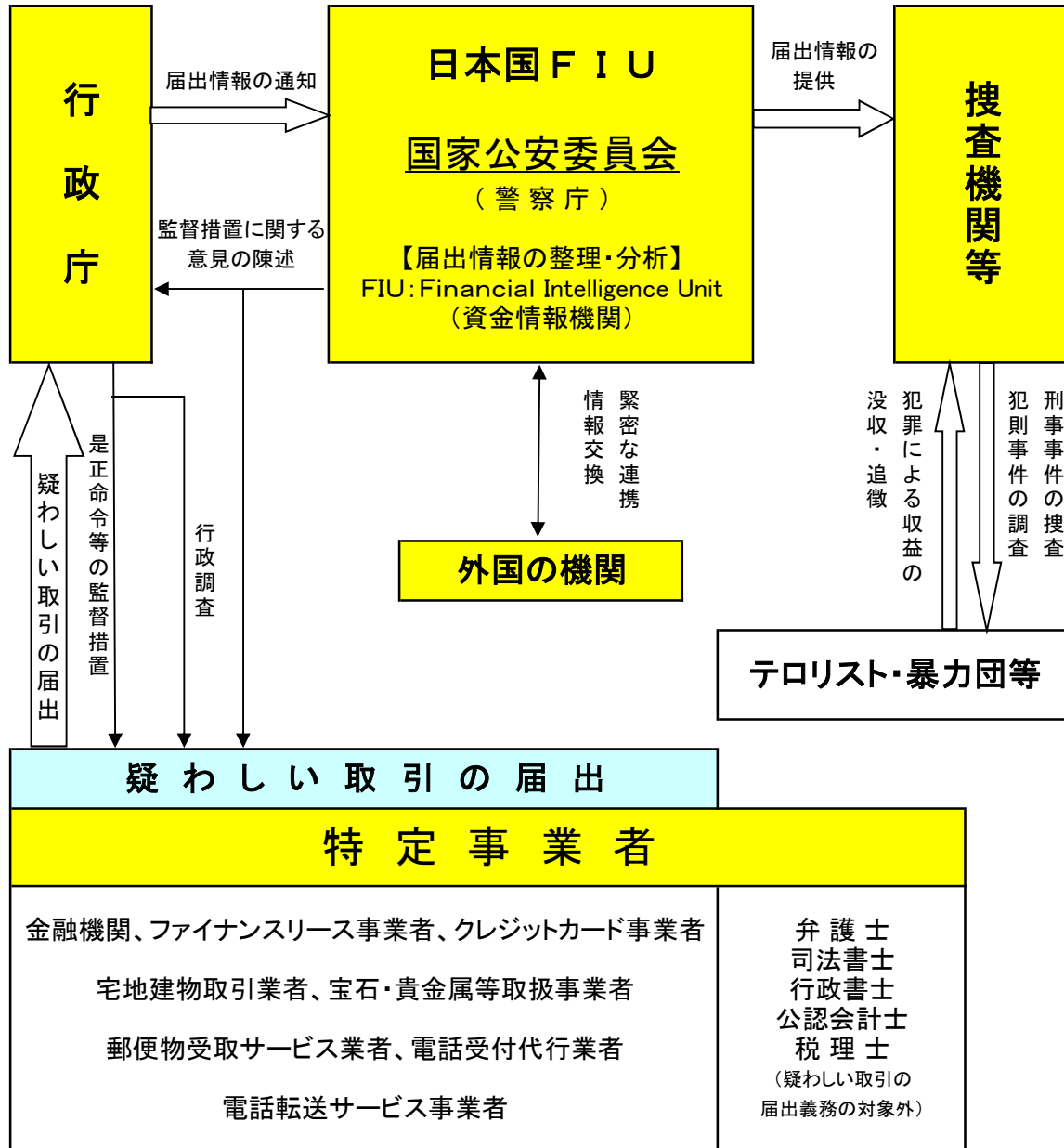
## 確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数					
	うち銀行	うち協同組織金融機関 (※)	うち保険会社	うち証券会社	その他	
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21

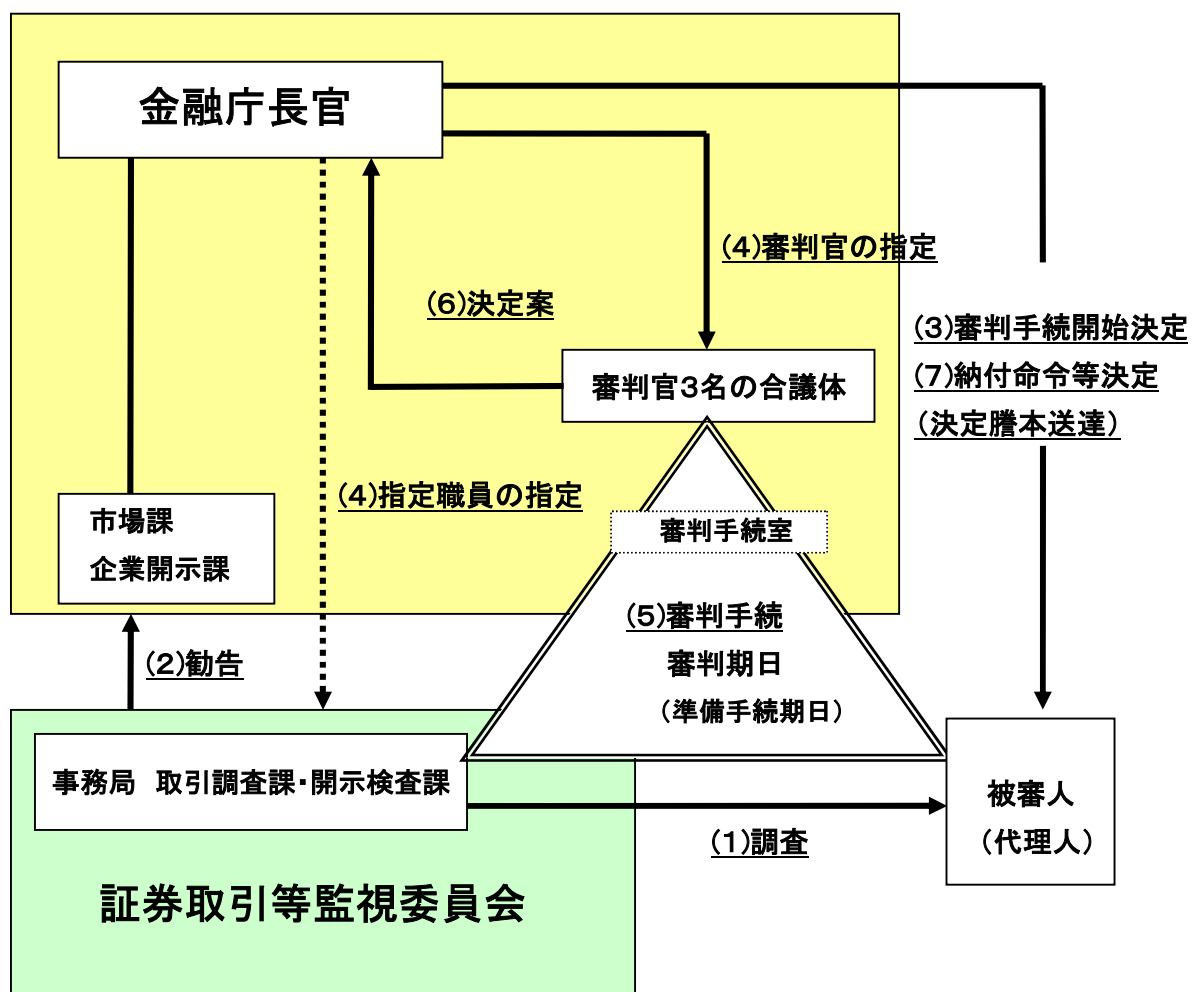
※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等



## 疑わしい取引の届出制度の概念図



調査から課徴金納付命令までの流れ

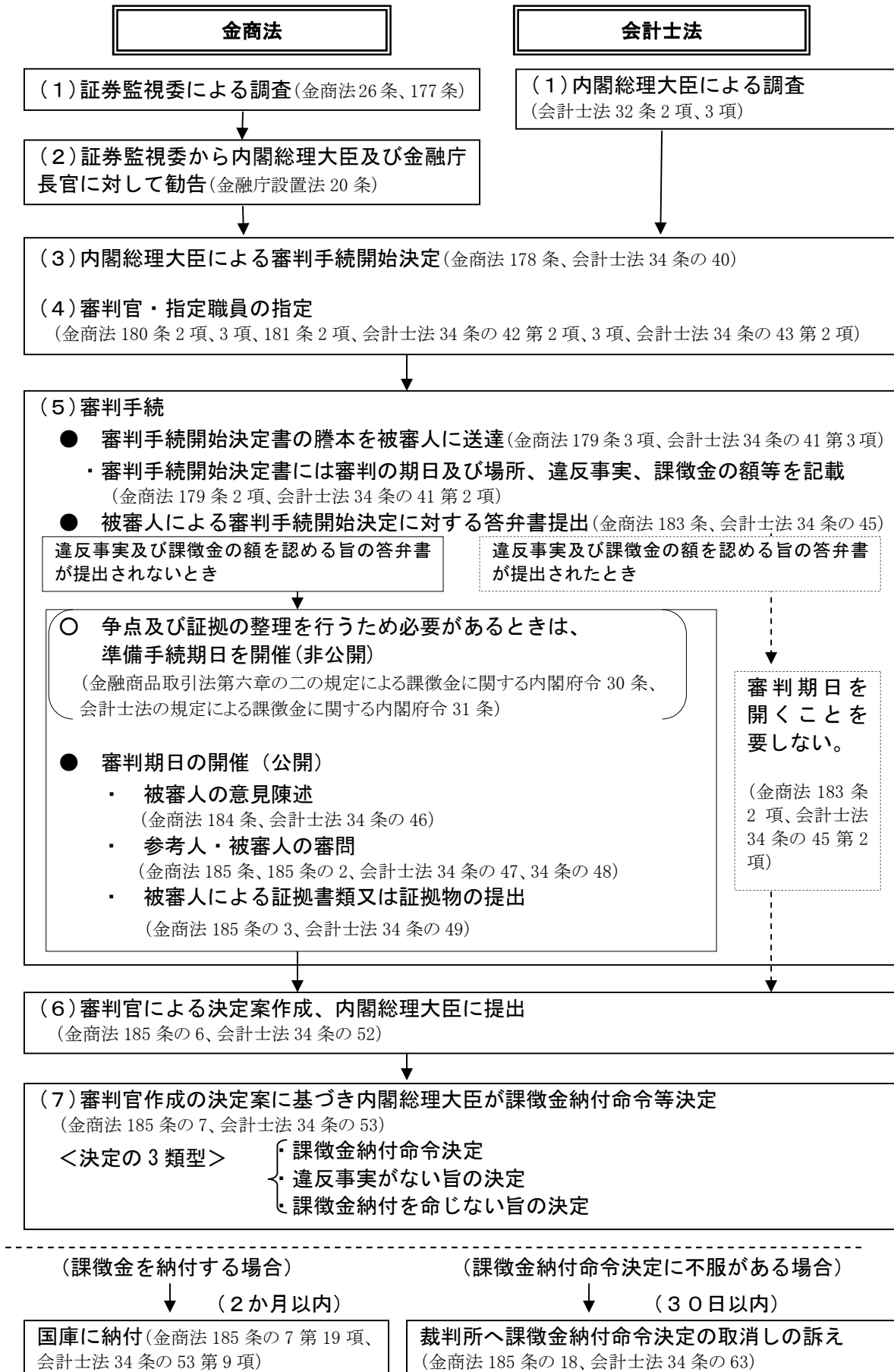


(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

## 課徴金制度に係る手続等の流れ



※内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されている (金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4)  
 ※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法の略

## 課徴金納付命令の実績

(平成24事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	オリンパス㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成24年度第1号)	投資有価証券の過大計上及び長期借入金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	オリンパス㈱	平成24年4月13日	平成24年7月11日	1億 9181万 9994円 (※1)
2	出光興産㈱株式に係る相場操縦 (平成24年度第14号)	出光興産㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成24年6月15日	平成24年7月10日	166万円
3	㈱バンテック社員からの情報受領者による内部者取引(1) (平成24年度第12号)	重要事実(㈱日立物流が㈱バンテック株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実)を職務に関し知った㈱バンテックの社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成24年6月15日	平成24年7月10日	112万円
4	㈱バンテック社員からの情報受領者による内部者取引(2) (平成24年度第13号)	重要事実(㈱日立物流が㈱バンテック株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実)を職務に関し知った㈱バンテックの社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成24年6月15日	平成24年7月10日	112万円
5	㈱ホッコクに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成24年度第18号)	架空売上の計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱ホッコク	平成24年7月10日	平成24年8月9日	2681万円
6	㈱ネクスト社員による内部者取引 (平成24年度第16号)	重要事実(㈱ネクストの売上高等について、公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値に差異が生じたこと)についてその職務に関し知り、自己の計算において当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成24年7月6日	平成24年8月9日	24万円
7	㈱ジェイプロジェクト株式に係る相場操縦 (平成24年度第17号)	㈱ジェイプロジェクトの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成24年7月6日	平成24年8月9日	52万円
8	㈱ジアース役員による内部者取引 (平成24年度第19号)	①重要事実(㈱ジアースが、グーグル・アイルランド・リミテッド及びその関連者と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実)についてその職務に関し知り、自己の計算において当該事実の公表前に買い付けた。 ②重要事実(㈱ジアースにおいて、グーグルから、両社間の業務提携に係る不動産検索サービスの提供を停止するとの一方的な通告を受けた旨の事実)についてその職務に関し知り、自己の計算において当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成24年8月3日	平成24年9月13日	134万円
9	㈱ジアース社員による内部者取引 (平成24年度第20号)	①重要事実(㈱ジアースが、㈱リクルートと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実)についてその職務に関し知り、自己の計算において当該事実の公表前に買い付けた。 ②重要事実(㈱ジアースにおいて、グーグル・アイルランド・リミテッド及びその関連者から、両社間の業務提携に係る不動産検索サービスの提供を停止するとの一方的な通告を受けた旨の事実)についてその職務に関し知り、自己の計算において当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成24年8月3日	平成24年9月13日	22万円
10	J. フロントリテイリング㈱株式に係る相場操縦 (平成24年度第21号)	J. フロントリテイリング㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成24年8月31日	平成24年10月3日	135万円
11	クラウドゲート㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成23年度第25号)	架空売上の計上、長期前払費用の架空計上、資金流出に係る貸倒引当金の過少計上、売上原価の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱クラウドゲート	平成24年1月27日	平成24年10月27日	1871万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
12	㈱プリンシパル・コーポレーションに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成24年度第22号)	資金流出に係る貸倒引当金の不計上、不適切な債権管理による貸倒引当金の不計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱プリンシパル・コーポレーション	平成24年9月28日	平成24年11月9日	1200万円
13	黒崎播磨㈱株式に係る相場操縦 (平成24年度第23号)	黒崎播磨㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成24年9月28日	平成24年11月9日	1132万円
14	アイティメディア㈱株式に係る相場操縦 (平成24年度第24号)	アイティメディア㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成24年10月12日	平成24年11月21日	69万円
15	アイティメディア㈱株式に係る相場操縦 (平成24年度第25号)	アイティメディア㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成24年10月12日	平成24年11月21日	65万円
16	アイティメディア㈱株式に係る相場操縦 (平成24年度第26号)	アイティメディア㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成24年10月12日	平成24年11月21日	42万円
17	㈱ストリームに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成24年度第27号)	売上原価の過少計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱ストリーム	平成24年10月16日	平成24年11月21日	600万円
18	㈱東理ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成24年度第30号)	貸付金等に係る貸倒引当金繰入額の過少計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱東理ホールディングス	平成24年11月16日	平成24年12月5日	300万円
19	公開買付者との契約締結者からの情報受領者によるサイレックス・テクノロジー㈱株式に係る内部者取引 (平成24年度第32号)	重要事実（村田機械㈱がサイレックス・テクノロジー㈱株式の公開買付けを行うことについて決定をした事実）を公開買付応募の契約締結に関し知ったサイレックス・テクノロジー㈱の大株主から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成24年11月16日	平成24年12月5日	61万円
20	㈱バンテック社員からの情報受領者による内部者取引 (平成24年度第28号)	重要事実（バンテックの業務執行を決定する機関が、全部取得条項付種類株式を利用する方法により、バンテックを㈱日立物流の完全子会社とする決定をした事実）を職務に関し知った㈱バンテックの社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成24年10月30日	平成24年12月21日	585万円
21	㈱ヴィンキュラムジャパン㈱株式に係る相場操縦 (平成24年度第33号)	㈱ヴィンキュラムジャパンの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成24年11月30日	平成24年12月21日	442万円
22	㈱ニッセンホールディングスとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 (平成24年度第28号)	重要事実（㈱ニッセンホールディングスが、ユーシーシーホールディングス㈱と業務上の提携を行うこと及びUCC㈱からシャディ㈱の発行済株式の全部を譲り受けて同社を子会社化することについて決定した事実）を職務に関し知った㈱バンテックの社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成24年11月30日	平成24年12月21日	24万円
23	日本板硝子㈱の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成24年度第15号)	重要事実（日本板硝子㈱が株式の募集を行うことについての決定をしたこと）について引受契約締結交渉先の社員から伝達を受け、ファンドの計算において当該事実の公表前に売り付けた。	ジャパン・アドバイザー合同会社	平成24年6月29日	平成25年1月8日	37万円
24	ヤフー㈱株式に係る相場操縦 (平成24年度第35号)	ヤフー㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の買付けを発注した。	タイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシー	平成24年12月13日	平成25年1月28日	6571万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
25	㈱ブラコー株式ほか2銘柄に係る相場操縦 (平成24年度第26号)	㈱ブラコーほか2銘柄の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成24年12月21日	平成25年1月28日	95万円
26	㈱サンケイビル関係者からの情報受領者による内部者取引 (平成24年度第37号)	重要事実(㈱フジ・メディア・サービスがサンケイビルの株式公開買付けを行うことについての決定をしたこと)についてサンケイビル関係者から伝達を受け、自己の計算において当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成25年1月25日	平成25年2月26日	263万円
27	花月園観光㈱株式ほか1銘柄に係る相場操縦 (平成24年度第39号)	花月園観光㈱ほか1銘柄の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成25年3月12日	平成25年4月1日	107万円
28	㈱岐阜銀行株式に係る相場操縦 (平成24年度第31号)	㈱岐阜銀行の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させる目的を持って一連の売買をした。	個人	平成24年11月16日	平成25年4月16日	153万円
29	エルピーダメモリ㈱の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成24年度第29号)	重要事実(エルピーダの業務執行を決定する機関が株式及び転換社債型新株予約権付社債(CB)の募集を行うことについての決定をしたこと)について引受契約締結交渉先の社員から伝達を受け、ファンドの計算において当該事実の公表前に売り付けた。	ジャパン・アドバイザー合同会社	平成24年11月2日	平成25年4月16日	12万円
30	㈱クロニクルに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成24年度第40号)	営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱クロニクル	平成25年3月26日	平成25年5月10日	6443万円
31	公開買付者の社員からの情報受領者によるエス・バイ・エル(株)株式に係る内部者取引 (平成25年度第1号)	重要事実(㈱ヤマダ電機の業務執行を決定する機関がエス・バイ・エル㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について㈱ヤマダ電機の社員から伝達を受け、自己の計算において当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年5月23日	平成25年4月16日	79万円
32	㈱ジー・テイストに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成25年度第2号)	のれんの過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱ジー・テイスト	平成25年4月23日	平成25年5月23日	1億145万円
33	沖電気工業㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成25年度第3号)	架空売上による売掛金の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	沖電気工業㈱	平成25年4月26日	平成25年6月5日	1680万円
34	㈱石井表記の子会社役員による内部者取引 (平成25年度第4号)	重要事実(㈱石井表記の子会社の石井表記ソーラー㈱の業務執行を決定する機関が、同社の解散を行うことについての決定をしたこと)について知り、自己の計算において当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年5月10日	平成25年6月5日	312万円
35	ケンコーコム㈱役員からの情報受領者による内部者取引 (平成25年度第5号)	重要事実(ケンコーコムの業務執行を決定する機関が、楽天㈱を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたこと)について知り、自己の計算において当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年5月28日	平成25年6月21日	24万円
36	㈱マミーマーケット株式ほか1銘柄に係る相場操縦 (平成25年度第6号)	㈱マミーマーケットほか1銘柄の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成25年5月28日	平成25年6月21日	12万円
37	東京電力㈱の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成24年度第10号)	重要事実(東京電力㈱の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をしたこと)について知り、自己の計算において当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成24年6月8日	平成25年6月27日	6万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
38	東京電力㈱の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引（平成24年度第11号）	重要事実（東京電力㈱の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をしたこと）について知り、自己の計算において当該事実の公表前に売り付けた。	ファースト・ニューヨーク・セキュリティーズ・エルエルシー	平成24年6月8日	平成25年6月27日	1468万円

（※1 課徴金のうち、起訴の対象とされている1億7195万9994円については、当該事件についての裁判が確定した日から2月を経過した日が納付期限となる。ただし、課徴金額の変更の処分があったときは、その変更の処分に係る文書の謄本を発した日から2月を経過した日が納付期限となる。）